

# 平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書 「資料編」

平成 1 8 年 6 月

国立大学法人  
上越教育大学

## 目 次

<p>1 業務運営の改善及び効率化</p> <p>(1) 経営協議会の会議運営規則等及び議事要旨等</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学経営協議会規則 . . . . . 1</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学経営協議会議事要旨 . . . . . 2</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度経営協議会の審議において大学運営に活用された事項 . . . . . 6</p> <p>(2) 戦略的効果的な資源配分</p> <p style="padding-left: 20px;">学長裁量分の予算及び人員、配分方法、配分対象 . . . . . 7</p> <p style="padding-left: 20px;">学長裁量分以外の戦略的経費の総額、配分方法、配分対象 . . . . . 8</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度上越教育大学競争的教育研究資金の配分基準について . . . . . 9</p> <p style="padding-left: 20px;">都道府県教育委員会から採用する任期付教員の資格審査の基準 . . . . . 20</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針 . . . . . 21</p> <p>(3) 教員との協働による運営体制の整備等、事務組織の再編状況</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学新旧運営図 . . . . . 22</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学事務局組織 新旧対照表 . . . . . 23</p> <p>(4) 監査機能の充実</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画 . . . . . 24</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度国立大学法人上越教育大学監事監査結果報告書 . . . . . 26</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画 . . . . . 27</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査結果報告書 . . . . . 28</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学監事の補佐体制及び内部監査体制 . . . . . 31</p> <p>(5) 戦略的な法人経営体制と効果的運用・教育活動</p> <p style="padding-left: 20px;">上越教育大学特色 G P パンフレット . . . . . 32</p> <p style="padding-left: 20px;">上越教育大学教員養成 G P パンフレット . . . . . 39</p> <p style="padding-left: 20px;">上越教育大学教職員大学院設置構想パンフレット . . . . . 46</p> <p style="padding-left: 20px;">上越教育大学教員採用試験受験・合格状況及び教員就職状況 . . . . . 51</p> <p>2 財務内容の改善</p> <p>(1) 自己収入増加に向けた取り組み等</p> <p style="padding-left: 20px;">部局の外部資金受け入れ額の予算配分への反映によるインセンティブ付与等、自己収入増加に向けた取り組み方針・内容とその実績・効果 . . . . . 52</p> <p>(2) 経費の節減に向けた取り組み等</p> <p style="padding-left: 20px;">経費の削減に向けた取組内容とその実績・効果 . . . . . 53</p> <p>(3) 人件費削減の取り組み状況</p> <p style="padding-left: 20px;">財政計画や人員管理計画の策定等、人件費削減の取り組み状況 . . . . . 54</p>	<p>3 自己点検・評価及び情報提供</p> <p>(1) 自己点検・評価の取り組み状況</p> <p style="padding-left: 20px;">上越教育大学評価システムの構築 . . . . . 55</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則 . . . . . 56</p> <p>(2) 情報提供している教育研究活動の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">ホームページ等により情報提供している教育研究活動の内容 . . . . . 58</p> <p>4 その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設マネジメントへの取り組み及び設備マネジメントへの取り組み状況</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学施設マネジメント実施体制 . . . . . 60</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学施設有効活用規程 . . . . . 61</p> <p style="padding-left: 20px;">上越教育大学有線・無線 LAN 学内アクセスポイント一覧 . . . . . 63</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学施設 5 か年整備計画 . . . . . 64</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度上越教育大学施設・設備維持管理計画表 . . . . . 67</p> <p style="padding-left: 20px;">上越教育大学職員宿舍関係工事予定表 . . . . . 68</p> <p style="padding-left: 20px;">上越教育大学耐震診断業務予定表 . . . . . 69</p> <p>(2) 安全管理に対する取り組み状況</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学安全衛生管理体制図 . . . . . 70</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学安全衛生管理規程 . . . . . 71</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学毒物・劇物取扱規程 . . . . . 75</p> <p style="padding-left: 20px;">安全の手引（抜粋） . . . . . 77</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度安全衛生管理年間実施計画 . . . . . 79</p> <p>(3) 危機管理に対する取り組み状況</p> <p style="padding-left: 20px;">国立大学法人上越教育大学防災規則 . . . . . 80</p> <p style="padding-left: 20px;">危機管理マニュアルの作成及び防災訓練等の実施状況 . . . . . 84</p> <p style="padding-left: 20px;">防災体制・災害支援体制（上越教育大学ホームページより） . . . . . 85</p>
--	---

# ○国立大学法人上越教育大学経営協議会 規則

(平成16年4月1日)  
規則第2号)

## 国立大学法人上越教育大学経営協議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、国立大学法人上越教育大学学則(平成16年学則第1号)第24条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学経営協議会(以下「経営協議会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

**第2条** 経営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見)に関する事項のうち、国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)の経営に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- (3) 学則(本法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他本法人の経営に関する重要事項

(組織等)

**第3条** 経営協議会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長
  - (2) 学長が指名した理事2人
  - (3) 学長が指名した副学長1人
  - (4) 学長が指名した職員2人
  - (5) 役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い識見を有するものうちから、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者若干人
- 2 前項第5号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。

(任期等)

**第4条** 前条第1項第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(議長等)

**第5条** 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を招集し、これを主宰する。

3 学長は、委員の3分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する理事が、その職務を代行する。

(議案の提出)

**第6条** 経営協議会への議案の提出は、学長が行う。

(定足数及び議決数)

**第7条** 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第8条** 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を経営協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門委員会の設置)

**第9条** 経営協議会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 経営協議会が必要と認めるときは、前項に規定する専門委員会に経営協議会の委員以外の職員を加えることができる。

(事務の処理)

**第10条** 経営協議会に関する事務は、総務部企画室において処理する。

(細則)

**第11条** この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、経営協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 第7回国立大学法人上越教育大学経営協議会議事要旨

日時 平成17年6月17日(金) 13:00~15:30  
場所 上越教育大学 大会議室(事務局3階)  
欠席者 木浦委員, 佐々木委員, 山極委員, 戸北委員

前回の議事要旨は, 原案どおり承認された。

### 議 題

- 1 平成16年度決算  
学長及び梶原理事から, 平成16年度決算について, 財務諸表, 決算報告書, 事業報告書等に基づき説明があり, 原案どおり承認された。
- 2 平成16事業年度に係る業務の実績に関する報告  
学長及び川崎副学長から, 国立大学法人評価委員会が行う毎事業年度に係る業務実績評価の概要について説明の後, 平成16事業年度に係る業務の実績報告書について提案説明があり, 6月末日の提出までに若干の字句の修正があり得ることを含み, 原案どおり承認された。
- 3 平成17年度自己点検・評価の実施  
学長及び川崎副学長から, 平成17年度自己点検・評価実施要項及び実施スケジュールについて説明があり, 原案どおり承認された。
- 4 平成18年度概算要求  
学長及び梶原理事から, 平成18年度概算要求について説明があり, 今後, 文部科学省と打合せを行っていく過程で, 要求事項の名称や要求金額等の変更も想定されることを含み, 原案どおり承認された。
- 5 本学における専門職大学院の在り方  
学長から, 本学における専門職大学院の設置に向けた対応等について説明があり, 原案どおり承認された。

### 報 告

- 1 平成17年度兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科に係る受託金  
学長から, 平成17年度兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科に係る受託金について報告があった。
- 2 国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表  
学長から, 本学における役員の報酬等及び職員の給与の水準を文部科学省へ報告し, 文部科学省及び本学のホームページ等で公表されることとなることについて報告があった。

- 3 各種競争的資金の申請  
学長及び川崎副学長から, 平成17年度に本学が申請又は申請予定の各種競争的資金の申請内容等について報告があった。
- 4 大学院の定員充足  
学長から, 平成17年度大学院入学者状況及び大学院の定員充足に向けた活動状況等について報告があった。
- 5 創立30周年記念式典等の実施計画  
学長から, 本学が平成20年10月に創立30周年を迎えるため, 各種の記念行事を実施すること, 及び同記念行事の計画のため, 創立30周年記念行事準備委員会及び準備室を設置したことの報告があった。

以 上

## 第8回国立大学法人上越教育大学経営協議会議事要旨

日 時 平成17年10月28日(金) 12:30~14:55  
場 所 ホテルハイマート (上越市中央1-2-3)  
欠 席 者 木浦委員

前回の議事要旨は、原案どおり承認された。

### 議 題

#### 1 本学における教職大学院設置構想

学長及び高田理事から、現時点での本学の教職大学院設置構想案について説明があり、種々意見交換の後、既存の修士課程との機能の整理を含め、平成19年4月の設置に向けてさらに検討を行うことになった。

#### 2 人事院勧告への対応

学長及び梶原理事から、平成17年人事院勧告のポイント及び国立大学協会経営委員会における給与改定例について説明があり、本学の給与体系が公務員給与に準拠していることから、本学の平成17年度の給与改定については、同改定例のC案又はD案を参考に決定し、平成18年度の給与改定についても改正給与法等に準拠した対応をすることとし、過半数代表者にも十分な説明を行った上で、役員会で最終決定すること、並びに役員会に提案する具体の改定内容及びそれに伴う所要の規則改正等については学長に一任することが承認された。

### 報 告

#### 1 平成16年度財務諸表の承認

学長から、同財務諸表は本学の申請どおり大臣承認がなされたこと、剰余金にかかる経営努力の認定については今回の承認には含まれていないこと及び剰余金が承認された後の執行計画については、改めて本協議会に諮る旨の説明があった。

また、梶原理事から、文部科学省による報道関係配付資料に基づき、本学と他国立大学法人との財務諸表の比較等について説明があった。

#### 2 平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果

学長及び川崎副学長から、国立大学法人評価委員会から同評価結果が公表されたこと及び本学に関する評価結果について説明があり、今後の課題として指摘された事項に関する対応策等の検討を関係部局等へ依頼していることについて報告があった。

#### 3 平成17年度の年度計画進捗状況

学長から、平成17年度の年度計画の進捗状況について説明があり、本年度においては、年度計画の実績が遅れているという評価を受けないよう、各実施組織において業務を適切に実施していきたい旨の発言があった。

#### 4 平成17年度収支状況

学長及び梶原理事から平成17年度の収支状況について報告があった。

また、学長から、収支状況については、今後も適切な資金管理のもと、大学運営を行っていく旨の発言があった。

#### 5 平成18年度概算要求

学長及び梶原理事から、文部科学省から財務省へ提出された平成18年度概算要求主要事項及び本学の概算要求の状況等について報告があった。

また、学長から、運営費交付金の効率化係数による減額等の状況を踏まえ、概算要求における特別教育研究経費や各種競争的資金の獲得が重要である旨の発言があった。

#### 6 認証評価の実施

学長及び川崎副学長から、認証評価機関による評価の実施時期及び認証評価機関の選定について、中期目標に関する法人評価の暫定評価時期、認証評価結果の反映や作業効率、本学の自己点検・評価基準の策定に当たって、大学評価・学位授与機構の認証評価の大学基準を参考としたこと等を勘案し、認証評価を受ける年度を平成19年度とし、認証評価機関を大学評価・学位授与機構としたい旨の報告があった。

また、学長から、認証評価への対応については大学評価委員会が中心となり、今後、学長指名の委員を追加する等、対応組織を強化する方向で検討する旨の説明があった。

#### 7 平成17年度における各種競争的資金申請・採択状況

学長から、大学改革推進等補助金として措置される各種競争的資金のうち、平成17年度において本学が申請したものに係る採択状況について報告があった。

併せて、学長から採択されたプロジェクトの円滑な推進を図るため、また、今後の各種競争的資金の申請を積極的に行うための組織として、学長の下に「G P支援室」を設置した旨の報告があった。

#### 8 大学院入学者選抜試験実施状況等

学長から、本年8月に実施された大学院入学者前期募集の実施状況について報告があり、今後も入学定員の充足に向けて努力していく旨の発言があった。

#### 9 アスベスト(石綿)問題

学長及び梶原理事から、本学のアスベスト関係の調査状況について、学生宿舎の一部に有害性の低いアスベストがごく少量含まれているが、石綿分析機関に確認したところ、問題ないとの回答を得ていること、学生宿舎の一部及び職員宿舎については、現在調査中であることの報告があった。

以 上

## 第9回国立大学法人上越教育大学経営協議会議事要旨

日 時 平成18年1月19日(木) 10:30~14:45  
場 所 ホテルハイマート (上越市中央1-2-3)  
欠 席 者 山極委員

前回の議事要旨は、原案どおり承認された。

### 議 題

#### 1 平成16年度決算剰余金

学長及び梶原理事から、平成16年度決算剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学省の方針及び大臣承認予定額について説明があり、続いて学長から、本学では文部科学省が示した、大臣承認予定額を翌事業年度への繰り越し対象金額として申請し、大臣承認がなされた後、当初の予定どおり教育研究環境整備のための目的積立金として整理したい旨の提案説明があり、原案のとおり承認された。

また、学長から、教育研究環境整備積立金の執行計画を策定し、平成18年度予算案とともに、次回の経営協議会に諮りたい旨の発言があった。

#### 2 平成17年度学内補正予算

学長及び梶原理事から、平成17年度の政府補正予算案における本学の予定事業等の状況について説明があり、続いて学長から、本学の平成17年度補正予算案については、国の補正予算成立後に、その交付決定額をもって、学内予算の補正を行うこと等について、あらかじめ審議したい旨の提案説明があり、原案のとおり承認された。

#### 3 「総人件費改革の実行計画等」に基づく中期目標・中期計画の策定

学長及び梶原理事から、平成17年12月26日に開催された、「社団法人国立大学協会会員代表者・事務担当責任者による連絡会」において、総人件費改革基本指針(経済財政諮問会議決定)及び総人件費改革の実行計画等(閣議決定)に基づき、各国立大学法人では人件費削減の取組を示す中期目標・中期計画の策定が必要となる旨の説明があり、続いて学長から、本学における人件費削減の取組を示す中期目標・中期計画については、文部科学省への提出が2月中旬であることから、文部科学省から示される予定である変更内容のイメージを踏まえ策定案を作成次第、委員の意見をきいた上で文部科学省に提出し、次回の経営協議会で事後承認を得ることとしたい旨の提案説明があり、承認された。

#### 4 平成18年度学内予算編成方針

学長及び梶原理事から、平成18年度予算の政府案における本学の運営費交付金等の予定額等について説明があり、続いて学長から、平成18年度学内予算編成方針について提案説明があり、原案のとおり承認された。

また、学長から、承認された方針に基づいて、平成18年度学内予算案を編成し、次回の経営協議会に諮りたい旨の発言があった。

#### 5 高齢者雇用確保措置の対応

学長及び事務局から、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正内容及び本学の対応措置のポイントの説明があり、続いて学長から、本学としての同措置への対応方針について提案説明があり、原案のとおり承認された。

また、規則の整備等については学長に一任することとし、その内容については、次回の経営協議会で報告することとしたい旨の発言があった。

#### 6 平成17年度に係る組織の運営状況並びに各教員の教育研究活動等の自己点検・評価実施要項

学長及び川崎副学長から、平成17年度に係る組織及び各教員の自己点検・評価の実施要項について提案説明があり、原案のとおり承認された。

また、実施過程における軽微な修正等については、学長に一任することとされた。

### 報 告

#### 1 国立大学法人上越教育大学職員給与規程等の一部改正

学長及び事務局から、平成17年10月28日開催の第8回経営協議会及び平成17年11月17日開催の第12回役員会で承認された、平成17年度及び平成18年度の給与改定のうち、平成17年度給与改定に係る職員給与規程及び役員報酬規程の改正について報告があり、平成18年度給与改定については、人事院規則等を確認の上、規程等を整備する予定である旨の説明があった。

#### 2 平成17年度収支状況

学長及び梶原理事から、平成17年12月末までの収支状況について説明があり、収支状況については、今後も適切な資金管理のもと、大学運営を行っていく旨の報告があった。

#### 3 平成18年度予算政府案

学長から、平成18年度予算政府案の内容については、議題4の中で説明済みであるので、本報告を省略する旨の発言があった。

#### 4 大学院入学者選抜試験実施状況

学長から、平成18年度大学院の前期募集及び後期募集における入学者選抜試験実施状況及び2次募集の実施について報告があった。

#### 5 平成18年度採用公立学校教員採用試験受験結果等

学長から、今年度の教員選考試験の受験・合格状況、平成17年3月卒業者の就職状況について説明があり、受験率の向上、教員以外への就職率と未就職率の減少に向けての対策が重要となる旨の報告があった。

#### 6 アスベスト(石綿)調査報告

学長及び川崎副学長から、平成17年10月28日開催の第8回経営協議会で調査中としていた学生宿舎の一部及び職員宿舎のアスベスト(石綿)の使用状況、対象居室の目視調査の実施及び今後の計画的な改修工事予定について報告があった。

#### 7 土地の一部譲渡

学長及び梶原理事から、平成17年1月13日開催の第5回経営協議会で承認された、(株)上越自動車学校への土地の一部譲渡に係る進捗状況について報告があった。

#### 8 本学における教職大学院設置構想

学長及び高田理事から、現時点における本学の教職大学院設置構想の概要について説明があり、各委員の意見・感想を聴いた。その上で、学長から、今後は中教審等の動向に留意し、平成19年4月の設置が認められることとなった場合、設置審査及び概算要求に十分対応できるよう準備を進めていきたい旨の発言があった。

以 上

## 第10回国立大学法人上越教育大学経営協議会議事要旨

日時 平成18年3月13日(月) 9:30~11:50  
場所 ホテルセンチュリーイカヤ (上越市中央1-2-7)  
欠席者 木浦委員, 山極委員

前回の議事要旨は、原案どおり承認された。

### 議 題

- 1 上越教育大学教職大学院設置構想  
学長、高田理事及び戸北副学長から、教職大学院の設置に係る今後のスケジュール及び現時点における教職大学院設置構想について提案説明があり、本経営協議会での意見等を踏まえ、今後も同構想を充実すべく修正していくことを含め、原案どおり承認された。
- 2 平成18年度年度計画  
学長、川崎副学長及び梶原理事から、平成18年度年度計画について提案説明があり、本経営協議会での意見等を踏まえ、役員会の審議を経て文部科学省へ提出することとし、その過程での修正等は学長に一任することを含め、原案どおり承認された。
- 3 平成18年度学内予算  
学長及び梶原理事から、平成17年度学内補正予算について報告があった後、平成18年度収入・支出予算及び教育研究環境整備積立金の執行計画について提案説明があり、原案どおり承認された。
- 4 役員報酬、職員給与及び退職手当の改定  
学長及び梶原理事から、役員報酬、職員給与及び退職手当の改定について提案説明があり、今後、過半数代表者への説明を行うこと及び同改定に伴う関係規程の改正については学長に一任することとし、原案どおり承認された。
- 5 国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程の改定  
学長及び梶原理事から、情報公開及び個人情報開示に係る手数料の改訂、私学研修員等の研究料及び徴収方法を制定することに伴う国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程の改定について提案説明があり、原案どおり承認された。
- 6 平成18年度自己点検・評価の実施計画  
学長及び川崎副学長から、同実施計画について提案説明があり、同実施計画は役員会の審議を得て最終決定し、その過程での修正は学長に一任することを含め、原案どおり承認された。
- 7 事務組織の改組等  
学長から、研究連携室の学務部への所属替え及び課・室構成組織のチーム化等に伴う事務組織の改組等について提案説明があり、原案どおり承認された。

### 報 告

- 1 「総人件費改革の実行計画等」に基づく中期目標・中期計画の変更  
学長から、「総人件費改革の実行計画等」に基づく中期目標・中期計画の変更について、委員から寄せられた意見を参考に変更案を作成し、文部科学省へ提出した旨報告があった。
- 2 平成17事業年度に係る業務の実績に関する評価  
学長及び川崎副学長から、同評価に係る実施要領の主な改正点及び同評価における財務情報の活用について報告があった。
- 3 平成17年度学内補正予算  
学長から、平成17年度学内補正予算については、議題3の中で説明済みであるので、本報告を省略する旨の発言があった。
- 4 平成17年度収支状況  
学長及び梶原理事から、平成18年2月末までの収支状況について説明があり、収支状況については、今後も適切な資金管理の下、大学運営を行っていく旨の報告があった。
- 5 職員の再雇用に関する規程の制定  
学長及び事務局から、本学の高年齢者雇用確保措置への対応方針に基づく、本学職員就業規則の一部改正、職員再雇用規程の制定及び再雇用者の基準に関する労使協定書の締結について報告があった。
- 6 大学院定員充足状況  
学長から、大学院修士課程の入学選抜試験実施状況について報告があった。
- 7 心理教育相談室の増設  
学長及び川崎副学長から、心理教育相談室について、平成16年9月実施の(財)日本臨床心理士資格認定協会の実地視察における指摘事項に対応し、大学院1種指定校の認定更新を受けるために、現有施設の拡充を行う必要があることから、平成18年度中に職員研修センターを改修し、心理教育相談室を移転することについて報告があった。
- 8 上越市地域防災計画等に基づく避難所の開設  
学長及び川崎副学長から、上越市からの要望により、上越市地域防災計画等に基づく避難所を本学山屋敷キャンパス、附属小学校及び附属中学校に開設するため上越市と覚書を締結し、上越市との防災体制の連携協力の推進を図ることについて報告があった。
- 9 役員等の選考  
学長から、平成17年度末で任期満了となる役員等の選考について報告があった。

### そ の 他

- 1 教員養成系大学における運営費交付金収入と自己収入の状況等  
学長から、前回の経営協議会において、若井委員より質問があった教員養成系大学における運営費交付金と自己収入の状況等について説明があった。

以 上

## 平成17年度経営協議会の審議において大学運営に活用された事項

### ○本学における教職大学院設置構想

本学における教職大学院設置構想は、経営協議会での意見等もふまえて策定した。

#### 経営協議会での主な指摘事項

- ・ 既存の修士課程と、専門職学位課程の違いを、対外的に分かりやすく、かつ納得してもらえるような説明ができるようにしなければならない。
- ・ 専門職学位課程については、充実した内容のものが出来そうだというイメージは湧くのだが、既存の修士課程の方はどうなるのだろうという若干の心配がある。この構想により修士課程を含む研究科全体がさらによくならなければならない。
- ・ 既存の修士課程は研究者養成中心であるような説明をすると、本学が従来もっている魅力が失われてしまうのではないか。専門職学位課程を作ることにより既存の修士課程もより臨床的、実践的なものになるといった説明も必要ではないか。
- ・ 専門職学位課程を作ることにより、既存の修士課程が色あせてしまうことのないようにして欲しい。
- ・ 本学の修士課程は、これまでも実践的な指導を念頭に置いているのであるから、そことの違いを明確にする必要があるという印象をうける。

### ○「総人件費改革の実行計画等」に基づく中期目標・中期計画の策定

政府の総人件費改革の実行計画等に基づく本学における人件費削減の取り組みを示す中期目標・中期計画の変更案の策定、平成21年度時点での削減目標値の設定にあたっては、経営協議会委員の意見等を参考にした。

#### 経営協議会委員の主な指摘事項

- ・ 数値は大学に任すが、実行計画を上回る数値をあえてあげることには慎重な考慮が必要。
- ・ 人件費削減は事業費を圧迫することとなるので、質の高い教育研究サービスを提供するためには従来の計画を見直す検討も必要。

## 学長裁量分の予算及び人員、配分方法、配分対象

### (1) 学長裁量経費（学長裁量分の予算）

予算額： 49百万円

配分方法： 全学的な視点から教育研究の活性化や大学運営の改善等を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜配分。

配分対象： 下記のとおり。

配分対象事項	予算配分額	備 考
教育研究活性化	13百万円	学校現場・地域との交流拠点の整備、大学教員への競争的教育研究資金の配分、海外の大学との交流促進等
教育研究環境等充実	20百万円	大学院生研究室及び講義棟等学生掲示板の整備、講義演習室の改修・整備、AED（自動体外式除細動器）の設置等
副学長等の裁量経費	4百万円	授業充実のためのティーチングサポーターの雇用、萌芽的研究プロジェクトの支援等
特別事業	1百万円	全学対象講演会の実施、韓国教員大学校の大学院制度に関する調査等
その他の事項	11百万円	アスベスト調査、小・中学校指導書の整備等

### (2) 学長裁量の配置人員

学長裁量分の人数 13人

- ・ 教員人事は、学長一括管理である。
- ・ 各講座等へ配置している員数のうち、大学院の設置基準等を参考にして学内で合意されている基準人数を上回る分の人数のうち、平成17年度は13人配置した。

#### 人員の配置方法

- ・ 学長は、全学的な視野に立ち、必要な教員を配置。
- ・ その際、学長は、教育研究評議会へ教員選考を発議し決定。

## 学長裁量分以外の戦略的経費の総額、配分方法、配分対象

(1) 戦略的経費の予算総額：2億26百万円（前年度対比 15百万円、7.1%増）

- 重点施策経費 2億2百万円
  - 内 訳 ①教育研究改善等経費 47百万円
  - ②教育改革経費 87百万円
  - ③特別設備経費 60百万円
  - ④施設改修等経費 8百万円

- 研究プロジェクト経費 15百万円
- 競争的教育研究資金 9百万円（学長裁量経費を除く）

(2) 戦略的経費の配分方法、配分対象

- 重点施策経費 2億2百万円

本学の当面の課題である大学院の定員充足に向けた取り組みや年度計画に基づく事業を円滑に実施するための経費として、予算を重点的に計上し、事業内容等は、トップミーティング（学長、学内理事、副学長及び事務局部長で構成）において検討し、学長が配分を決定。

- ① 教育研究改善等経費 47百万円

配分対象事項	予算配分額	備 考
学生定員充足のための大学広報活動	16百万円	教育委員会・私立大学訪問PR、専門誌・受験雑誌等広告掲載、広報用パンフレット・リーフレット作成等
学生支援の充実・教育の改善	13百万円	教員採用試験学習支援システムデータ構築、卒業生・修了生データベース構築、授業評価実施等
学内情報化の推進	13百万円	各種情報システム運用支援業務外部委託、講義室無線LAN整備等
地域等との連携推進	5百万円	現職教員のための総合的「学校コンサルテーション」推進事業、特別支援教育支援事業等

- ② 教育改革経費 87百万円  
「情報教育等の実践的指導力を備えた教員の養成・研修」に係る事業費  
（情報教育・遠隔教育用コンテンツの制作、附属小・中学校のコンピューター更新等）

- ③ 特別設備経費 60百万円  
・マルチメディア語学教育システムの整備

- ④ 施設改修等経費 8百万円  
・学生宿舎の居住環境改善

- 研究プロジェクト経費 15百万円

学内公募を行い、教育実践を通じた教材開発や、地域の学校と連携し教育現場が抱えている諸問題の解決に資することを目的とした臨床的研究等を対象として、学長、副学長及び附属図書館長による審査会が、研究の内容、関連授業科目と申請内容の妥当性、研究業績等を中心に審査し、学長が配分を決定。

- 競争的教育研究資金 9百万円

大学評価委員会の下に設置した資源配分基準検討WGにおいて、資源配分基準等の原案を作成し、教育研究評議会の審議を経て、学長が平成17年度の競争的教育研究資金の配分基準を決定し、同基準に基づき学内配分を実施し、教育研究評議会に配分状況を報告した。

## 平成17年度上越教育大学競争的教育研究資金の配分基準について

〔平成17年9月14日〕  
上越教育大学長決定

### 1 目的

この基準は、単科大学である本学の特性を十分に生かしつつ、多様で柔軟な教育研究実施体制を確立し、競争的環境の醸成に努め、教育・研究をより活性化することを目的とする。

### 2 資源配分の方針

- (1) 中期計画144項については、大学の基本的な目標に基づいた教育に関する臨床研究の推進を眼目として行う。研究と教育・研究指導を教育に関する臨床研究の側面から評価し、資源を配分するものとする（以下「評価区分144」という。）。各教員は、該当する評価対象事項を教育に関する臨床研究との関連で申告し、評価を受けるものとする。
- (2) 中期計画206項については、教育に関する臨床研究を含めて、広く本学の教育・研究指導を評価するものとする（以下「評価区分206」という。）。
- (3) 競争的環境を醸成するために平成13年度から実施している教育研究支援経費のうち各講座・分野別評価分における研究区分の事項については、教育研究支援経費講座・分野別研究評価として、従来どおり評価を実施するものとする。

### 3 中期目標・中期計画等における用語の定義等

- (1) 「教育・研究指導」とは、本学の基本的目標に合致した人材を養成するために、大学院学生・学部学生・研究生等に対して個別に行う教育上および研究上の指導・助言活動を指すものとする。
- (2) 「教育に関する臨床研究」とは、学校教育をはじめ、社会教育を含む教育・生涯学習などさまざまな学習場面に臨み、その過程、組織、教材、メディア等を対象とする研究活動を指すものとする。
- (3) 「地域貢献等」とは、上越教育大学を中心とし、本学の機能によって結びついている地域に対する本学の知的・人的資源による貢献を指すものとする。

本学は総合的な知的・人的資源を擁しており、その機能が多様である。本学を中心に本学の機能によって結びついている地域は多重構造をなし、個々の地域ごとに構成要素と空間的な広がり様々である。例えば、公開講座を実施する機能は、当該講座出席者が居住可能な領域にしか及ばないので上越市およびその近傍に限られるが、国際的な活動に参画する機能は全世界をも本学に結び付けるものである。「地域貢献」ではなく「地域貢献等」と規定されていることから、このような認識を採用する。

具体的な「地域貢献等」には、以下の事項が相当する。

- ① 兼業許可を受けた活動
- ② 大学が組織的に外部に貢献する活動（コンサルテーション事業、公開講座、出前講座、危機管理上設定される事業）
- ③ その他、大学の目的にあった学内外の事業への参加や貢献等、該当事項として認定した内容

#### 4 財源及び配分予算科目

- (1) 財源は、学長裁量経費から5,000千円及び教育研究教員経費を充てるものとし、予算枠は、教育研究評議会の専門委員会である配分予算検討委員会（以下「配分予算検討委員会」という。）で決定するものとする。
- (2) 各評価区分における配分比率については、資源全体を100%としたとき、評価区分144に28%、評価区分206の「Ⅰ教育・研究指導」に28%、評価区分206の「Ⅱ地域貢献等」に24%、教育研究支援経費講座・分野別研究評価に20%とするものとする。
- (3) 各教員への配分予算科目は、教育研究教員経費（教育研究支援経費）とし、経費の執行は、既に配分済みの教育研究教員経費と合わせ執行ができるものとする。

#### 5 申告書

- (1) 評価区分144に係る申告書は、別紙1のとおりとする。
- (2) 評価区分206に係る申告書は、別紙2のとおりとする。
- (3) 教育研究支援経費講座・分野別研究評価に係る申告書は、別紙3の学内共通の区分・事項に基づく評価基準（実績評価期間を含む。）を各講座・分野において検討し、学長の承認を得るものとする。

#### 6 審査方法及び配分

- (1) 各教員への配分額は、各教員からの申告に基づき、学長が配分額を決定するものとする。
- (2) 教育研究支援経費講座・分野別研究評価の配分額の算出にあたっては、各教員からの申告に基づく積算ポイントを基に、各講座・分野における平均ポイントを算出し、平均ポイントが100となる係数を各講座・分野毎にもとめ、この係数により各教員の積算ポイントを改定し、改定された積算ポイントにより、各教員の配分額を算出する。
- (3) 競争的教育研究資金の配分に関しては、配分予算検討委員会が行うものとする。

#### 7 その他

この基準に定めるもののほか、競争的教育研究資金の配分に関し必要な事項は、学長が別に定める。

平成17年度 資源配分申告書 (評価区分144)

講座・分野等名		職名		氏名		ポイント総計	
---------	--	----	--	----	--	--------	--

評価区分144：教育に関する臨床研究を教育・研究指導との関連で評価

学生		事項の細分と評価基準	ポイント	成果又は取組状況	根拠と理由		
A 前年度修士2年次学生							
A11	学籍番号 学生氏名 研究課題 論文タイトル	臨床研究関連係数：研究課題の「教育に関する臨床研究」への関連性 (高 [3] / 中 [2] / 低 [1])	a)				
		a 当該年度の修士論文提出 (あり [5] / なし [0])					
		b 当該年度の教員採用試験受験 (あり [2] / なし [0])					
		c 当該年度の教員採用試験合格 (あり [5] / なし [0])					
		d 当該年度の学会発表 (あり [5] / なし [0])					
		e 当該年度の学会誌投稿 (あり [5] / なし [0])					
		f 当該年度の学会誌発表 (あり [10] / なし [0])					
		g 当該年度の作品・演奏・競技等への参加 (国際的機関・全国的規模 [5] / 主要会場・機関の委嘱 [3] / 公共機関等 [1])					
		h 当該年度の作品・演奏・競技等への入賞 (国際的機関・全国的規模 [10] / 主要会場・機関の委嘱 [5] / 公共機関等 [3])					
			計	b)			
	小計	a) × b)					
前年度修士1年次学生							
A21	学籍番号 学生氏名 研究課題	臨床研究関連係数：研究課題の「教育に関する臨床研究」への関連性 (高 [3] / 中 [2] / 低 [1])	a)				
		a 当該年度の学会発表 (あり [5] / なし [0])					
		b 当該年度の学会誌投稿 (あり [5] / なし [0])					
		c 当該年度の学会誌発表 (あり [10] / なし [0])					
		d 当該年度の作品・演奏・競技等への参加 (国際的機関・全国的規模 [5] / 主要会場・機関の委嘱 [3] / 公共機関等 [1])					
		e 当該年度の作品・演奏・競技等への入賞 (国際的機関・全国的規模 [10] / 主要会場・機関の委嘱 [5] / 公共機関等 [3])					
			計	b)			
			小計	a) × b)			
		修士生 (H13~15年度)					
		A31	学籍番号 学生氏名 研究課題 論文タイトル	臨床研究関連係数：研究課題の「教育に関する臨床研究」への関連性 (高 [3] / 中 [2] / 低 [1])	a)		
a 当該年度の学会発表 (あり [5] / なし [0])							
b 当該年度の学会誌投稿 (あり [5] / なし [0])							
c 当該年度の学会誌発表 (あり [10] / なし [0])							
d 当該年度の作品・演奏・競技等への参加 (国際的機関・全国的規模 [5] / 主要会場・機関の委嘱 [3] / 公共機関等 [1])							
e 当該年度の作品・演奏・競技等への入賞 (国際的機関・全国的規模 [10] / 主要会場・機関の委嘱 [5] / 公共機関等 [3])							
	計			b)			
	小計			a) × b)			

学生		事項の細分と評価基準	ポイント	成果又は取組状況	根拠と理由		
前年度学部4年次学生							
B11	学籍番号 学生氏名 研究課題 論文タイトル	臨床研究関連係数：研究課題の「教育に関する臨床研究」への関連性 (高[3]/中[2]/低[1])	α)				
		a 当該年度指導学生 (あり[3]/なし[0])					
		b 当該年度の卒業論文提出 (あり[3]/なし[0])					
		c 当該年度の教員採用試験受験 (あり[2]/なし[0])					
		d 当該年度の教員採用試験合格 (あり[5]/なし[0])					
		e 当該年度の学会発表 (あり[3]/なし[0])					
		f 当該年度の学会誌投稿 (あり[3]/なし[0])					
		g 当該年度の学会誌発表 (あり[5]/なし[0])					
		h 当該年度の作品・演奏・競技等への参加 (国際的機関・全国的規模[3]/主要会場・機関の委嘱[2]/公共機関等[1])					
		i 当該年度の作品・演奏・競技等への入賞 (国際的機関・全国的規模[5]/主要会場・機関の委嘱[3]/公共機関等[2])					
		計	β)				
小計	α) × β)						
前年度研究生、教員研修留学生等 (科目等履修生を除く)							
C11	学籍番号 学生氏名 研究課題	臨床研究関連係数：研究課題の「教育に関する臨床研究」への関連性 (高[3]/中[2]/低[1])	α)				
		a 当該年度指導学生 (あり[3]/なし[0])					
		b 当該年度の学会発表 (あり[3]/なし[0])					
		c 当該年度の学会誌投稿 (あり[3]/なし[0])					
		d 当該年度の学会誌発表 (あり[5]/なし[0])					
		e 当該年度の作品・演奏・競技等への参加 (国際的機関・全国的規模[3]/主要会場・機関の委嘱[2]/公共機関等[1])					
		f 当該年度の作品・演奏・競技等への入賞 (国際的機関・全国的規模[5]/主要会場・機関の委嘱[3]/公共機関等[2])					
		計	β)				
		小計	α) × β)				
		D	前年度における「教育に関する臨床研究」に関する教授内容・教授方法についての教育・研究課題の設定と実施内容	a 教授内容の教育・研究課題への関連性 (高[10]/中[5]/低[3])			
				b 教授内容についての明示的な改善 (あり[10]/なし[0])			
c 教授方法についての明示的な改善 (あり[10]/なし[0])							
小計							
合計							

臨床研究関連係数：研究課題の「教育に関する臨床研究」への関連性（高[3]/中[2]/低[1]）の判断基準

高 [3]：「教育に関する臨床研究」の定義を満たしており、かつ優れた成果、効果をあげている場合

中 [2]：学習場面向きであり、臨床そのものを扱っている場合

低 [1]：学習場面向きしているが、これを中心的なテーマとしていない場合

## 平成17年度 資源配分申告書(評価区分206)

講座・分野等名		職名		氏名		ポイント総計	
---------	--	----	--	----	--	--------	--

評価区分206:教育・研究指導, 地域貢献等を全学的に評価

## I 教育・研究指導

学生		事項の細分と評価基準	ポイント	成果又は取組状況	根拠と理由
A 前年度修士2年次学生					
A11	学籍番号 学生氏名 学年 研究課題 論文タイトル	a 当該年度の修士論文提出(あり[5]/なし[0])			
		b 当該年度の教員採用試験受験(あり[2]/なし[0])			
		c 当該年度の教員採用試験合格(あり[5]/なし[0])			
		d 当該年度の学会発表(あり[5]/なし[0])			
		e 当該年度の学会誌投稿(あり[5]/なし[0])			
		f 当該年度の学会誌発表(あり[10]/なし[0])			
		g 当該年度の作品・演奏・競技等への参加(国際的機関・全国的規模[5]/主要会場・機関の委嘱[3]/公共機関等[1])			
		h 当該年度の作品・演奏・競技等への入賞(国際的機関・全国的規模[10]/主要会場・機関の委嘱[5]/公共機関等[3])			
		i 留学生(あり[5]/なし[0])			
		計			
前年度修士1年次学生					
A21	学籍番号 学生氏名 研究課題	a 当該年度の学会発表(あり[5]/なし[0])			
		b 当該年度の学会誌投稿(あり[5]/なし[0])			
		c 当該年度の学会誌発表(あり[10]/なし[0])			
		d 当該年度の作品・演奏・競技等への参加(国際的機関・全国的規模[5]/主要会場・機関の委嘱[3]/公共機関等[1])			
		e 当該年度の作品・演奏・競技等への入賞(国際的機関・全国的規模[10]/主要会場・機関の委嘱[5]/公共機関等[3])			
		f 留学生(あり[5]/なし[0])			
		計			
修士生(H13~15年度)					
A31	学籍番号 学生氏名 修了年度 研究課題 論文タイトル	a 当該年度の学会発表(あり[5]/なし[0])			
		b 当該年度の学会誌投稿(あり[5]/なし[0])			
		c 当該年度の学会誌発表(あり[10]/なし[0])			
		d 当該年度の作品・演奏・競技等への参加(国際的機関・全国的規模[5]/主要会場・機関の委嘱[3]/公共機関等[1])			
		e 当該年度の作品・演奏・競技等への入賞(国際的機関・全国的規模[10]/主要会場・機関の委嘱[5]/公共機関等[3])			
		計			

学生		事項の細分と評価基準	ポイント	成果又は取組状況	根拠と理由
前年度学部4年次学生					
B11	学籍番号 学生氏名 研究課題 論文タイトル	a	当該年度指導学生（あり[3]／なし[0]）		
		b	当該年度の卒業論文提出（あり[3]／なし[0]）		
		c	当該年度の教員採用試験受験（あり[2]／なし[0]）		
		d	当該年度の教員採用試験合格（あり[5]／なし[0]）		
		e	当該年度の学会発表（あり[3]／なし[0]）		
		f	当該年度の学会誌投稿（あり[3]／なし[0]）		
		g	当該年度の学会誌発表（あり[5]／なし[0]）		
		h	当該年度の作品・演奏・競技等への参加（国際的機関・全国的規模[3]／主要会場・機関の委嘱[2]／公共機関等[1]）		
		i	当該年度の作品・演奏・競技等への入賞（国際的機関・全国的規模[5]／主要会場・機関の委嘱[3]／公共機関等[2]）		
		j	留学生（あり[5]／なし[0]）		
				計	
前年度研究生、教員研修留学生等（科目等履修生を除く）					
C11	学籍番号 学生氏名 研究課題	a	当該年度指導学生（あり[3]／なし[0]）		
		b	当該年度の学会発表（あり[3]／なし[0]）		
		c	当該年度の学会誌投稿（あり[3]／なし[0]）		
		d	当該年度の学会誌発表（あり[5]／なし[0]）		
		e	当該年度の作品・演奏・競技等への参加（国際的機関・全国的規模[3]／主要会場・機関の委嘱[2]／公共機関等[1]）		
		f	当該年度の作品・演奏・競技等への入賞（国際的機関・全国的規模[5]／主要会場・機関の委嘱[3]／公共機関等[2]）		
		g	留学生（あり[3]／なし[0]）		
		計			
D	前年度における教授内容・教授方法についての教育・研究課題の設定と実施内容	a	本学の基本的な目標に対する教育・研究課題への関連性（高[10]／中[5]／低[3]）		
		b	教授内容についての明示的な改善（あり[10]／なし[0]）		
		c	教授方法についての明示的な改善（あり[10]／なし[0]）		
		計			
Iの小計		小計			

II 地域貢献等（前年度実績）

事 項	事項の細分と評価基準	ポイント	成果又は取組状況	根拠と理由
E 地域と連携した教育・研究を中心とする活動（教育文化の側面、地理・歴史的側面、科学技術啓蒙の側面、芸術・実技・観光の側面、メディア空間の側面、危機管理の側面等）	<p>a 会議等開催の回数（年間3回以上[3]／年間2回[2]／年間1回[1]）</p> <p>b 各会議等の所要時間（2日以上[2]／1日[1]／半日[0.5]）</p> <p>c 具体的な活動の実施（あり[3]／なし[0]）</p> <p>d 刊行物：配布範囲（海外を含む関係諸機関[4]／全国関係機関[3]／地域関係機関[2]／構成員のみ[1]）</p> <p>e 刊行物の評価（優れている[5]／普通[3]）</p>			
F 大学が行うコンサルティング事業への参加（学校現場に対する相談事業、心理相談事業等）	<p>a コンサルティング事業の設置への参画（代表者[5]／分担者[1]）</p> <p>b コンサルティング事業の実施（年間12回以上[5]／年間11～6回[3]／年間5回以内[1]）</p> <p>c 学外関係機関との会議等開催の回数（年間12回以上[5]／年間11～6回[3]／年間5回以内[1]）</p>			
G 大学が行う国際交流事業への参加	<p>a 国際交流事業の設置への参画（代表者[5]／分担者[1]）</p> <p>b 国際交流事業の実施（年間12回以上[5]／年間11～6回[3]／年間5回以内[1]）</p> <p>c 学外関係機関との会議等開催の回数（年間12回以上[5]／年間11～6回[3]／年間5回以内[1]）</p> <p>d 協定校担当者（コーディネーター）（あり[3]／なし[0]）</p>			
H 国・地方公共団体・学会（国際的・全国的な学会）等の委員（国・地方公共団体・学会等毎に算出するものとする）	<p>a 委員（役職[5]／委員[2]）</p> <p>b 委員会開催の回数（年間3回以上[3]／年間2回[2]／年間1回[1]）</p>			
I 公開講座の開設	<p>a 開設（あり[3]／なし[0]）</p> <p>b 開催の回数（年間3回以上[3]／年間2回[2]／年間1回[1]） ※複数人で担当の場合は、自分の担当回数を記入</p> <p>c 受講者等人数（20人以上[3]／19～10人[2]／9人以下[1]） ※複数人で担当の場合は、受講者を案分して記入</p> <p>d 参加者のアンケート・その他外部者の報告等による評価（優れている[5]／普通[3]）</p> <p>e 刊行物：配布範囲（海外を含む関係諸機関[4]／全国関係機関[3]／地域関係機関[2]／構成員のみ[1]）</p> <p>f 刊行物の評価（優れている[5]／普通[3]）</p>			

事 項	事項の細分と評価基準	ポイント	成果又は取組状況	根拠と理由
J 出前講座の開設	a 開設（あり[3]／なし[0]） b 開催の回数（年間3回以上[3]／年間2回[2]／年間1回[1]） c 受講者等人数（50人以上[3]／49～25人[2]／24人以下[1]） d 参加者のアンケート・その他外部者の報告等による評価（優れている[5]／普通[3]） e 刊行物：配布範囲（海外を含む関係諸機関[4]／全国関係機関[3]／地域関係機関[2]／構成員のみ[1]） f 刊行物の評価（優れている[5]／普通[3]）			
K 地域文化・芸術等団体との連携（町並み保存、芸能保存、各種コンクール審査員等）	a 文化・芸術団体との連携（あり[3]／なし[0]） b 連携に係る会合等の回数（年間3回以上[3]／年間2回[2]／年間1回[1]） c 公演等の回数（年間3回以上[3]／年間2回[2]／年間1回[1]） d 刊行物：配布範囲（海外を含む関係諸機関[4]／全国関係機関[3]／地域関係機関[2]／構成員のみ[1]） e 刊行物の評価（優れている[5]／普通[3]）			
L 市民団体・ボランティア団体等との連携	a 市民団体・ボランティア団体等との連携（あり[3]／なし[0]） b 連携に係る会合等の回数（年間3回以上[3]／年間2回[2]／年間1回[1]） c 刊行物：配布範囲（海外を含む関係諸機関[4]／全国関係機関[3]／地域関係機関[2]／構成員のみ[1]） d 刊行物の評価（優れている[5]／普通[3]）			
M ホームページの公開による教育・研究指導の成果の普及活動	a ホームページにおける教育・研究指導の成果の開示（あり[2]／なし[0]） b 大学ホームページとのリンクまたは入試情報へのリンク（あり[2]／なし[0]） c 本学の基本的な目標に対する関連性の高いページ（A4版11頁以上[3]／同10～6頁[2]／同5頁以下[1]／なし[0]）（ホームページのA4版1頁は、1,000字相当とする。）			
N 大学としての競争的資金の獲得（特色GP等）（各項目は、事項毎に算出するものとする。）	a 学内提案（あり[3]／なし[0]） b 競争的資金の申請（主たる担当者[5]／協力者[3]／なし[0]） c 競争的資金の採択（主たる担当者[10]／協力者[5]／なし[0]）			
O 上記以外の外部資金の獲得（科研、受託研究、研究助成金等）（各項目は、事項毎に算出するものとする。）	a 外部資金の申請（あり[3]／なし[0]） b 外部資金の採択（あり[5]／なし[0]）			

事 項	事項の細分と評価基準	ポイント	成果又は取組状況	根拠と理由
P 学内研究プロジェクト資金の獲得 (各項目は、事項毎に算出するものとする。)	a 学内研究プロジェクトの申請 (あり [3] / なし [0])			
	b 学内研究プロジェクトの採択 (あり [5] / なし [0])			
Q 学内運営に係る役職 (委員長、私立大学訪問キャラバンを含む)・委員 (クラス担当教員、課外活動団体顧問教職講座講師等を含む) (各項目は、事項毎に算出するものとする。)	a 役職等 (あり [5] / なし [0])			
	b 委員等 (あり [2] / なし [0])			
R 学内施設等への貢献 (各項目は、事項毎に算出するものとする。)	a 附属学校園の研究協議会協力者 (あり [3] / なし [0])			
	b 保健管理センターのカウンセラー (あり [5] / なし [0])			
	c 保健管理センターのアドバイザー (あり [3] / なし [0])			
S その他：自己申告事項 (事項毎に算出するものとする。)	自己申告事項 (あり [2] / なし [0])			
小計				
合計				

平成 1 7 年度教育研究支援経費講座・分野別研究評価申告書

講座等名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

○対象期間：平成 1 2 年度～平成 1 6 年度

共 通	各講座・分野で（案）を作成
-----	---------------

区 分	事 項	細 分	細 々 分	ポ イント
研 究	(1) 著書, 論文, 作品・演奏等の実績			
	(2) 学会発表			
	(3) 学会賞等			

平成 1 7 年度教育研究支援経費講座・分野別研究評価申告書

講座等名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

○対象期間：平成 1 2 年度～平成 1 6 年度

共 通	各講座・分野で（案）を作成（下記は例示）
-----	----------------------

区 分	事 項	細 分	細 々 分	ホ イ ト	
研 究	(1) 著書, 論文, 作品・演奏等の実績	①著書（学術書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単著</li> <li>・共著・分担</li> <li>・翻訳・単訳</li> <li>・翻訳・共訳</li> </ul>		
		②論文（学術論文）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単著</li> <li>・共著</li> </ul>		
		③作品・演奏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的機関, 全国的規模</li> <li>・主要会場・機関の委嘱</li> <li>・公共機関等</li> </ul>		
		④紀要・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単著</li> <li>・共著</li> </ul>		
	(2) 学会発表	①国際学会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポ, 招待講演</li> <li>・発表</li> <li>・連名</li> </ul>		
		②国内学会（全国）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポ, 招待講演</li> <li>・発表</li> <li>・連名</li> </ul>		
		③国内学会（ブロック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポ, 招待講演</li> <li>・発表</li> <li>・連名</li> </ul>		
	(3) 学会賞等	①学位			
		②学会賞			

## 会から採用する任期付教員の資格審査の基準

都道府県教育委員

(平成16年12月15日)  
(教育研究評議会)

教員任期規程(平成16年規程第104号)別表(第2条関係)都道府県教育委員会から「学校教育総合研究センター教育実分野」に採用する教員は、国立大学法人上越教育大学教員選(国立大学法人上越教育大学第58号)第5条第5号の教員の資格を満たす者とする。に定める任期付教員のうち、教育分野について、優れた知識及び経験」とは、下記に定める実践研究部門教師教育総合研究のものとする。

基準規程(平成16年規程第

なお、同号に規定する「専記

ものをもって総合的に判断する

又は行政的実績

童・生徒に対する実践的指導力等に特に優れている者

1 教育実践に関する指導実績において学校教員に対する学校経営の指導方法や児童・生徒例えはを研究・企画し、教授・指導等を行う立場にある者又はあ

(1) 学校教育において

(2) 都道府県教育委員会

生徒の実践的指導方法等

った者

く教育実習における指導者として実習生の指導に当たって

2 教育実習における指導実績

例えは県教育委員会等のキャリアを通じ、実践的な教育実習の指

(1) 学校教育において長

きた者

(2) 学校教育又は都道府県の企画・研究経験

導能力を有する者

教育や実践的指導方法等に関する研究プロジェクト等を企

3 学校教育に関わるプロジェクトを行った実績を有する者

例えは

学校教育において教科経験

画・研究し広く発表等を

において学校教育の実践場面等に関する教育指導等の経験を

4 大学における教育指導の新

例えは

教員養成系大学・学部

有する者

## 国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針

平成18年3月15日  
教育研究評議会

上越教育大学の理念・目的を最適に実現するとともに教育研究の一層の向上を目指し、大学教員人事に係る基本方針を定めるものとする。

- 1 教育に関する臨床的研究の推進とその成果に基づいて優れた教育実践力を有する教育者の養成と現職教員の資質向上への取組が円滑に進むよう、教員人事は大学全体で行うものとする。
  - (1) 柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、柔軟で多様な人事を行うものとする。
  - (2) 教員の流動性を高め、教育・研究・社会貢献の高度化と活性化を図るものとする。
  - (3) 学校現場と密接に結びついた実践的な大学であることから、学校現場における教育経験を有する者の雇用促進を図るものとする。
  - (4) 国内外を問わず優れた人材の確保及び男女共同参画社会の実現に向け、外国人及び女性の雇用促進を図るものとする。
- 2 教育研究活動の不断の活性化、教員人事の客観性及び透明性を高めるため、教員人事はシンプルで明確な基準によって管理するものとする。
  - (1) 教員の採用及び昇任等（以下「選考」という。）は、本学の理念・目的に沿って行うものとする。
  - (2) 教員の選考に当たっては、学長が選考の目的・理由を明確にし、教育研究評議会に発議して行うものとする。
  - (3) 教員の採用は、原則として公募とする。
  - (4) 教員候補者の選考は、教授以上を構成員とする教授会（以下「人事教授会」という。）に置く教員選考委員会が候補者を決定し、人事教授会の議を経て、教育研究評議会が行うものとする。
  - (5) 教員の選考に当たっては、履歴、研究業績、教育業績、社会貢献、教育や研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに、面接、授業、講義録等により、教育の能力を具体的に評価するものとする。
  - (6) この方針に沿った教員選考基準を作成し、公開するものとする。



国立大学法人上越教育大学 事務局組織 新旧対照表

H18.3.31現在

平成17年度	平成16年度
<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>課長補佐 (総務担当)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総務・広報係</li> <li>② 秘書係</li> <li>③ 法規係</li> </ul> </li> <li>課長補佐 (労務担当)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人事係</li> <li>② 給与係</li> <li>③ 職員・福祉係</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>企画室長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 企画調整係</li> <li>② 評価係</li> <li>③ 情報係</li> </ul>                     (GP支援室)                 </li> <li>研究連携室長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 研究支援係</li> <li>② 地域連携係</li> <li>③ 国際交流係</li> </ul> </li> <li>附属学校事務室長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 附属学校係</li> </ul> </li> <li>財務課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>課長補佐                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総務監査係</li> <li>② 財務係</li> <li>③ 決算係</li> <li>④ 経理係</li> <li>⑤ 契約第一係</li> <li>⑥ 契約第二係</li> <li>⑦ 出納係</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>施設マネジメント課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>課長補佐                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 企画係</li> <li>② 施設管理係</li> <li>③ 設備管理係</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>【総務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>課長補佐 (総務担当)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総務係</li> <li>② 秘書係</li> <li>③ 法規係</li> <li>④ 附属学校係</li> </ul> </li> <li>課長補佐 (労務担当)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人事係</li> <li>② 給与係</li> <li>③ 職員・福祉係</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>企画室長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 企画調整係</li> <li>② 評価係</li> <li>③ 広報・情報係</li> </ul> </li> <li>研究連携室長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 研究支援係</li> <li>② 地域連携係</li> <li>③ 国際交流係</li> </ul> </li> <li>財務課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>課長補佐                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総務監査係</li> <li>② 財務係</li> <li>③ 決算係</li> <li>④ 経理係</li> <li>⑤ 契約第一係</li> <li>⑥ 契約第二係</li> <li>⑦ 出納係</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>施設マネジメント課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>課長補佐                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 企画係</li> <li>② 施設管理係</li> <li>③ 設備管理係</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>【学務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育支援課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>課長補佐                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 教務企画係</li> <li>② 教務支援係</li> <li>③ 教務情報係</li> <li>④ 教育実習係</li> <li>⑤ 留学生係</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>学生支援課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>課長補佐                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学生企画係</li> <li>② 課外活動係</li> <li>③ 学生相談係</li> <li>④ 奨学支援係</li> <li>⑤ 学生宿舎係</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>就職支援室長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 就職支援係</li> <li>② 就職情報係</li> </ul> </li> <li>入試課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 企画調査係</li> <li>② 入試第一係</li> <li>③ 入試第二係</li> </ul> </li> <li>学術情報課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学術情報係</li> <li>② 情報管理係</li> <li>③ 情報サービス係</li> </ul> </li> </ul>	<p>【学務部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育支援課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>課長補佐                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 教務企画係</li> <li>② 教務支援係</li> <li>③ 教務情報係</li> <li>④ 教育実習係</li> <li>⑤ 留学生係</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>学生支援課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>課長補佐                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学生企画係</li> <li>② 課外活動係</li> <li>③ 学生相談係</li> <li>④ 奨学支援係</li> <li>⑤ 学生宿舎係</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>就職支援室長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 就職支援係</li> <li>② 就職情報係</li> </ul> </li> <li>入試課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 企画調査係</li> <li>② 入試第一係</li> <li>③ 入試第二係</li> </ul> </li> <li>学術情報課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学術情報係</li> <li>② 情報管理係</li> <li>③ 情報サービス係</li> </ul> </li> </ul>

平成17年4月1日

平成17年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画

(平成17年4月1日)

国立大学法人上越教育大学長  
渡邊 隆 殿

国立大学法人上越教育大学

監 事 高橋信雄  
監 事 大原啓資

「平成17年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画」について (提出)

国立大学法人上越教育大学監事監査規則(平成16年4月1日,規則第8号)第5条第1項及び第2項に基づき、「平成17年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画」を作成しましたので,別紙のとおり提出します。

## 第1 監査の基本方針

### 1 基本方針

国立大学法人上越教育大学監事監査規則(平成16年4月1日制定)に基づき監査を実施する。

### 2 回付文書

監査の実施に当たり必要な資料として,あらかじめ以下の文書の回付を求める。

- (1) 業務方法書及び規則等の制定並びに改廃に関する文書
- (2) 中期目標,中期計画及び年度計画に関する文書
- (3) 事業計画及び予算に関する文書
- (4) 許認可等に関する官公署に対する申請並びに官公署からの文書
- (5) 重要な契約に関する文書
- (6) 資金計画及び資金運用に関する文書
- (7) 重要な財産の取得及び処分並びに管理に関する文書
- (8) 訴訟に関する文書
- (9) 事故に関する文書
- (10) 文部科学省その他の行政機関から受けた重要な通達等の文書
- (11) 業務の運営に関する重要な報告,供閲等の文書
- (12) その他業務の執行上重要又は異例な事項に関する文書

## 第2 監査の重点項目

### 1 業務の監査

- (1) 諸規程の整備及び実施状況
- (2) 中期目標,中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織運営状況

### 2 会計の監査

- (1) 財務会計システムの整備及び運用状況
- (2) 内部統制の整備及び運用状況
- (3) 資産の管理状況

## 第3 監査の実施期間

### 1 業務の監査

平成17年度の業務監査は,年度終了後の平成18年度当初に別途日程を調整のうえ実施する。また,監査を効率的に実施するため,事業年度の中間時点(平成17年10月)に監査を実施し,中期計画・年度計画への対応方針等について,各部署等から説明を聴取する。

(参考資料)

なお、個別の事項については、文書の回付時等の際に必要なに応じて質問し、又は説明若しくは資料を求める。

## 2 会計の監査

平成17年度の会計監査は、月次監査及び年次監査を行う。

### (1) 月次監査

月次監査は、毎月中旬に前月の決算の状況等について実施する。

なお、個別の事項については、文書の回付時等の際に必要なに応じて質問し、又は説明若しくは資料を求める。

### (2) 年次監査

平成17年度の年次監査は、年度終了後の平成18年5月上旬から6月上旬にかけて、別途日程を調整のうえ実施する。

## 第4 監査の方法

### 1 業務の監査

(1) 全部局等を監査対象とし、中期計画への対応方針、年度計画の実施状況等について、関係書類に基づいての概況聴取、また必要に応じて個別聴取を行う。

(2) その他必要な事項を監査する。

### 2 会計の監査

#### (1) 月次監査

① 財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、前月の決算関係書類を精査し、前月の決算の状況等を監査する。

② その他必要な事項を監査する。

#### (2) 年次監査

① 財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、会計に関して帳票その他証拠書類の原本確認を行い、契約の状況等を監査する。

② 財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、年度の決算関係書類を精査し、年度の決算の状況等を監査する。

③ 全部局等を監査対象とし、物品及び不動産に関して書類と現物との照合確認を行い、管理状況を監査する。

④ その他必要な事項を監査する。

## 平成17年度 監事監査実施年間スケジュール

実施時期	業務監査	会計監査 (対象月)	
H17. 4	中間監査	月次監査 (4月分)	
5		月次監査 (5月分)	
6		月次監査 (6月分)	
7		月次監査 (7月分)	
8		月次監査 (8月分)	
9		月次監査 (9月分)	
10		月次監査 (10月分)	
11		月次監査 (11月分)	
12		月次監査 (12月分)	
H18. 1		年次監査	月次監査 (1月分)
2			月次監査 (2月分)
3			月次監査 (3月分)
4	年次監査		
5~6	年次監査		
6	監査結果報告書を作成し学長へ提出		

○ 財務諸表を経営協議会及び役員会において審議・決定 6月中

○ 財務諸表を当該事業年度終了後三月以内に文部科学大臣へ提出し、承認を受ける。

## 監 査 報 告 書

国立大学法人上越教育大学  
学 長 渡 邊 隆 殿

国立大学法人上越教育大学監事監査規則第5条の規定による平成17年度監事監査計画に基づく、業務監査（中間監査）の実施結果を、次のとおり報告します。

### 1 監査方法の概要

役員会等の重要な会議に出席するほか、業務に係る重要な文書の閲覧を受けるとともに、当期の中間時点（平成17年10月）における業務の執行状況について役員及び関係者からの説明を聴取するなどによる調査を行いました。

### 2 監査の結果

#### (1) 概要

平成17年度の大学運営全般の業務執行状況は、現時点で概ね妥当であると認める。

#### (2) 是正又は改善を要する事項 特になし

#### (3) その他必要と認める事項 特になし

平成17年10月25日

国立大学法人上越教育大学

監 事

高橋信雄 

## 監 査 結 果 報 告 書

国立大学法人上越教育大学  
学 長 渡 邊 隆 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの平成17年度の業務及び会計について監査するため、役員会及びその他重要な会議に出席するほか役員等から事業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部局の財産の状況の調査をしました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

監査の結果、私どもの意見は次のとおりであります。

1. 業務の執行は、法令及び学則に従い適法に行われているものと認められます。
2. 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
3. 事業報告書は、国立大学法人上越教育大学の平成17年度の業務運営状況を正しく表示しているものと認められます。

平成18年6月15日

国立大学法人上越教育大学

監 事

高橋信雄 

監 事

大原啓資 

## 平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画

### I 監査の方針

平成17年度における国立大学法人上越教育大学の内部監査は、国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）及び国立大学法人上越教育大学内部監査実施細則（平成16年細則第40号）に基づき、業務管理全般の適正かつ効率的な運営を図るとともに、財務会計の適正を期することを目的として実施する。

### II 監査の内容

#### 1 業務監査

国立大学法人としての諸規程の整備、組織の設置、中期計画及び年度計画を踏まえた業務の計画等、中期計画等の達成に向けた条件の整備状況を重点的に、次の項目について書面監査及び実地監査を行う。

なお、各項目の具体的事項については、別に定める。

- (1) 国立大学法人としての諸手続状況
- (2) 規程、規則等の整備及び関係諸法令との整合性の状況
- (3) 中期目標・中期計画及び平成17年度年度計画に沿った事業計画、事業執行状況
- (4) 組織運営体制の状況
- (5) 環境保全に関する状況
- (6) 安全管理に関する状況
- (7) 防災管理体制の整備状況
- (8) 窓口業務の対応状況
- (9) 経費節減の推進状況
- (10) センター及び附属学校の管理運営状況
- (11) その他監査ために必要な事項

#### 2 財務会計監査

財務会計システムの整備及び運用状況、国からの出資等財産の現況及び使用状況並びに資産管理状況を重点的に、次の項目について書面監査及び実地監査を行う。

なお、各項目の具体的事項については、別に定める。

- (1) 合計残高試算表、収支に関する証拠書類等に基づく突合
- (2) 現金・預金残高確認、資金管理運用に関する書類等に基づく突合
- (3) 財務諸表及び事業報告書（財務会計に関する部分）並びに決算報告書
- (4) 会計検査院、その他外部機関による実地検査指摘事項の処置状況

### III 監査の実施時期

#### 1 定期監査

上記IIの監査の内容に基づき、各項目の進行状況に応じて、主任監査員がその都度、「内部監査実施計画書」を作成し、監査対象部局へ通知の上、実施する。

なお、定期監査の種類は、次のとおりとする。

#### (1) 業務監査の場合

年度終了後における年次監査

#### (2) 財務会計監査の場合

- ① 国立大学法人上越教育大会計規則（平成16年規則第16号）第6条に定める会計機関及び国立大学法人上越教育大学預り金事務取扱細則（平成16年細則第10号）第3条に定める管理責任者並びに経理責任者（以下「会計機関等」という。）に係る業務その他財務会計に関わる全般の監査
- ② 科学研究費補助金に関する事項
- ③ 年度末における金庫検査

#### 2 臨時監査

定期監査以外に、必要に応じて次のとおり監査を実施する。

- (1) 会計機関等の交代検査
- (2) その他学長が必要と認める事項

### IV 監査の方法

#### 1 業務監査

- (1) 全部局等を監査対象とし、中期計画への対応方針、年度計画の実施状況等について、関係書類に基づいての概況聴取、また、必要に応じて個別聴取を行う。
- (2) その他必要な事項を監査する。

#### 2 財務会計監査

- (1) 会計機関等を監査対象とし、財務会計に関して帳票その他証拠書類の原本確認を行い、契約の状況等を監査する。
- (2) 会計機関等を監査対象とし、年度の決算関係書類を精査し、年度の決算の状況等を監査する。
- (3) 全部局等を監査対象とし、物品及び不動産に関して書類と現物との照合確認を行い、管理状況を監査する。
- (4) その他必要な事項を監査する。

### V その他の事項

#### 1 監事との連携

監査を行うに当たっては、監事と密接に連携して行い、監査の効率化に努める。

#### 2 学長（役員会）への報告

- (1) 監査結果は、遅滞なく報告書を作成の上、学長（役員会）に報告する。
- (2) 学長から改善指示が出された場合は、改善措置の状況について事後監査を行う。

別記第2号様式（第7条関係）

監査結果報告書

平成17年11月8日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度（平成17年4月～10月）分及び平成16年度（平成16年4月～平成17年3月）継続分まで
- 2 監査対象部局 平成17年度に交付を受けている科学研究費補助金補助金（平成16年度からの継続を含む。）の対象者（別紙のとおり）
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 別紙（文部科学省様式）のとおり
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監査結果報告書

平成17年11月8日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の臨時監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度（平成17年4月から監査実施日まで）
- 2 監査対象部局 平成17年度分の財務会計
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 財務会計の執行に係る会計書類の監査  
財務会計により購入した設備・備品及び図書の実物実地監査  
その他財務会計に関する監査
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

監査結果報告書

平成18年2月20日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度（平成17年11月から監査実施日まで）  
（会計検査院の会計実地検査に備えて、平成17年11月に臨時の内部監査を実施したので、それ以降）
- 2 監査対象部局 総務部（総務課、企画室、研究連携室、附属学校事務室、  
財務課、施設マネジメント課）  
学務部（教育支援課、学生支援課、就職支援室、入試課、  
学術情報課）
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 財務会計の執行に係る会計書類の監査  
財務会計により購入した設備・備品及び図書の実物実地監査  
その他財務会計に関する監査
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

監査結果報告書

平成18年3月31日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の臨時監査（会計機関等の交代監査）を平成18年3月31日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度末
- 2 監査対象部局 別紙平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書  
（会計機関等の交代監査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

監査結果報告書

平成18年4月3日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平野 秀秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づく、財務会計監査の定期監査（年度末における金庫監査）を平成18年4月3日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年4月 ～ 平成18年3月
- 2 監査対象部局 別紙平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書（年度末における金庫監査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

監査結果報告書

平成18年5月12日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

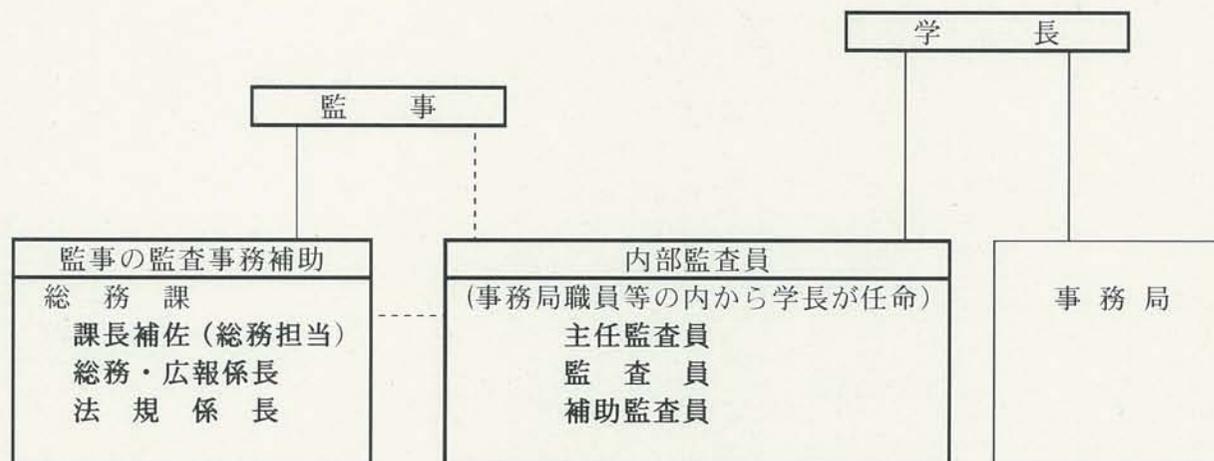
平野 秀秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づく定期監査として、業務及び財務会計に関わる年次監査を平成18年5月12日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度業務（平成17年4月～平成18年3月）
- 2 監査対象部局 別紙平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書（業務及び財務会計に関わる年次監査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

## 国立大学法人上越教育大学 監事の補佐体制及び内部監査体制



上越教育大学

特色 GP

パンフレット

## 教職キャリア教育による 実践的指導力の育成

分離方式の初等教育実習を中核として



全国の教員養成モデル大学を  
目指して走り続けます!

上越教育大学

## 「特色ある大学教育支援プログラム」…特色GP (Good Practice) とは

「特色ある大学教育支援プログラム」は、文部科学省が平成15年度から始めた大学支援事業であり、大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定し、その事例を広く社会に情報提供することで、他大学や教員の参考とし、高等教育の活性化が促進されることを目的とするものです。

平成17年度は、全国の国公私立大学から410件の申請があり、47件が採択（採択率11.5%）されました。

## 1. 本学のカリキュラムの特色

### 本学の教育理念

「高度な専門的力量と教育実践に精通した有能な実践家を育てる」

- ・昭和53年創立
- ・学部定員160名、大学院定員300名
- ・初等・中等教員養成を目的とした新構想大学

- 本学は、1年次から4年次まで教育実習を体系的に位置づけています。また、附属学校・園はもとより、広く一般校の協力が得られ、平成18年度には地域の65の公立小学校、17の公立中学校、12の公・私立幼稚園、6の特殊教育諸学校と、きめ細やかな指導体制が確立しています。
- 平成12年度の改革では、実践的、体験的学びを重視し、「体験学習」、「ボランティア体験」等の科目を導入しました。
- 早期から教職への確かな決意を培うために、キャンパスを開放して年間を通して子どもたちと触れ合う「学びクラブ」を平成10年に立ち上げ、年々、内容を充実させつつ発展しています。
- 平成14年度には、全国で初めての「分離方式による初等教育実習」を導入しました。
- 教育実習の質的改善を図るために、現場教師を任期付きで採用し、学習指導のためのスキルの習得学習、教材研究や授業づくりの学習に力を注いでいます。
- 平成17年度には、教育実習の集大成と新卒ギャップの解消のために、卒業を前にした4年次後期に、総合インターンシップを導入しました。

## 2. 本学のカリキュラムQ&A

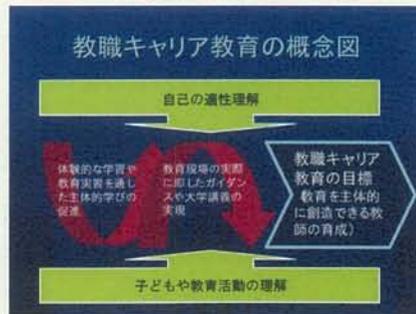
### Q1 なぜ教職キャリア教育なんですか？

教育現場の教員養成ニーズと入学してくる学生

の実態とを比較するとき、教員養成として教職キャリア教育の必要性を強く実感するからです。

- ①学生の中には、単位を取得して卒業さえすれば教師への道が開けるといふ安易さが見受けられます。自らの課題を自覚し、4年間、意欲的に学んで欲しいのです。
- ②学生自身も少子化の時代の中で育ち、自然・勤労・生産体験に乏しく、特に対人関係が希薄な実態があります。教師という職業は、幅広い経験と人間関係形成能力、心豊かで明るい人間性が強く求められます。その意味で、早期から自らの教職適性を自覚していくことが大切です。
- ③近年、大学の講義と教育の実際との乖離の問題が指摘されてきています。入学早期から子どもをはじめ、様々な教育現実とかかわり、課題意識をもって実践活動と大学講義を一元化して欲しいのです。

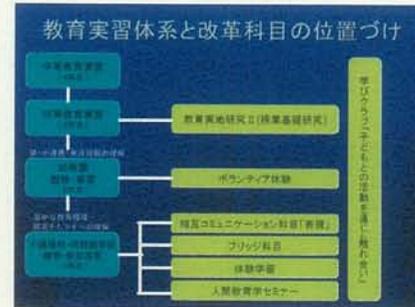
そのためには、入学早期から教師という職業の責任の重さをきちんと理解して、自己の教職適性と課題を自覚させることが大切であり、教職キャリア教育に注目したのです。



### Q2 教育実習を中核にしたカリキュラムとはどういうものですか？

教育実習は、1、2年次で様々な校種での観察・参加実習を位置づけています。3年次では、教職専門や教科専門を背景に初等教育実習を、そし

て、4年次では深く教科専門を習得した上での中等教育実習を位置づけています。



### ○体系的教育実習

- 1年次…小規模校観察参加実習、特殊教育諸学校観察参加実習、中学校観察参加実習
- 2年次…幼稚園観察参加実習
- 3年次…初等教育実習
- 4年次…中等教育実習

大学に入学して半年も経たない1年次学生は、小規模校で子どもたちと温かい学級の雰囲気につれ、特殊教育諸学校では様々な障害をもちながらも懸命に学ぶ子らの姿を通して、教育の原点を学びます。また、中学校では教科専門の大切さを自覚することになり、実習終了後の意識の変容には大きなものがあります。

しかし、それだけでは具体的な教職適性や課題を自覚するのには難しいでしょう。そこで、本学では教育実習を中核にして、近年、次のようなカリキュラムを体系的に導入してきました。

### ＜平成12年度に導入した改革科目＞

- 1年次
  - ・実践的人間理解科目(体験学習)
  - ・人間教育学セミナー(教職の意義)
  - ・ブリッジ科目Ⅰ
- 2年次
  - ・相互コミュニケーション科目
  - ・実践的人間理解科目(ボランティア体験)

### ＜平成10年度より大学が推奨してきた学生の自主活動＞

- 全年次
  - ・フレンドシップ事業：学びクラブ

### Q3 人間教育学セミナーとは？

多くの学生は様々な思いをもって大学に入学してきています。しかし、すべての学生が、当初は

教職を志望して入学してきているわけでもないのです。人間教育学セミナーは教職ガイダンスである一方で、4年間の充実した大学生活と意義ある人生設計にその目的があるのです。

- ・教職までの道のり
- ・教職を目指した4年間のカリキュラム体系
- ・よい先生、悪い先生—児童・生徒のアンケート調査結果から—
- ・今、求められる実践的指導力とは
- ・現代の教育課題—教育現場の様々な問題—

学生は16名ほどを単位としてクラスに編成され、担任教員を中心に教職について語り、時には合同で講話や講演も聞きます。入学当初は、不安を解消したりするためハイキングなども行われますが、教師になるまでの道のり、具体的には教員免許取得にかかわる取得履修科目、教員採用試験の現状、本学の教育実習を中核としたカリキュラムのガイダンスなどが行われます。時には、現場教師を囲んで話し合いや教育問題などの討論も行われます。

### Q4 体験学習とは？

平成12年度改革で1年次必修科目としました。正直言って、当初は「大学の授業としては首をかしげざるを得ない」という批判もありましたが、小・中学校においては、経験は教育活動創造の源です。入学した学生の生育過程における経験の乏しさに危機を感じて、本学は全国に先駆けて導入しました。

実際、学生は川に住む魚も、教材として出てくる身近な草も、「聞いたことがあるみたい」といいますが、実物を知りません。録をもって畑を耕したこともない学生が大半です。本学が行った校長を対象としたアンケート調査では、「子どもと野外に出ない教師」、「栽培に取組まない教師」、「身近で採取できる教材も全て購入する教師」の存在を憂える声が大でした。大学も講義中心ですから、教師になっても知識中心の授業に終始し、自然離れはますます拡大していきます。どうしても、身体活動としての学びが必要と考え、「体験学習」を導入したのです。

当初は10数名の教員でスタートしたのですが、

今は26名の教員が協働して11コースを立ち上げ、学生は選択して履修しています。

額に汗し、辛い場面も多いのですが、学生評価は、学生の95%は「胸を張って他大学に自慢できる授業」と評価し、ポートフォリオには、達成感や充実感の記述と共に、教職を目指す上で経験幅の拡大の必要性を実感をもって書いています。

**基本コンセプト:** 身体活動としての学びを通して、自らの経験の乏しさと教職を目指す上で経験幅の拡大の必要性を自覚させる。

11コース: 「栽培活動体験」、「生活・総合何でも体験」、「自然体験」、「科学の広場」「スポーツ大会主催体験」、「コンサートを創ろう」、「陶芸で学ぶ」、「化石・宝石採集体験」、「ひいて・たいて・まいて・つける」、「文化を発掘する」、「中学生交流体験」

体験学習の中でも、もっともハードと学生の評判の高い、「生活・総合何でも体験」のプログラムを紹介します。

### 「生活・総合何でも体験」を例に

- 栽培基礎体験 (草取りから畝あげまで)
- 身近な草花と草花遊び
- レクリエーション指導体験
- 体育祭丸ごと体験
- 雑魚捕り体験
- 炭焼体験
- サバイバルキャンプ



栽培基礎体験とは、小学校の生活科等で教師がやらねばならない作業でもあります。附属小学校の広大な畑を、午前9時から午後4時まで、草取り、石灰撒き、牛糞入れ、耕作、畝立て練習等の辛い作業が連続します。額に汗、衣類は石灰と牛糞まみれ、手にはマメで正に体力勝負ですが、多くの学生は達成感に満たされ、小学生からの礼状に喜びを感じています。

炭焼体験は黒炭づくりの伏せ焼き法です。里山を舞台に竈の穴掘り、空焚き、煙突や焚き口づくり、原木の切り出し裁断、原木入れ、盛り土作業、火入れと火の管理、火止めと作業は終日続きます。大半の学生は火入れまで行って帰校しますが、学

生有志は徹夜で火の管理に当たります。焼き上がった炭や木酢は、学生達に提供されます。里山の手入れと伐採低木の有効利用という総合的な学習の時間のプログラムです。

よく「現代の若者は」と言われますが、学生達は極めて挑戦心や逞しさを内在させています。それを引き出す機会を与えられてこなかっただけです。学生達は「山の学校に赴任したら、ぜひ、子ども達と取り組みたい」と体験を通して夢を広げています。



炭焼体験での窯づくり

### Q5 上越教育大学のフレンドシップ事業としての「学びクラブ」の特徴は?

○なぜ、必要なのですか?

今、教師には教科指導力もさることながら、子どもたち一人一人と心を通わせ、生き生きとした学級を組織していく力が特に求められています。少子化の中で育った学生達にとっても、その力を付けることが大きな課題であります。確かに教育実習でも子どもとかわかりますが、あくまでも学級担任の経営下に入るので、常に側面的な援助によって支えられています。その意味から、教員養成課程において、素顔の子どもたちと接し、望ましい子ども達の関係や子ども達と自らの関係を構築していく経験は大変重要です。本学では平成10年に導入しましたが、年々、学生達の意見によって改善がなされてきています。

○どうして、学生の自主活動なのですか?

当初から授業科目とすべきではないかとの意見がありました。しかし、学生達は「単位を目的に義務感で参加して欲しくない」と主張し続けてきました。大学としてもフレンドシップ委員会を設け、全面的な支援をしてきています。近年では何よりも地域の期待の高まりは大きいものがありま

す。大学の事務員や教員の子どもも多く参加しています。

○どのように展開しているのですか?

企画、準備、運営のすべてを学生事務局にゆだねています。春、新入生ガイダンス後、参加希望学生を新たに加えてクラブを編成するとともに、地域の小学校を通して家庭に案内が配付されます。

### 「学びクラブ」-フレンドシップ事業-

- 学生自身が企画・準備・運営する自主活動
- 年7回 終日の触れ合い活動 (2泊3日宿泊交流も含む)
- 学生180名と子ども300名
- 子ども理解とかかわり方を学ぶ



登録した学生と児童が、年間7回の触れ合い活動を展開しています。6回はキャンパスを開放して終日大学での活動ですが、1回は夏休みを利用して2泊3日の宿泊交流を行っています。各クラブの学生は、触れ合い活動の企画、リハーサル、準備等をして、子どもたちを迎え入れますが、もっとも神経を使うのは子ども達の健康管理です。保護者から健康カードを集約して、個々の状況の把握に努めています。宿泊交流では緊急マニュアルを作成し、夜間巡回もしています。

参加希望学生は200名ほどおりますが、主体的に取り組むことを条件に、180名前後に絞り込んでいきます。参加児童は300名前後ですが、時には抽選にすることもあります。



大縄跳びで遊ぶ触れ合い活動



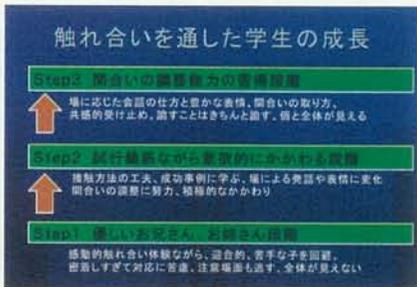
宿泊交流での朝の集い

### Q6 「学びクラブ」の教育的効果は?



スタート当初は、「子ども達と接して楽しかった」という感想だけで終わる面がありました。それはそれで、子どもとかかわることが好きであるという自己の適性の自覚に繋がる面もありますが、もっと個々の子どもに寄り添って理解を深め、子ども集団を生き生きと組織していく力をもつには、自らの関わり方を常に省察することが大切です。障害をもつ子への対応には専門的な学習も必要です。そのため、平成14年頃から省察と実践と学習の統合を合い言葉に、活動後の振り返りを重視してきました。最近では、ADHDの子どもにも参加してきますが、学生達は意欲的にかかわっています。その子らとの年間を通しての触れ合いの中で、確かな変容と成長がみられ、学生シンポジウムなどではその感動を熱く語っています。「課題をもつ子は、素晴らしい勉強の提供者、感謝して接しよう!」という言葉が自然に生まれてきました。

入学以来、学びクラブに参加してきた一学生は、卒業研究に「学びクラブを通じた学生の成長」をテーマに取り上げ、アンケート調査やシンポジウム、振り返りでの発言記録を分析して、次図のようにまとめました。



初めて子どもと接する場合に、学生はどうしても迎合的になり、密着しすぎ、まどわりつく子への対応に苦慮することや、個に目が奪われ全体が見えないこと、扱いずらい子や接触しても反応の得られない子を回避する傾向があることを指摘し、表面的に接し、子ども理解ができた満足する学生にきびしい指摘をしました。経験の積み重ねの中で、仲間の成功事例に学び、試行錯誤しながら、個々には共感的に接しながらも、場と状況に応じた話し方や表情、接し方を体得していくとまとめています。実際に接してみると、自分は子どもが苦手と離れていく学生もいます。それはそれで大切な自己確認です。

### Q7 「ボランティア体験とは？」



これは2年次の選択科目として平成12年度改革で位置づけられたものです。年間、延べ480名が上越市、妙高市の子ども向け社会教育活動や国立妙高少年自然の家主催行事に参画しています。

当初、市町村は学生支援が得られると大歓迎で受け入れてくれたのですが、「遅刻はする」、「登山すれば年寄りや子どもより先にぼてる」、「指示しないと動かない」、「子どもの上に大学生の面倒まで見なければならぬ」等の苦情が多く寄せられ、

学生のルーズさ、社会性、教育的責任感、気配り等の問題点が問われました。しかし、学びクラブでの経験の蓄積、ボランティアごとの先輩から後輩の指導が定着してきて、今では地域のニーズも大きく膨らみ、その需要に履修学生数では対応しきれないまでになっています。

### 3. 教育実習の質的改善を目指して 一分離方式初等教育実習の導入

生活科はもとより、総合的学習の導入以降、教師の教育活動を創造する力量や授業の質が問われ始めました。

#### 教師としての能力や資質を培う上で

- 実習校丸投げの教育実習
- 指導書に頼り、小手先の工夫で臨む授業
- 実習期間中を指導案作りで終始する実習

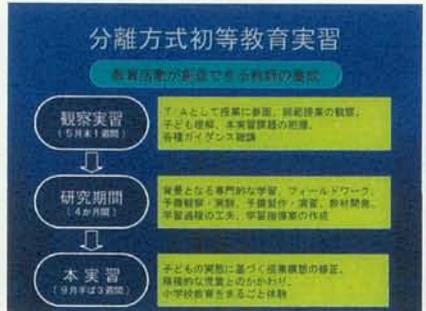
↓

今、求められる教員養成とは  
「マニュアル的教師ではなく、  
教育活動が創造できる教師の養成」

考えてみれば、教育実習は教育現場丸投げです。実習生は直前に事前打ち合わせを行い実習に臨みますが、そこで授業実習課題が提示され、実習期間中は授業づくりと学習指導案作成に費やされます。そのため、多くは指導書を読んで写し、プリントや簡単な教具を工夫する程度で終わっていました。これではマニュアルにすぎず教師の養成にとどまってしまう。本学では、「21世紀の教育は地方分権化が進み、学校は特色ある教育課程の創造が求められ、実践的で、創造的な教師の養成こそが極めて重要」と考えました。それには、学生には専門的の力量も必要ですが、まずは、何かを参考にして学習指導案をつくり、小手先の教具づくりで十分授業は事足りるという学生の思い込みを払拭しなければなりません。真に子ども達が問題意識をもって熱中できる授業の創造は、教師の永遠の命題であり、教育実習だからこそ、たとえ失敗しても、深い教材研究を背景として、創意ある大胆な授業づくりに挑んでほしいと思うのです。そのためにも、現場教師側の「実習生だから何とか教えられればよい」とする考え方も、変えてもらわなければなりません。

本学では、それを分離方式による初等教育実習によって具現化しようと、校長会側と3年間のシミュレーションの末、平成14年度に導入しました。

#### ○分離方式の初等教育実習とは



4週間の教育実習の1週間を分離して、6月の1週目に観察実習として位置づけ、残り3週間を本実習として9月3週以降に位置づけます。その間のほぼ4か月間を研究期間とするものです。ポイントは前期の観察実習の最後に、本実習で授業実践する単元や題材を提示してもらうことにあります。当初は、「進捗の関係を提示はできない」という現場からの反発も強くありましたが、徐々に定着してきました。

#### ○実習を支える「授業基礎研究」の強化

主体的な研究を促すには、授業構想までの教材研究の手順の理解や、学習指導上のスキルの習得が先だって必要になります。本学では2年次後期から3年次前期に教育実地研究Ⅱ（授業基礎研究）を位置づけていますが、その充実を図る必要がありました。そこで下図のようにプログラムの改善を図りました。

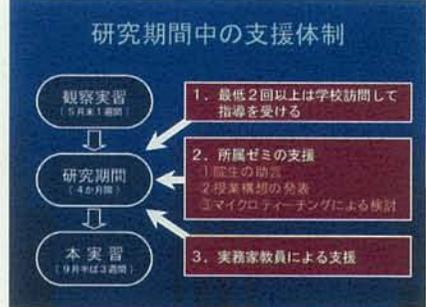
#### 実習を支える 「教育実地研究Ⅱ（授業基礎研究）」

- 小学校漢字・筆順テスト
- 授業づくり(予備研究一展開案構想一協議検討一マイクロティーチング一振り返り)
- 話し方指導(自己紹介、道徳、国語教材の朗読、設定場面での教師の講話)
- 板書練習、板書の構造化
- 視聴覚教材の制作
- 発問の構成

授業は16名前後を1グループとした少人数指導です。授業づくりや発問構成では構想発表、話し方では自己紹介や朗読を一人一人が行う双方向性のある授業です。

平成17年度には、教育現場の現役教員を任期付きで3名を助教授として採用しました。それによって、教育現場の生々しい臨場感あふれる授業が展開されています。

#### ○研究期間における大学の支援体制



4か月間の研究期間内に実習生は最低2回は実習校を訪問して指導を受けることを義務づけています。教育実地研究担当者による学生の教材研究や授業構想の相談会も実施しています。



この分離方式の導入によって、事前に授業課題が提示されることから、ゼミとしての取組も生まれました。本学には大学院生として多くの現職教員が在籍しています。ゼミでは実習を前に、実習生の授業構想検討会やマイクロティーチングを行うところが徐々に増えています。また、実習生の研究授業を院生・教員共に参観・ビデオ録画し、それを実践場面分析演習の一コマとするところも出てきました。

### ○分離方式初等教育実習の評価の方法

毎年、全実習生を対象に、研究期間の取組状況を把握するために本実習直前アンケート調査、実習状況や分離方式の評価のために実習後のアンケート調査、全実習校の指導教諭を対象に、その年の実習生の状況や分離方式に対する意見等のアンケート調査を実施しています。また、本学では教育実習の1週間後に、1泊2日の合宿セミナーが位置づけられていて、実習生は泊まり込みで教育実習を振り返り討論を行います。教育実習委員はこれに参加して学生の助言をする一方、発話記録を録音しています。さらには、校長会代表と大学で構成する教育実習連絡会で、校長会側のアンケート調査結果、本学側の調査結果を提示し合って、毎年、その総括も行っています。

### ○分離方式初等教育実習の成果



### ◇学生の変容

- ・平成14年度の本実習直前アンケート調査では、半分以上の教科の教材研究と学習指導案作成を完了したとする学生は、60%でしたが、平成16年度の調査では、すべての教科の教材研究をして学習指導案を完成させたとする学生が21%、半分以上はできているとした学生は63%と、3年間でかなりの変化が見られました。
- ・学生の92%前後が、クラス全員の氏名を覚えて本実習に臨んでいます。それは平成14、16年度もほぼ同じ結果となっていて、本実習では固有名詞で指名できるまでになっています。
- ・「分離方式の初等教育実習は、実習の質的向上に有効ですか」の設問には、両年とも「きわめて有効」「どちらかと言えば有効」とする回答が90%を超えています。しかし、常に5～8%ではありますが、「有効ではない」とし、理由として「教職を目指さない者にとっては負担が大きい」という回答が含まれています。

### ◇研究期間中の学生の創意ある取組

アンケートでは、例年、「紹介したい私の取組」を自由記述させています。国語や算数等は、概して、学習過程や展開構想を工夫した取組の記述が多いですが、中には「台風を授業するので、気象予報の画像を連続録画して、編集して教材をつくりました」、国語の『『わらぐつの中の神様』の指導のために、2日間、中ノ俣(15km山中に入った集落)に通って、地元のお年寄りに弟子入りして、わらぐつを製作し、製作しながら素晴らしい話をいっぱい取材してきました」、「社会科の地域学習のために、学校周辺を歩いて下調べしました。消防小屋があったので団長さんの家を訪ねたら、子どもと来たら消防小屋をあけて消防車を見せてくれることや消防団の話をしてくれると約束してくれました」など、170名中36名に教材を求めてフィールドワークした等の記述が見られました。

### ◇受け入れ担当教諭の評価

- ・「分離方式は教育実習の質的向上につながった」とする回答は、平成14年度が78%でしたが、平成16年度は98%に高まりました。
- ・「どんな点で有効か」の設問に対する自由記述で一番多いのが、「児童が分かり、教師が分かって臨む実習なので、無駄な緊張感もなく、自然体で実習に臨める」、「ゆとりが生まれ、子ども達とのかかわりや放課後活動にも懸命参加してくれていた」であり、その他には、「教材研究をきちんとして臨む学生が多く、むしろ、指導側としても学ぶところが多い」、「一方的に教えるという段階から、フレンドシップの成果でもあろうが、児童の反応に対応しつつ授業展開できる学生が多くなってきた」等の好評価の表記がほとんどを占めています。

### ◇校長会側としての評価

中には問題を感じる学生もいるが、「児童と積極的にかかわり、まじめな授業姿勢が見られる」、「実習の教材研究が質・量ともに向上して、むしろ、指導教師にとって刺激になっている」とし、「授業参観に来られる院生や教員が大変増えた」という大学側の変化の指摘も多くなりました。

### ◇大学としての変容

ゼミとしての事前検討会をもったり、「研究授業」を参観して欲しいとの学生の要望の高まりから、大学教員や院生の参観が年々増大してきています。また、4か月前に授業課題が提示されることから、教材開発をして自らの授業を分析することで、卒業研究とする学生も増えてきています。

## 4. 総合インターンシップの導入

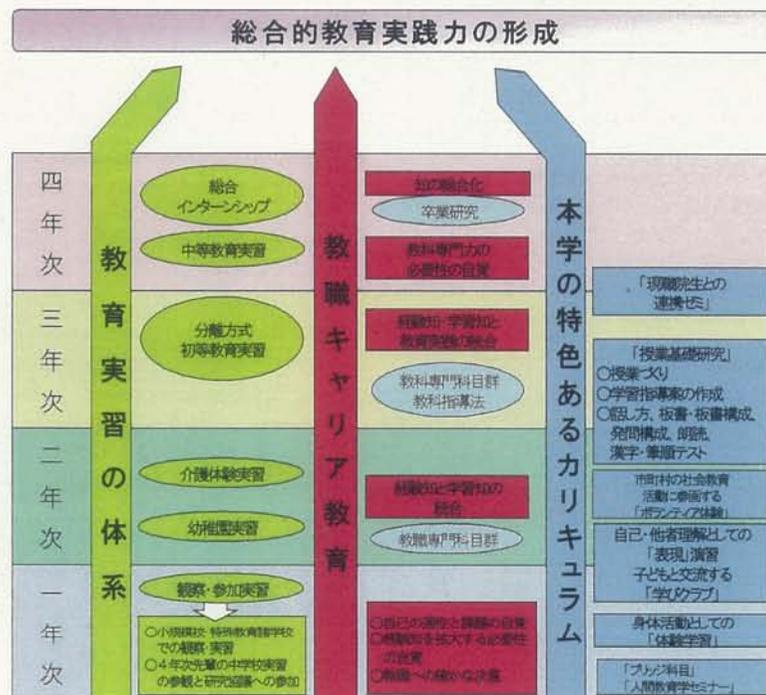
4年次学生は、前期に中等教育実習と教員採用試験対策に集中し、採用試験後の後期には卒業研究に集中します。中には3年次段階から卒業研究に取り組み、データ取りが終わっている学生もいます。

本学では臨時採用、本採用にかかわらずスムーズな教育現場移行ができるよう、インターンシップの導入が長年懸案となっていました。そこには、教育実習そのものは概して教科指導に重点がおかれる傾向にあることから、担任の片腕となって日々学級の子ども達とかわり、学級経営の手法を学ぶこと、可能な限り教科指導も担当し、より実践的な指導力を身に付けて欲しいという願いがありました。そして、平成17年度、4年次後期に総合インターンシップを導入し、インターンシップ後、数か月で現場に移行させることとしました。

しかし、次の条件を満たす学生に特化しました。

- ① 初等教育実習がA評定であること。
- ② 教職を確実に目指す決意であること。
- ③ 9月から11月又は12月まで、週の2～3日、決まった曜日に確実に参加でき、最後までやり抜ける決意のあること。
- ④ 卒業研究に見通しがもてて、人物的にもゼミ教員が推薦する学生に限ること。

初年度である今年は、7名が附属小・中学校にインターンシップに入っていますが、その成果如何では徐々に増加し、一般校へも拡大していくこととなります。



## 5. 教職キャリア教育の更なる充実を目指して

### (1) 総合インターンシップの効果の実証と拡大

平成17年度後期に導入した総合インターンシップでは、卒業研究の関係で7名のみが附属小・中学校で4か月間を過ごすことになりました。その事前指導では、学級経営に関すること、生徒指導に関すること、教科指導に関することなど、多くの具体的課題を提示し、その中から選択して実践を通じて課題研究が深められるようにしました。また、過負担にならない範囲でポートフォリオの作成も義務づけました。また、それぞれの学生には支援教員を決め、日常的にE-mailで情報交換ができる体制をつくり、定期的に支援教員が学校訪問をすることにしました。

教育現場からはインターンシップでの学生派遣を期待する声もたくさん上がっています。

この4か月間の学生の観察と課題研究レポート、そして、ポートフォリオの分析を通してその効果を実証し、総合インターンシップの有効性を広く学生や教員に公開していきます。

### (2) 教育実習での研究授業の省察の充実

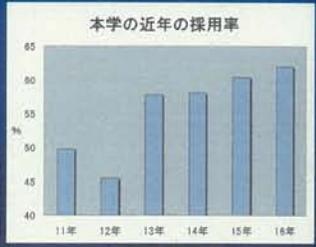
ゼミでの教育実習の授業構想についての検討会は3分の1のゼミでもたれています。しかし、実習での研究授業を録画し、それを元に振り返りをしているゼミはまだ少ないようです。教育実習では、概して、指導教諭も多少の問題はあっても、本人の教職志望を潰さないように賞賛する傾向があります。合宿セミナーで学生達は、終花的に概ねうまくいったとする意見が多く出されます。自らの授業を発問の適切さや児童の発言への適切な対応、学習展開の適切さ等、具体的視点から振り返った発言は少ない傾向があります。それは具体

的視点を定めて分析し、内省されていないためです。そこで、実習校1台のビデオを準備し、全員が自らの授業を視聴しながら、決められた視点から内省し、それを持参して合宿セミナーに参加することを義務づけたいと考えています。このような省察による課題の自覚が、有効にその後の授業実践に生きて働くと考えています。

### (3) 教職科目と教育の実際との乖離の解消

全学体制で取り組まなければこの課題はとうてい解決するものではありませんが、本学では、実務家教員の更なる採用によって、大学教員による教職科目講義と実務家教員による実践的講義のジョイント授業の実現を図ることで、改善を図っていきたくと考えています。

全国の教員養成モデル大学を目指して  
更なる改革を進めていきます



様々な改革を進めてきてはいますが、4年間という限られた時間の中での教員養成です。学生も現実の教育も、めまぐるしく変化していきます。決して現状に満足することなく、上越教育大学は全国の教員養成モデル大学を目指して、これからも最善を尽くしていく所存です。

引用：瀧川明男・釜田聡 (2004)；初等教育実習への分離方式の導入の効果。教科教育学研究第22集。117-129  
 釜田聡・瀧川明男 (2004)；「学ぶ」ことの意味を問い続けるフレンドシップ事業の意義—継続的な子どもたちとのふれ合い活動「学びクラブ」の実践を通して—。日本教師教育学会年報。13号。122-132  
 山口真由美 (2005)；「学びクラブ」と「ボランティア体験」を通じた学生の学び。上越教育大学学校教育学部 初等教育教員養成課程。学習臨床コース卒業研究

◇ 朝日新聞 2003年9月9日

## 上越教育大学

# 教員就職率に胸張る

意欲高める手厚い実習

「意欲高める手厚い実習」は、教育実習の質を高め、教員就職率を向上させるための取り組みです。本学では、実習生が実践的な授業を行うことで、教員としての自信と能力を養っています。

教員就職率の向上は、社会からの評価を高める重要な要素です。本学は、最新の教育実践と理論を結びつけ、教員養成の質を向上させています。

上越教育大学は、教員養成の最前線に立ち、社会に貢献する人材を育てています。

◇ 朝日新聞 2005年7月1日

## 教育実習現場の目で指導

### 「全国一の高い質」目標の実現へ尽力

「全国一の高い質」目標の実現へ尽力。本学は、教育実習現場の目で指導を行い、教員養成の質を向上させています。

教育実習現場の目で指導。実践的な授業を通じて、教員としての能力を養います。

全国一の高い質。目標の実現へ尽力。最新の教育実践と理論を結びつけ、教員養成の質を向上させています。

上越教育大学は、教員養成の最前線に立ち、社会に貢献する人材を育てています。

## 本学の取組 採択理由

専門的力量と教育実践に精通した有能な教師を育てるという大学の理念を具現化した、非常に優れた取組です。入学から卒業までの4年間にわたって、実践的指導力を持った教員を育成するためのカリキュラムが、構造的かつ整合的に組み立てられています。

特に、2002年度に導入された「分離方式教育実習」(3年次)は、観察実習(6月の1週間)、研究(4ヶ月)、本実習(9月～10月の3週間)の3段階からなるユニークな試みであり、教育理論と教育実践とを統合するものといえます。受け入れ側の地域小中学校においても、十分な理解と協力が得られており、充実した実習環境が保障されています。実習を通して、学生自身、受け入れ校側、大学の教育各分野のいずれにおいても顕著な成果が挙がっており、有効性が認められます。大学院に学ぶ現職教師との連携ゼミも効果的です。教員養成に特化した大学の事例ではありますが、他大学の参考になる取組です。

なお教員になるためには、人間関係についての深い理解が重要であり、それを認識する場を組織的に設けるなどの工夫が加われば、一層の教育効果が期待できます。

平成17年度 特色ある大学教育支援プログラム

## 教職キャリア教育による 実践的指導力の育成

分離方式の初等教育実習を中核として



 **上越教育大学**  
Joetsu University of Education

上越教育大学教育支援課  
〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地  
tel.025-521-3277  
<http://www.juen.ac.jp/>

上越教育大学

教員養成 G P

パンフレット

# 「マルチコラボレーションによる 実践力の形成」

—学校現場の教育課題に対応した学校教育プログラムと  
大学の教師教育プログラムの開発を通して—

平成17年度 大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成GP）



 上越教育大学  
Joetsu University of Education

文部科学省の大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成 GP）とは、大学・大学院修士課程を中心とした義務教育段階の教員養成機関における、資質の高い教員を養成するための教育内容・方法の開発・充実等を行う特色ある優れた教育プロジェクトについて、国公立大学を通じた競争的な環境の中で選定し、重点的な財政支援を行うものです。

## ■ 本プロジェクトの概要

マルチコラボレーションという方式は、立場の異なる人々が共通の実践的課題に取り組む中で、多様な協働を生起させることによって、実践的で豊かな学びを成立させるものである。

また、本プロジェクトで開発・実施する2つの教育プログラムは、長期的なアクションリサーチを通して協力校の教育課題の解決に当たる学校教育プログラムと、その成果を省察し、学部学生や学卒院生、現職院生や一般教員に還元する教師教育プログラムの2つである。その過程で、図1に示したように参加する各チームの実践的力と専門性を高め、協働体制を構築するなどの効果が得られる一方、教育委員会や大学側にも教員研修やカリキュラム改善等に関わる便益が還元される。

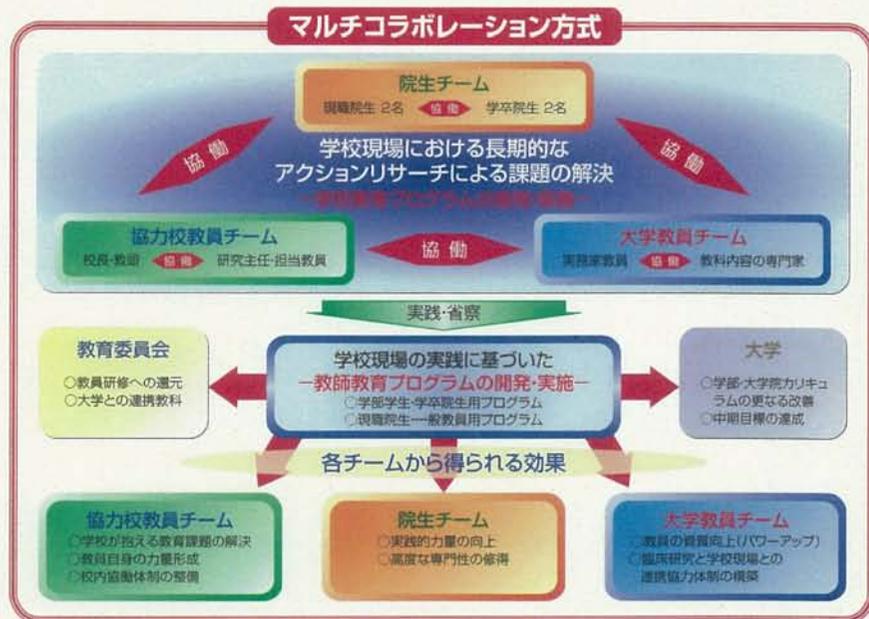
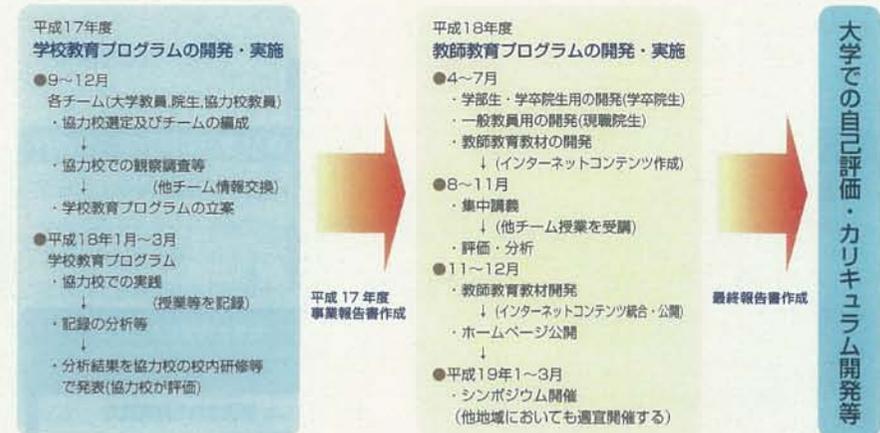


図1 本プロジェクトの概要

## ■ 実施計画

教員養成 GP プロジェクト

「マルチコラボレーションによる実践力の形成」フロー



〈教員養成 GP 取組〉平成18年度大学院授業で実施・公開

授業科目名	担当教員
研究プロジェクトセミナー（後期） ※研究テーマの1つとして参画	西川 純 ・ 北條 礼子 ・ 松本 修 林 泰成 ・ 藤田 武志（代表） 藤原 義博 ・ 岩崎 浩 ・ 瀧川 明男

上記のほか、以下の授業の中でも実施します。

授業科目名	担当教員
キャリア教育特論（前期）	三村 隆男
実践場面分析演習Ⅰ・Ⅱ「音楽」（前期）	小川 昌文 ほか
意味生成表現特論（前期）・造形表現カリキュラム開発特論（後期）	高石 次郎 ほか
実践場面分析演習Ⅰ・Ⅱ「学習臨床」（前期・後期）	南部 昌敏 ほか

## ■本プロジェクトの特色

### 本プロジェクトの教育方法の特徴と涵養される資質能力

本プロジェクトは、教育プログラムづくりに参加する大学院生の教育に関して、以下の図2に示す3つの特徴を持った教育方法を採用しており、各々の特徴によって教育委員会や学校現場で求められる高度な専門性と実践的指導力を兼ね備えた教員の育成が達成される。



図2 本プロジェクトにおける教育方法の3つの特徴と涵養される資質能力

### 特徴1：異なる立場の人々の「マルチコラボレーション方式による学び」

そもそも教職は、学年団や校務分掌に見られるように協働によって成し遂げられる仕事である。最近では、少人数教育や総合的な学習の時間などで協働の機会が増すとともに、協働的な子どもの学びを組織する資質も求められている。しかし、従来の教員養成システムは個人単位の学習が基本であり、学校現場でも、学校の小規模化や教員の年齢構成のアンバランスなどから、協働の機会や、若手とベテランが学びあう機会が奪われがちである。

それらの弊害を補うには、現職院生と学卒院生、院生と協力校の教員など、立場の異なった者同士の協働が有効である。それによって協働する力や、協働的な学びを組織する力が育成されるだけでなく、学卒院生は「教師のように考え、行動する」教職の専門性について学べ、現職院生は、思考様式の異なる学卒院生との協働によって自らの実践を省察する力を高めるとともに、教育職員養成審議会の第2次答申にも指摘されているように、後進の学びをサポートするコーチングスキルをも向上させられる。

### 特徴2：学校現場における学校教育プログラムづくりによる「実践現場での学び」

学習は状況に埋め込まれたものとして生起するため、教育内容は学習者の学びが具体的な文脈のなかで生じるように組み立てる必要がある。しかし、これまでの大学の教育内容の多くは脱文脈化された知識や技能であった。それに対し、本プロジェクトの学校教育プログラムづくりでは、刻々と変わる現場の状況におけるすべての経験が、そのまま学校現場の課題に対応する実践力や、リーダーとしてプログラムづくりを指導していく力を培う教育内容となる。また、長期的な学校への参加は、学校の日常や教師の仕事の詳細の理解につながり、学卒院生の即戦力のアップが期待できる。一方、大学での理論的考察と平行して、学校現場で学校教育プログラムづくりを行う経験は、特に現職院生に対し、理論と実践が統合した高度の専門性を獲得させることとなる。

### 特徴3：教師教育プログラムの開発と実施を通じた「省察と発信による学び」

反省的実践家としての教師には、自らの営為の省察が求められている。また、教育職員養成審議会の第1次答申にあるように、今後、特に教員に求められる具体的資質能力として、自己表現能力などの「変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力」が挙げられる。

それらの能力の涵養には、学校現場でのプログラムづくりだけでプロジェクトを終了するのではなく、その実践で学んだことを省察する機会とともに、省察したことを分かりやすく再構成し、伝達する機会を提供することが有益である。教師教育プログラムの開発と実施は、まさにその機会を提供するものとして計画されており、しかも、本プロジェクトにおける省察と発信による学びには、大学における教師教育プログラム開発と、ホームページで公開する教師教育教材の開発という複数の機会が用意されている。それによって、「体験し、考え、表現する」という学びのサイクルを何度も繰り返すことは、本プロジェクトの教育効果をさらに高めることにつながっている。もちろん、教師教育プログラムづくりは、教師に必要とされる教材・カリキュラムを開発する力を育成するのにも効果的である。

# マルチコラボレーション方式で取り組む課題

本プロジェクトにおいて解決に向けて取り組む課題は、授業カリキュラムの開発や学級経営などに関わる「授業・学級づくり」領域、学年や学校全体のカリキュラム開発、職員体制やリーダーシップなどに関わる「学校づくり」領域、地域の教育システムや危機管理体制づくりなど、学校という単位を超えた教育実践に関わる「政策づくり」領域という三つの領域において、学校現場でまさに必要とされているものとする。

具体的な課題例としては、新潟県の学校現場に対するリサーチを行った結果、現在のところ図3に示すものなどがある。



図3 マルチコラボレーション方式により取り組む課題

## 〈各チームの取組課題〉

取組代表教員	協力校	取組課題
西川 純	上越市内小学校	教育学び合いの学校文化の形成
北條 礼子	//	小学校英会話を支援する国際理解カリキュラムの開発研究
松本 修	//	特別支援を要する学習者への国語科学習における個別的な支援のあり方に関する研究
林 泰成	上越市内中学校	道徳授業プログラムの開発を通じた指導力の育成
藤田 武志	//	リーダーの育成と正義感の涵養に向けた学級経営・授業改善
三村 隆男	//	キャリア教育研究を通じ、児童生徒が望ましい勤労観、職業観を身に付け、現在及び将来の生活を主体的におくる資質や能力を育成する学校教育の在り方を研究する。
藤原 義博	柏崎市内小学校	知的障害のある児童の一人・小集団指導における主体的な課題遂行を高める教育的支援に関わる実践研究
岩崎 浩	上越市内中学校	確率概念の活動的・体験的理解を図る教授単元の臨床的開発研究
小川 昌文	上越市内小学校	モチベーションと基礎スキルの同時・相互的獲得を目指す音楽科カリキュラムと教材の開発 ー即興表現と歌唱活動を中心としてー
高石 次郎	//	図画工作科・美術科における「造形遊び」の授業カリキュラム開発を中心に据えて、学びの成り立ちや支援のあり方などを考察する。
濁川 明男	//	子どもの学びの深化を促すカリキュラム構成と支援のあり方 ー河川をテーマとした総合的学習のアクションリサーチを通してー
南部 昌敏	妙高市内小学校	児童の学力を向上させるためのICTを活用した授業改善とメディア・リテラシーの育成 ー協力校教員・大学院生・大学教員の協働的継続的アクションリサーチを通してー

計 12チーム

## 本プロジェクトの有効性

### 1) 本プロジェクトがもたらす七つの有効性

#### ① 教育プログラムづくりに参加する院生の資質向上

2つの教育プログラムづくりに参加する院生の資質向上は、優秀な人材を求めるアマンドサイドのニーズに応えることである。

#### ② 大学教員のパワーアップ

大学教員同士のコラボレーションを生起させ、大学教員をパワーアップさせる。

#### ③ 臨床研究・学校現場との連携協力の推進

本学の中期目標にある「[今、学校に必要なもの]を創造的に生み出す教育に関する臨床研究」の推進や、「小学校・中学校・高等学校等の学校現場、他大学、他機関、地域との連携協力」の強化をもたらす。

#### ④ 院生チームの学びの共有化

2つの教育プログラムづくりに参加した院生は、自らのチームの作業により知識を深めるとともに、他のチームが開発したプログラムに学ぶことで、知識を広めることができる。

#### ⑤ 協力校と教育委員会への成果の還元

実践の舞台となる協力校には、各学校の課題に対応した学校教育プログラム、校内研修の活発化等がもたらされ、学校教育プログラムをもとに作られた教師教育プログラムは、教育委員会に対し、一般教員の研修における大学との連携強化等の有効性がもたらされる。

#### ⑥ 学部学生と大学院生、一般教員の資質向上

開発された教師教育プログラムを大学などで受講したり、ホームページで閲覧したりする学部学生や学卒院生、現職教員や一般教員の資質を向上させる。

#### ⑦ 教師教育のモデルカリキュラムの開発

本プロジェクトの成果は、本学のカリキュラムのさらなる改善に用いられるとともに、今後の大学に求められる教師教育カリキュラムのモデルの一つとなりうる。

### 2) プロジェクトの実現性に必要な実績

#### ① 現職院生の長期フルタイムの参加

全国から優秀な中堅教員を2年間フルタイムの大学院生として多数受け入れている。

〔注〕○本学では、開学以来の大学院修了生4,445人のうち、6割を超える2,813人が現職教員であり、実践現場に戻って活躍している。

#### 大学院学校教育研究科（修士課程）修了者数

区分	59年度～12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	累計	
学校教育専攻	学習臨床コース		30(25)	58(43)	55(41)	52(34)	195(143)
	発達臨床コース		37(36)	29(20)	49(28)	45(34)	160(118)
	教育基礎コース	193(140)	2(1)				195(141)
	教育経営コース	178(133)					178(133)
	教育方法コース	307(295)					307(295)
	生徒指導コース	257(241)					257(241)
計	935(809)	69(62)	87(63)	104(69)	97(68)	1,292(1,071)	
幼児教育専攻	103(13)	5(1)	4(1)	5(0)	4(0)	121(15)	
障害児教育専攻	348(173)	27(9)	21(9)	20(10)	20(5)	436(206)	
教科・領域教育専攻	算数系コース	372(229)	22(14)	31(12)	29(16)	24(13)	478(284)
	社会系コース	358(247)	26(14)	16(6)	16(6)	13(8)	429(281)
	自然系コース	504(391)	23(18)	16(10)	15(6)	19(11)	577(436)
	芸術系コース	424(161)	34(9)	34(13)	29(7)	12(7)	533(197)
	生活・健康系コース	451(269)	40(15)	30(11)	34(14)	24(14)	579(328)
計	2,109(1,297)	145(70)	127(52)	123(49)	92(53)	2,596(1,621)	
合計	3,495(2,292)	240(142)	239(125)	252(128)	213(126)	4,445(2,813)	

( ) 内は、現職教員で内数

#### ② 臨床的な大学院カリキュラムの実績

学校現場の課題に対応した学校教育プログラムづくりを実施するには、多様な教育方法を通して学校の課題や実践事例を検討するような臨床的な教育に関する実績が欠かせない。前述した本学の「実践場面分析演習」は、まさにそのために実施されてきた授業科目であり、本プロジェクトは本学におけるこれまでの教育実績の延長線上に位置づけられる。

〔注〕○平成12年度の組織改革によって、学習臨床コース及び発達臨床コースを立ち上げたが、両コースでは、1学年で100名余の大学院生を受け入れ、本学大学院教育の中核として学校現場に密接に関わる研究を推進している。

## ■ 本プロジェクトの評価体制

### ① 学外における評価体制

開発した学校教育プログラムについて各協力校による評価を受け、次年度の教師教育プログラム開発に生かすとともに、学校現場との連携を通じた学校教育プログラム開発の今後の在り方を検討する材料とする。

### ② 学内における評価体制

本学では、大学全体に関わる自己点検及び評価を担当する組織として大学評価委員会（以下、評価委員会）が設置されており、同委員会のもとで組織・運営の状況、教育研究活動の状況等について自己点検及び評価し、活動全体の質の向上を図る体制を整えている。本プロジェクトにおいてもこの体制のもとでプロジェクト内容や運営に関する評価を受け、活動を見直し、改善の具体的方策を立案し、実行する。

具体的には、プロジェクトの実施委員会において、本プロジェクトに関する自己点検を行い、その結果を評価委員会に提出する。評価委員会は、自己点検結果を評価し、質の向上に向けた提案を行う。その評価と提案を受け、プロジェクト実施委員会はプロジェクトの改善を図るとともに、今後のカリキュラム改善に活用する。



### ③ 長期的な参与による臨床的研究の経験と実績

学校現場の課題の解決に資する実践の開発には、課題に対応する臨床的研究の蓄積が不可欠である。実務家教員の配置はもとより、本学教員の4割は小・中・高校での教職経験を有しており、学校現場の課題について身をもって経験してきたスタッフの割合が高い。

また、教職経験の有無にかかわらず、以下の例をはじめ、本学教員の多くが学校現場と長期的に関わる臨床的研究の実績を積み重ねている。

- 【実績の例】
- ① 本プロジェクトの課題例とした「各種の問題行動を抑制する問題行動対策プログラムの開発」には、道徳的な行動をスキルとして練習することによって子どもたちに身につけさせる「モラル・スキル・トレーニング」の実践を開発した臨床的研究がある。
  - ② 「子どもたちの学びを活性化させる教育方法の開発」という課題については、新しい指導方法を開発するのみならず、その指導方法に基づく授業を実施し、長期間にわたる調査によって効果を検証し、指導法の改良や再実践につなげた臨床的研究がある。

### ④ 学校現場の積極的な協力

本学では、教育実習について近隣学校の全面的な協力を得ている。しかも、教育実習は単学年で短期間行われるものではなく、学部の4年間にわたって継続する長期のものであり、これが可能であるのも、近隣学校との良好な協力関係が築かれているからである。

【注】 ○教育実習協力校の数は、附属学校を除くと、幼稚園12園、小学校38校、中学校17校、養護学校6校の合計73校にのぼる



---

「マルチコラボレーション  
による実践力の形成」

—学校現場の教育課題に対応した  
学校教育プログラムと大学の教師  
教育プログラムの開発を通して—

平成17年度  
大学・大学院における教員養成  
推進プログラム(教員養成GP)



---

上越教育大学 学務部教育支援課  
〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地  
TEL 025-521-3273  
FAX 025-521-3280  
<http://www.juen.ac.jp>

---

上越教育大学  
教職大学院設置構想

パンフレット

上越教育大学  
教職大学院設置構想



## 教職大学院とは・・・

近年、社会の様々な分野において、専門的職業能力を備えた人材の必要性が高まっており、専門的職業の一つである教職についても、社会構造の急激な変化や学校教育が抱える課題の複雑・多様化等に対応し得る、より高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある人材が求められるようになってきています。

そのため、平成15年に従来の大学院制度とは異なり、目的、教育内容、指導方法、指導スタッフ、修了要件、学位等を高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院制度が創設されました。これを契機に、各分野における既設の大学院の機能や組織体制の見直しが始まっており、法曹、ビジネス、会計、知的財産、公共政策、公衆衛生など様々な分野で、専門職大学院の整備が急速に進んでいます。

教員養成の分野でも、専門職大学院制度を活用した教員養成教育の改善・充実を図るため、教員養成に特化した専門職大学院としての枠組み、すなわち「教職大学院」制度創設の必要性が中央教育審議会から提言されています。

これを受け、上越教育大学では教職大学院の設置準備を進めています。

### 中央教育審議会が提言する「教職大学院」の主な目的・機能

- ◆ 現職教員を対象に、地域における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成
- ◆ 学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を習得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新任教員の養成

## 上越教育大学教職大学院の基本理念

上越教育大学では、教育の現場で生じる複雑な教育事象の仕組みや成り立ちについて、幅広い教養をもって分析的・理論的に考えながら、固有の教育実践を展開し、高度化していくことのできる教員を養成します。そのために設置を計画している本学の教職大学院「教育実践高度化専攻」は、次のような基本理念に基づいています。

### 学校現場主義。

学校現場で生じている課題がますます多様化・複雑化しているなか、それらに対応できる高度の専門性を備えた人材の育成に向けて、地域の教育委員会等との連携協力や、大学と学校現場のつながりを深めていくことが求められています。上越教育大学の教職大学院では、教育委員会や学校現場と連携協力したカリキュラムを用意します。

### 学問知と実践知の融合。

幅広い教養を基礎として、教科内容と教職教養の高度の学識を実践のなかで結合していくことが専門職としての教師の力量です。そこで、上越教育大学の教職大学院では、「学問知と実践知の融合」に向けて「プロジェクト科目」を設け、学習指導、生徒指導、学校運営に関する実践的取り組みをカリキュラムの中核に位置づけます。

### 教養と学識に基づく判断力の涵養。

教職は、たくさんの重要な判断を次々で行っていくことが必要とされる高度に専門的な職業です。その判断は、幅広い教養と高度の学識に裏打ちされていなければなりません。上越教育大学の教職大学院では、それらを確実に身につけるため、広く学ぶ臨床共通科目と、専門的学識と力量を深め究めるコース別選択科目を設定しています。

### さまざまな人々との協働。

教職は、学年部会や校務分掌に見られるように協働によって成し遂げられる仕事です。しかも最近では、少人数指導や総合的な学習の時間などによって協働の機会が増すとともに、子どもたちの協働的な学びを組織していくことも求められています。上越教育大学の教職大学院では、多様なメンバーとともに実践的課題に取り組み、協働的に学ぶ場と機会を設けることで、人々との繋がりをもちつつ課題を解決し得る能力や、人々のなかに協働性を構築しつつ教育実践を形作っていく力を育成します。

## 上越教育大学の教職大学院設置計画

上越教育大学では、大学院学校教育研究科に、既設修士課程（学校教育専攻、幼児教育専攻、障害児教育専攻及び教科・領域教育専攻）に加え、専門職学位課程（教育実践高度化専攻）として教職大学院を設置します。

修了者には、専門職学位として「教職修士（専門職）」を授与します。

教職大学院設置後の大学院学校教育研究科の構成は、右記のとおりです。

### 大学院学校教育研究科 (300人)

#### 専門職学位（教職修士）課程 (50人)

- 教育実践高度化専攻 (50人)
  - 教育実践リーダーコース (30人)
    - ・ 学習指導分野
    - ・ 生徒指導分野
  - 学校運営リーダーコース (20人)
    - ・ ミドルリーダー分野
    - ・ 経営リーダー分野

#### 修士課程 (250人)

- 学校教育専攻 (88人)
    - 学習臨床コース (40人)
    - 発達臨床コース (30人)
    - 臨床心理学コース (18人)
  - 幼児教育専攻 (7人)
  - 障害児教育専攻 (25人)
  - 教科・領域教育専攻 (130人)
    - 言語系コース (25人)
    - 社会系コース (23人)
    - 自然系コース (27人)
    - 芸術系コース (27人)
    - 生活・健康系コース (28人)
- ※ 教育職員免許取得プログラム含む

# 教育課程の概要

全てのコースの大学院生が共通に履修する「臨床共通科目」と、各コースに分かれて履修する「コース別選択科目」で構成します。

コース別選択科目には「プロジェクト科目」と「プロフェSSIONAL科目」の二種類の科目を設け、「学校における実習」をプロジェクト科目によって実現することにより、教職大学院の趣旨にそった実習を実現します。

修了要件単位数は52単位とし、修士論文は課さず、事例研究報告書等を作成することとしています。

## ◆臨床共通科目

実践的指導力と高度な専門性の基礎となる知識と技能を身につける科目です。内容は、「教育課程の編成・実施に関する領域」、「教科等の実践的な指導方法に関する領域」、「生徒指導、教育相談に関する領域」、「学級経営、学校経営に関する領域」、「学校教育と教員の在り方に関する領域」、「コミュニケーション及びネットワークに関する領域」という6つの領域から構成する予定です。

## ◆コース別選択科目

### 〈プロジェクト科目〉

①体験による学び（フィールドワーク：実習5単位）、②体験を反省的に意味づける学び（リフレクション：演習4単位）、③人に伝えることによる学び（プレゼンテーション：演習1単位）、という3つの学び（体験する→省察する→発信する）を通して、実践的指導力と高度な専門性の核となる力量を育成する科目です。

〈実習科目〉 プロジェクト科目のうち ①フィールドワーク（実習5単位）を、体験による学び（学校における実習）の実習と位置付ける。

### 〈プロフェSSIONAL科目〉

高度専門職業人に求められる幅広い教養と学識を深めていくため、教育実践と学校運営それぞれのコースに関わる知識や技能について学ぶ科目です。学校教育における実践に直接結びつく真の得意分野を形成できるように配慮します。

## ◆履修基準単位の区分

区分	授業科目	単位	摘要
臨床共通科目	教育課程の編成・実施に関する科目	22	全コース共通必修科目とする。
	教科等の実践的な指導方法に関する科目		
	生徒指導、教育相談に関する科目		
	学級経営、学校経営に関する科目		
	学校教育と教員の在り方に関する科目		
コミュニケーション及びネットワークに関する科目			
コース別選択科目	プロジェクト科目	30	所属するコースに開設される選択科目のうちから、プロジェクト科目2科目20単位以上計30単位を修得するものとする。この場合、プロジェクト科目は半期1科目を上限の履修とする。
	プロフェSSIONAL科目		
計		52	

# プロジェクト科目

教職大学院では、学校等で実務実習を行うこととなりますが、上越教育大学教職大学院の構想する実習は、単なる実習ではありません。実習を一定の目的を持った体験的な活動（フィールドワーク）として位置づけます。実習での体験を意味づけに必要な知識や技能を学び発展させる活動（リフレクション）と、学びの成果を発信し実習の現場にフィードバックする活動（プレゼンテーション）とをセットにして構成することによって、学問知と実践知の融合を図ります。



プロジェクト科目例	具体的内容の例	対象者／実施場所の例
<b>【検証学習プロジェクト】</b> これまでの実践的研究で実証されてきたことの検証を課題とします。	教室の観察をしたり、T・Tなどで実際に指導に参加したりしながら、個を大切に指導のあり方や、話し合い活動の効果などに関するこれまでの研究成果について検証していく課題など。	実践的研究の諸成果に興味のある現職教員、学校現場で経験を積みたい新規卒卒者などが対象。／附属学校や地域の拠点校にて実施。
<b>【課題解決プロジェクト】</b> 地域の学校における課題への取り組みを、プロジェクト科目のなかで支援していくことを課題とします。	道徳性の涵養を課題とする中学校の取り組みや、英語学習の導入を課題とする小学校の取り組みについて、当該学校の教育活動に参画しながら、さまざまな形で支援していくプロジェクトなど。	主として当該課題に興味がある現職教員が対象。／大学とともに取り組みたい課題を提供してくれた地域の学校にて実施。
<b>【特別プロジェクト】</b> 独自の課題をもつ現職教員の課題追求活動を支援します。	プロジェクト科目担当教員の指導助言のもとで内容について詳細に検討します。	現職教員が対象。／現任教などにて実施。

## 教育実践リーダーコース

子どもの経験の総体としてのカリキュラムを、教室や学校で自らデザインできる「指導的立場から方向性を示す教員」と「新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員」を養成します。

### 〈対象〉

現場での一定の教育経験を有する小・中・高等学校の現職教員  
学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を習得した者

本コースの名称である「教育実践」とは、教科学習だけでなく、教科外学習をも含むものであり、その両者は、どちらも学校を成り立たせている不可欠な要素です。

そのため、本コースは、教科学習を主たる対象とする「学習指導分野」と、教科外学習を主たる対象とする「生徒指導分野」という二つの分野から構成されています。

また、学習指導分野と生徒指導分野が有機的に連携し両分野の大学院生が互いに学び会える環境、並びに、学部教育と連携し学部学生と互いに学び会える環境の構築に配慮します。

### ◆学習指導分野

学習指導分野で養成する学習指導（国語科教育、社会科教育、数学科教育、理科教育、音楽科教育、美術科教育、保健体育科教育、技術科教育、家庭科教育、外国語科教育等）の職能とは、各教科の学習のみではなく、教科学習全体のカリキュラム構成能力をも対象としています。

従って、一つの教科を主な題材として探究する場合であっても、その他の教科を視野におき、常に教科学習全体の中でカリキュラムを構成する能力を育成します。

### ◆生徒指導分野

生徒指導分野で養成する生徒指導（心の教育、学級経営、道徳教育、キャリア教育、特別活動、教育相談など）の職能とは、教科外学習における直接的な児童生徒支援のみではなく、いじめや不登校などの問題に対するチーム対応プログラムの立案実施能力をも対象としています。

従って、子どもひとりひとりへの個別対応から、学級や学校全体での取り組み、さらには関係機関との連携による対応まで幅広い児童生徒支援能力を育成します。



## 学校運営リーダーコース

生き生きとした子どもの学びや教師の活動を実現する学校を、自ら企画・運営していくことのできる「学校において指導的な役割を果たす教員」と「将来、校長や教頭及び教育行政担当者として活躍できる人材」を養成します。

### 〈対象〉

校長、教頭及び都道府県レベルの教育行政担当者（指導主事、管理主事等）の職を目指す中堅層以上の教員並びにそれらに準ずる社会経験を有し、それらの職を目指す者

本コースの名称である「学校運営」は、校長や教頭及び教育行政担当者という経営リーダーのみならず、教務主任や生徒指導主事をはじめとするミドルリーダーが協働して行うものを意味しています。

そのため、本コースは、教員のライフステージに応じた二つのレベルのリーダーに求められる資質能力の向上を図ることを目指す「ミドルリーダー分野」と「経営リーダー分野」という二つの分野から構成されています。

また、二つのレベルのリーダーの協働を活性化すべく、ミドルリーダー分野と経営リーダー分野が有機的に連携し、両分野の大学院生が互いに学び会える環境の構築に配慮します。

### ◆ミドルリーダー分野

ミドルリーダー分野で養成するリーダーの職能とは、教科指導・生徒指導のための協働能力・企画能力のみではなく、一学級、一学年、一教科では抱えない問題を解決するための対応能力をも対象としています。

従って、題材となる問題の探求に際しては学校運営全体を視野におき、学級・学年・教科・学校を越えた教員集団による協働を形成するための優れたリーダーシップに加え、学校や地域における取り組みに係る様々な実践的な企画能力を育成します。

### ◆経営リーダー分野

経営リーダー分野で養成するリーダーの職能とは、学校運営能力のみではなく、一学校では抱えない問題を解決するための対応能力をも対象としています。

従って、題材となる問題の探求に際しては、学校運営全体を視野におきつつも、法律や規則に基づいた管理にとどまるのではなく、学校づくりのビジョンを立案し、それを戦略的に実現していくための構想力や企画力、組織マネジメント能力、危機管理能力などの経営的な専門職的力量を育成します。





## 上越教育大学教員採用試験受験・合格状況及び教員就職状況

### (1) 教員採用試験受験・合格状況（公立学校）

#### ① 学 部

各年11月30日現在

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受験者数	145人	141人	143人	110人	107人	117人
受 験 率	66% $\frac{145}{219}$	64% $\frac{141}{220}$	67% $\frac{143}{215}$	65% $\frac{110}{169}$	66% $\frac{107}{162}$	66% $\frac{117}{178}$
合格者数	29人	29人	40人	36人	44人	42人
合 格 率	20% $\frac{29}{145}$	21% $\frac{29}{141}$	28% $\frac{40}{143}$	33% $\frac{36}{110}$	42% $\frac{45}{107}$	36% $\frac{42}{117}$

#### ② 大 学 院（現職教員を除く）

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受験者数	55人	55人	72人	67人	54人	59人
受 験 率	53% $\frac{55}{103}$	44% $\frac{55}{124}$	58% $\frac{72}{125}$	49% $\frac{67}{136}$	52% $\frac{54}{103}$	55% $\frac{59}{108}$
合格者数	10人	18人	11人	16人	13人	13人
合 格 率	18% $\frac{10}{55}$	33% $\frac{18}{55}$	15% $\frac{11}{72}$	24% $\frac{16}{67}$	24% $\frac{13}{54}$	22% $\frac{13}{59}$

### (2) 教員就職状況

#### ① 学 部

各年5月1日現在

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
正 規	37 (19%)	39 (20%)	43 (21%)	41 (25%)	50 (33%)	44 (25%)
臨 時	69 (35%)	72 (36%)	78 (38%)	57 (35%)	49 (32%)	55 (32%)
計	106 (53%)	111 (56%)	121 (59%)	98 (60%)	99 (65%)	99 (57%)
卒業者数	200人	198人	205人	164人	153人	173人

#### ② 大 学 院（現職教員を除く）

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
正 規	13 (14%)	21 (20%)	17 (15%)	21 (17%)	15 (17%)	17 (18%)
臨 時	26 (28%)	34 (33%)	45 (40%)	41 (33%)	30 (34%)	28 (29%)
計	39 (42%)	55 (53%)	62 (54%)	62 (50%)	45 (51%)	45 (47%)
修了者数	93人	104人	114人	124人	87人	95人

## 部局の外部資金受け入れ額の予算配分への反映によるインセンティブ付与等、自己収入増加に向けた取り組み方針・内容とその実績・効果

外部資金の受け入れに関するインセンティブの付与として、新たな職務発明等補償金支払要項を以下のとおり平成17年4月1日から施行し、平成17年度は教員から申請のあった2件の発明について、特許出願の手続きを行った。

また、大学教員への学内予算の配分において、競争的教育研究資金の配分を実施しており、その評価事項に外部資金の獲得に関する事項を設け、大学教員へ外部資金の獲得へのインセンティブを与えている。

### ○ 上越教育大学職務発明等補償金支払要項

(目的)

- 1 この要項は、上越教育大学職務発明規程（平成16年規則第85号。以下「発明規程」という。）第10条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における職務発明等に対する補償金の支払について必要な事項を定める。

(登録補償金)

- 2 発明規程第10条第1項に規定する登録補償金の支払は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 本法人が取得し、又は譲り受けた特許権については、権利1件につき、7,500円に本法人の持分を乗じた額とする。
  - (2) 本法人が取得し、又は譲り受けた実用新案権については、権利1件につき、2,500円に本法人の持分を乗じた額とする。
  - (3) 本法人が取得し、又は譲り受けた意匠権及び育成者権については、権利1件につき、3,000円に本法人の持分を乗じた額とする。
- 3 前項各号に掲げる補償金の支払を受ける権利を有する者が2人以上ある場合は、当該各号に定める額にそれぞれの持分を乗じた額とする。

(実施補償金)

- 4 発明規程第10条第2項に規定する実施補償金は、発明等又は知的財産権の実施により、毎年1月1日から12月31日までの間に本法人が得た収入金額の100分の50に相当する額とする。
- 5 前項の補償金の支払を受ける権利を有する者が2人以上ある場合は、同項に定める額にそれぞれの持分を乗じた額とする。

(譲渡補償金)

- 6 発明規程第10条第2項に規定する譲渡補償金は、発明等又は知的財産権の譲渡等により、本法人が得た収入金額の100分の50に相当する額とする。
- 7 前項の補償金の支払を受ける権利を有する者が2人以上ある場合は、同項に定める額にそれぞれの持分を乗じた額とする。

(補償金の支払)

- 8 前6項に規定する補償金は、発明者又は発明者の有する当該補償金の支払を受ける権利を承継した者からの請求により支払う。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

## 経費の削減に向けた取組内容とその実績・効果

管理的経費については、これまで行った節減の内容及び新たな節減方策について検証を行い、以下の取組を実施した。

また、光熱水量の節約については、メールによる学内への節電の協力依頼や空調デマンド管理制御装置を活用し電力使用量の抑制に努めるとともに、照明の人感センサー増設、昼休み事務室の消灯、エレベータの使用制限の実施等種々の方策を実施した。

◎平成17年度の取組 ※ ( ) 内の金額は平成16年度と平成17年度の比較

- ① 暖房運転業務の暖房運転期間の短縮による節減 (前年度比△113万円)

16年度支払金額 8,505,000円

17年度支払金額 7,370,212円 差額 1,134,788円

- ② 清掃委託業務の契約内容見直しによる節減 (前年度比△69万円)

16年度契約金額 11,614,787円

17年度契約金額 10,922,079円 差額 692,708円

- ③ 警備業務の契約内容の見直しによる節減 (前年度比74万円の節減)

16年度契約金額 19,750,500円

17年度契約金額 19,005,000円 差額 745,500円

- ④ 附属学校の給食従事者衛生検査業務の契約内容の見直しによる節減  
(前年度比14万円の節減)

16年度支払金額 298,200円

17年度支払金額 153,400円 差額 144,800円

- ⑤ 印刷物の電子化による節減 (年次報告書) (前年度比△1,260万円)

16年度支払金額 1,260,000円

17年度支払金額 0円 差額 1,260,000円

- ⑥ 冊子小包の郵便局から宅配業者への変更等による郵送料の節減 (前年度比△56万円)

16年度支払金額 2,349,130円

17年度支払金額 1,789,985円 差額 559,145円

## 財政計画や人員管理計画の策定等、人件費削減の取り組み状況

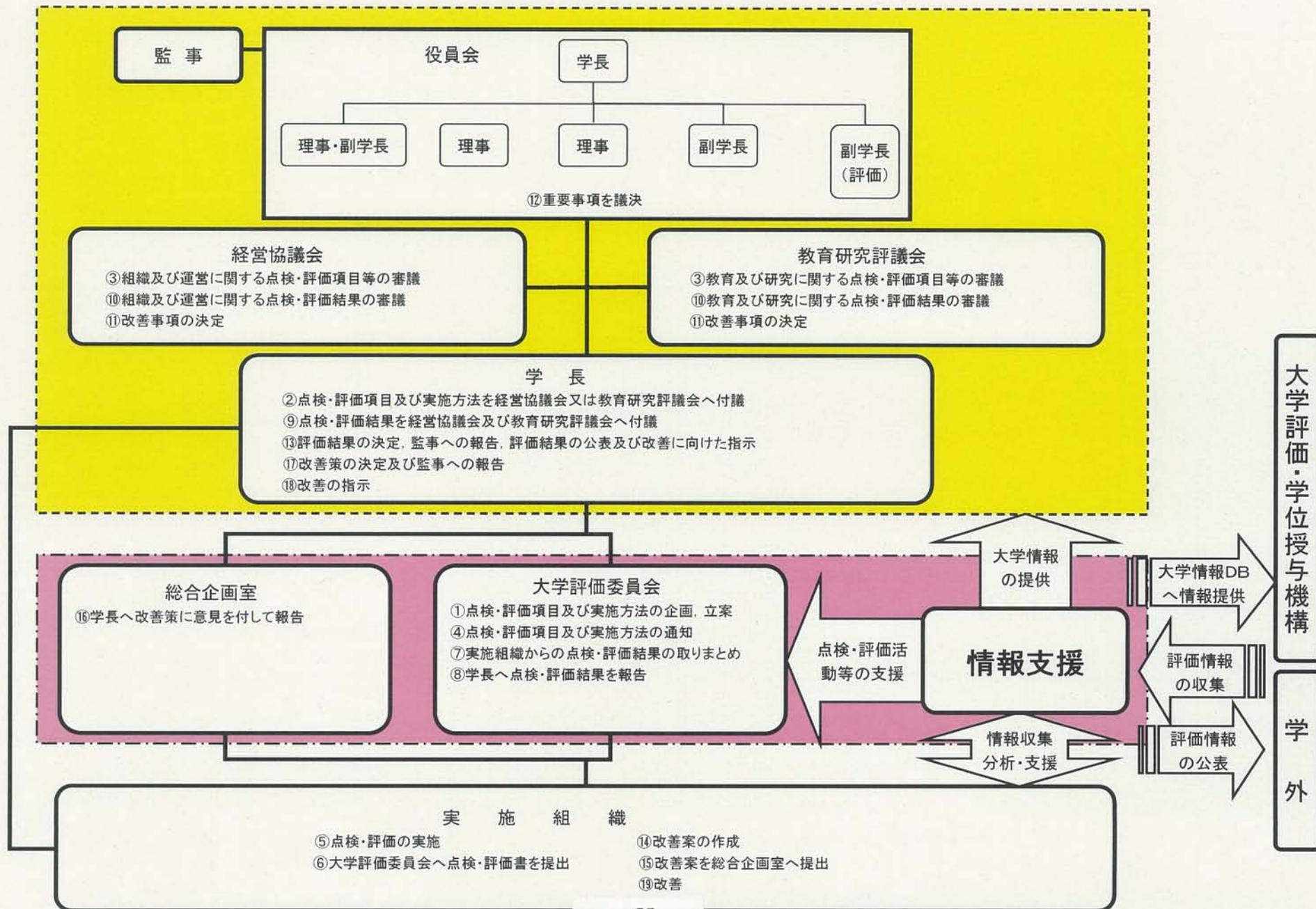
本学の財政運営の基盤となる運営費交付金は、効率化係数の影響等により年々厳しい状況となり、加えて、「行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）」により総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取り組みが求められたところである。

このため、平成 21 年度までの人件費削減見込額の試算等を行い、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、中期目標・中期計画の変更を行った。

このような厳しい状況の中で、本学においては、人件費の抑制・削減に向けた「平成 21 年度までの雇用計画」を策定するとともに、同雇用計画及び運営費交付金・自己収入の状況を勘案し、計画的・効率的な財政運営を行うため「平成 21 年度までの財政計画（たたき台）」を作成し、役員会において検討を行った。

さらに今後、同財政計画については、経営協議会等において継続して審議を行い、正式に決定することとしている。

# 上越教育大学 評価システムの構築



# ○国立大学法人上越教育大学自己点検・ 評価規則

(平成17年3月16日)  
規則第4号)

## 国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則

(目的)

**第1条** この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第2条第3項の規定に基づき、上越教育大学（以下「本学」という。）が自ら行う点検及び評価等並びにその実施体制等について必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第69条の3第1項の規定に基づき、本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- (2) 認証評価 法第69条の3第2項の規定に基づき、認証評価機関が行う評価をいう。
- (3) 法人評価 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項及び第34条第1項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会が行う評価をいう。
- (4) 部局等 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会、各種委員会、附属図書館、学校教育総合研究センター、保健管理センター、情報基盤センター、心理教育相談室、実技教育研究指導センター、障害児教育実践センター、各附属学校、事務局各課・室及び各部・講座等をいう。

(実施体制)

**第3条** 自己点検・評価、認証評価及び法人評価（以下「自己点検・評価等」という。）に係る企画、立案及び実施に関する統括は、国立大学法人上越教育大学評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(自己点検・評価の基本項目)

**第4条** 自己点検・評価の基本項目（以下「基本項目」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 学生の受入
- (4) 教育
- (5) 研究
- (6) 学生支援等
- (7) 国際交流
- (8) 社会連携

(9) 施設・設備

(10) 財務

(11) 管理運営

(評価基準等の設定)

**第5条** 前条に規定する基本項目の具体的な自己点検・評価の基準（以下「評価基準」という。）は、別に定めるものとする。

2 評価基準ごとに観点・指標を定めるときは、必要に応じて部局等の意見を聴くものとする。

3 委員会は、教育研究環境及び社会状況の変化に応じ、評価基準及び評価基準ごとの観点・指標について見直しを図り、観点・指標については、委員会が必要に応じて改正できるものとする。

(自己点検・評価の実施)

**第6条** 自己点検・評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

2 委員会は、自己点検・評価の実施に当たり、第4条に定める基本項目及び前条第1項に定める評価基準のうち、当該年度に実施する事項を選定するものとする。

3 自己点検・評価に係る実施要項の作成に当たっては、国立大学法人上越教育大学経営協議会及び国立大学法人上越教育大学教育研究評議会（以下「経営協議会及び教育研究評議会」という。）の議を経るものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、すべての部局等は、当該部局等の運営状況等についての自己点検・評価を毎年度実施するものとする。

(認証評価の実施)

**第7条** 認証評価は、原則として7年ごとに受けるものとする。

2 認証評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について認証評価機関が定める基準等に従って実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

(法人評価の実施)

**第8条** 法人評価は、国立大学法人法等関係法令の定めるところにより部局等がそれぞれ所掌する業務について実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

(学生又は学外者の意見の反映)

**第9条** 部局等は、自己点検・評価の実施に当たり、学生又は学外者の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(自己点検・評価等の結果及び公表)

**第10条** 委員会は、自己点検・評価を終了したときは、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、経営協議会及び教育研究評議会の議を経て、自己点検・評価の結果を決定するものとする。

3 学長は、自己点検・評価等の結果を公表するものとする。

(自己点検・評価等の結果に基づく改善)

**第11条** 学長は、自己点検・評価等の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、

当該部局等の長に改善を指示するものとする。

2 当該部局等の長は、前項の改善指示を受けたときは、改善案を作成し、総合企画室に提出するものとする。

3 総合企画室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定するものとする。

(監事への報告)

**第12条** 学長は、自己点検・評価等の結果を監事に報告するものとし、改善策を定めたときも同様とする。

(細則)

**第13条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

ホームページ等により情報提供している教育研究活動の内容

●大学紹介

ト学長メッセージ

ト大学の特徴

ト大学の概要 ----- ト創設の主旨・目的

ト沿革

ト組織図

ト運営図

ト役員

ト役員・職員数

ト部及び講座の構成

ト学生数

ト財政

ト土地・建物

トアクセス方法

ト部局所在地一覧

ト業務方法書及び中期目標・中期計画 ----- ト業務方法書

ト中期目標

ト中期計画

ト年度計画

ト地域連携・大学間連携 ----- ト学内の地域連携推進体制（地域連携推進室）

ト自治体との連携体制

ト大学との連携体制

ト関連サイト

ト国際交流 ----- ト上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方

ト海外の交流協定校

ト外国人留学生の受入れ

ト学生の海外留学・研修

ト海外教育(特別)研究 実施報告

ト国際交流のひろば（毎月発行）

ト知的財産本部 ----- ト知的財産ポリシー

ト知的財産管理体制

ト関係規程

ト発明から特許出願までの流れ

ト知的財産活動状況

ト知的財産 Q&A

ト関連サイト

トスタッフ募集

●学校教育学部

ト入試情報 ----- ト大学説明会

トリスニングテスト免除者の扱い

ト学校教育学部の出願状況

ト入学者選抜要項(抜粋)

ト個別の入学資格審査

ト学生募集要項(抜粋)

ト前年度の試験内容

ト専修・コースの紹介

ト大学入試センター試験の受験を要する教科・科目

ト過去10年間の選抜状況

ト前年度の合格者平均点

ト資料請求の方法

トよくある質問

ト学部の組織等

トカリキュラム

ト卒業要件と取得できる免許状・資格

トシラバス

ト学生の海外留学・研修

ト教育研究スタッフ ----- ト教育研究スタッフのプロフィール

ト科目等履修生

●大学院学校教育研究科(修士課程)

ト入試情報 ----- ト本大学院を受験する皆様へ

ト専攻別学生募集人員

ト学生募集要項(抜粋)

ト前年度の選抜状況

ト過去10年間の選抜状況

ト過去の入学試験問題

ト大学院説明会のご案内

ト資料請求の方法

ト長期履修学生制度

ト教育職員免許取得プログラム

ト先輩院生の声

ト臨床心理士養成の大学院指定

ト履修方法及び修了要件等

トシラバス

ト学生の海外留学・研修

ト取得免許状・資格

ト教育研究スタッフ ----- ト教育研究スタッフのプロフィール

ト科目等履修生

ト教育職員免許取得 プログラム支援室の設置

●大学院連合学校教育学研科(博士課程)

●大学の取組み

ト大学・大学院における教員養成推進プログラム

ト特色ある大学教育支援プログラム

ト防災体制・災害支援体制

ト研究活動(研究プロジェクト)

ト学校コンサルテーション事業

ト学校図書館司書教諭講習

ト公開講座

ト免許法認定公開講座

ト文化講演会

ト出前講座

トフレンドシップ事業

トセクハラ対策委員会サイト

ト次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

ト大学授業公開(授業参観・授業評価)

ト受動喫煙防止対策

ト自動対外式除細動器(AED)の設置

●教育研究組織・附属施設・附属学校

ト教育研究組織

ト附属図書館・各センター・附属学校

●キャンパスライフ

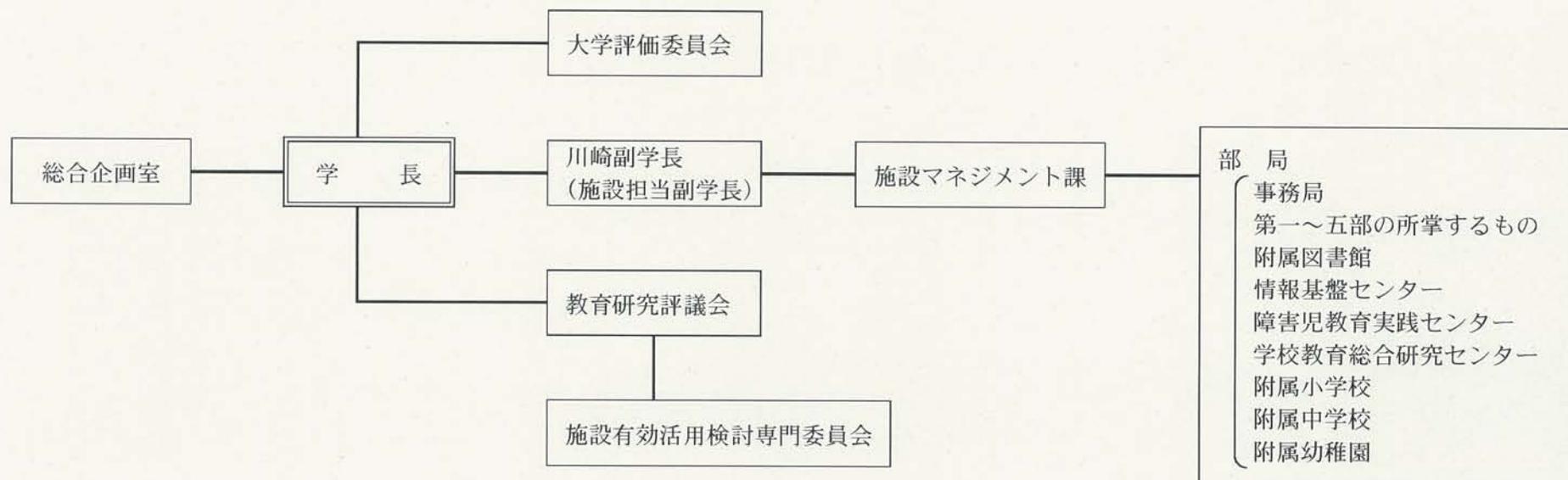
ト学生生活 ----- ト学年暦等

ト組織

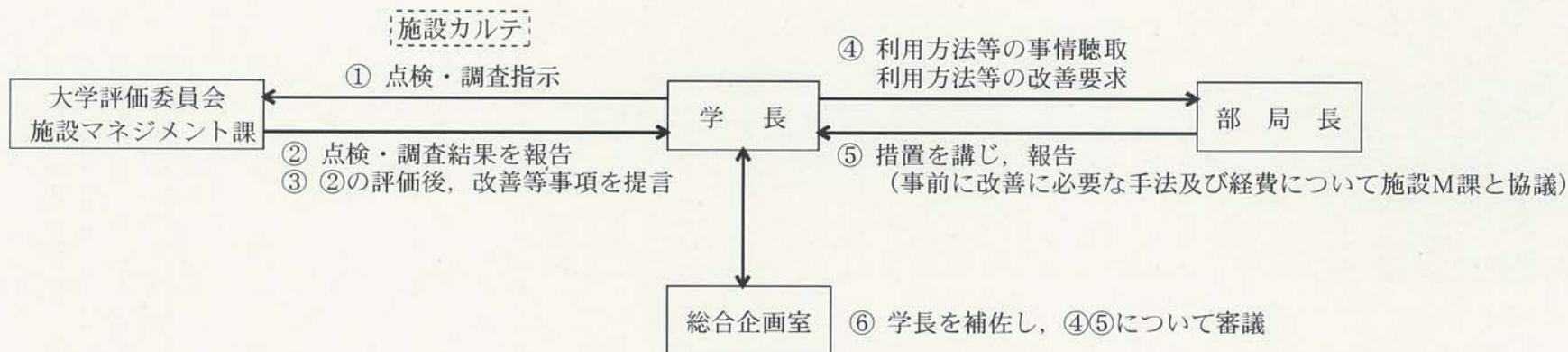
ト行事

	<ul style="list-style-type: none"> <li>└入学科・授業料の免除等</li> <li>└奨学制度（スカラシップ）</li> <li>└学割証等</li> <li>└アルバイトの紹介</li> <li>└学生会館・福利厚生施設の利用</li> <li>└IDカード（学生証）の利用</li> <li>└課外活動</li> <li>└学内施設の利用</li> <li>└青少年研修施設等</li> <li>└学生相談・オフィスアワー</li> <li>└セクシュアル・ハラスメント</li> <li>└保健管理</li> <li>└学生の居住施設</li> </ul>	
└就職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>└学生の皆さんへ</li> <li>└就職状況</li> <li>└就職指導計画</li> <li>└教職講座の日程</li> <li>└教員採用試験の日程</li> <li>└教員採用者数の推移</li> <li>└年間学習モデルプラン</li> <li>└必要書類の申請</li> <li>└インターンシップ</li> <li>└役に立つリンク集</li> </ul>	
└納付金		
●公開情報		
└このサイトについて		
└情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>└独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報等</li> <li>└法人文書の情報公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>└組織に関する情報</li> <li>└業務に関する情報</li> <li>└財務に関する情報</li> <li>└評価・監査に関する情報</li> <li>└独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表</li> <li>└役職員の報酬・給与等</li> </ul>
└個人情報保護		
└規則集の公開		
└行事予定表		
└広報刊行物の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>└上越教育大学概要</li> <li>└学報</li> <li>└JUEN 上越教育大学学園だより</li> <li>└NEWS Letters</li> <li>└上越教育大学年次報告書</li> </ul>	
└教員公募		
└関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会		
└研究助成情報		
└学会・研究会・シンポジウム情報		
└各種評価情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>└大学評価・学位授与機構による試行的大学評価</li> <li>└各事業年度における業務の実績に関する報告書及び評価結果</li> </ul>	
└環境物品等の情報		
└国立大学法人上越教育大学情報セキュリティポリシー(抄)		
└プライバシーポリシー		

国立大学法人上越教育大学施設マネジメント実施体制



【「国立大学法人上越教育大学施設有効活用規程」による点検・評価フロー】



# ○国立大学法人上越教育大学施設有効活用規程

(平成16年4月1日)  
規程第66号)

## 国立大学法人上越教育大学施設有効活用規程

(目的)

**第1条** この規程は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の施設の利用状況等について自ら点検及び評価を行い、全学的視点に立った施設の管理運営を推進するために必要な事項を定めるとともに、教育研究の変化に対応した施設の有効活用を促進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 教育研究上必要な校舎等の建物及びその附帯設備並びにこれらの敷地等をいう。
- (2) 部局、部局長 「部局」とは別表第1に掲げる部局をいい、「部局長」とは同表に掲げる部局長をいう。
- (3) 施設の共用化 全学の施設について、特定の部局が専用する部分と共用可能な部分に整理し、利用方法の変更等により、共用可能な部分の共同利用を行うことをいう。
- (4) 施設の再配置 教育研究を円滑に行うため、全学的視点に立った利用面積並びに諸室の配分及び配置の見直しを行い、施設利用の改善を図ることをいう。
- (5) 共用スペース 教育研究上必要な施設の弾力的な活用を行うため、全学的見地に立った共同利用を前提とした一定の期間及び規模を定めたスペースをいう。
- (6) 管理運営 施設について、常に良好な状態を維持し、その用途及び利用形態に応じて効率的かつ適正な運用を図ることをいう。

(施設の点検・調査等)

**第3条** 学長は、施設の利用状況等の実態を把握するための施設の点検・調査を5年ごとに実施するものとする。ただし、施設の整備等が行われる場合は、必要に応じ随時、施設の点検・調査を実施することができるものとする。

2 前項の点検・調査は、国立大学法人上越教育大学大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員及び事務系職員が行う。

3 評価委員会は、前項の点検・調査の結果を取りまとめ、学長に報告するものとする。

4 評価委員会は、前項の報告に基づき、点検・調査の結果を公表するものとする。

(評価及び施設の改善)

**第4条** 評価委員会は、前条の点検・調査の結果に基づき評価を行い、当該施設の改善が必要と判断したときは、改善等に関する事項を付して、学長に提言するものとする。

(改善要求)

**第5条** 学長は、第3条第3項の報告及び前条の提言に基づき、当該部局長に利用方法等についての事情聴取を行い、施設の共用化又は施設の再配置が必要と認めるときは、当該部局長に利用方法等の改善を要求することができるものとする。

(改善要求への対応)

**第6条** 前条の改善要求を受けた部局長は、速やかにその措置を講じ、学長に報告しなければならない。

2 国立大学法人上越教育大学総合企画室（以下「総合企画室」という。）は、学長を補佐し、前条及び前項の施設の改善等に関する事項を審議する。

3 第1項に規定する報告を行うときは、事前に改善に必要な手法及び経費について総務部施設マネジメント課と協議するものとする。

(施設の明渡し)

**第7条** 施設の再配置等による移行に伴い、新たに教育研究に関する施設を利用することとなった者は、移行前に利用していた施設を当該部局長を通じて、学長に明け渡さなければならない。

(共用スペースの確保の原則)

**第8条** 施設の有効活用を図るため、原則としてすべての施設を対象として共用スペースを確保するものとする。

2 共用スペースは、次の各号に掲げるところによる。

(1) 既存施設の改修又は見直しによる共用スペースの面積は、第3条第1項に規定する施設の調査の結果に基づき、総合企画室が関係部局と協議して定める。

(2) 施設の新築、増築又は改築により確保する共用スペースの面積は、既存の部屋面積及び計画部屋面積を合わせた全部屋面積の20%を原則とする。ただし、全部屋面積が小規模又は専有的な用途を目的とする場合は、この限りでない。

(用途決定等)

**第9条** 総合企画室は、共用スペースの利用目的、利用者及び利用期間等について審議する。

2 共用スペースの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(管理運営等)

**第10条** 学長は、当該施設を利用する部局長に施設の管理運営を委託することができる。

2 施設の区分及び管理運営を行う者は、別表第2のとおりとする。

(細則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、施設の有効活用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

部	局	部 局 長
大学	本部事務局、人文棟高層棟1階・2階及び人文棟低層棟のうち他に属さないもの、講義棟、第2講義棟(情報基盤センターを除く。)、講堂、設備器械棟、大学会館(保健管理センターを含む。)、課外活動共用施設、職員研修センター、赤倉野外活動施設他に属さないもの	事務局長
	人文棟高層棟、人文棟低層棟及び第2講義棟のうち第一部(学習臨床講座、幼児教育講座)の所掌するもの	第一部学部主事
	人文棟高層棟及び人文棟低層棟のうち第二部(生徒指導総合講座、心理臨床講座、障害児教育講座)の所掌するもの	第二部学部主事
	人文棟高層棟のうち第三部(言語系教育講座、社会系教育講座)の所掌するもの	第三部学部主事
	自然棟、実験棟、体育棟、スポーツ科学実験棟、小体育館、体育館、プール、運動場等運動施設	第四部学部主事
	音楽棟、音楽個人練習棟、美術棟、美術実習棟	第五部学部主事
	附属図書館	附属図書館長
	情報基盤センター(人文棟低層棟の関係部局を含む。)	情報基盤センター長
障害児教育実践センター	障害児教育実践センター長	
学生宿舎、国際学生宿舎、土地、立木竹	学務部長	
学校教育総合研究センター、土地、立木竹	学校教育総合研究センター長	
附属小学校、土地、立木竹	附属小学校長	
附属中学校、土地、立木竹	附属中学校長	
附属幼稚園	附属幼稚園長	

別表第2 (第10条関係)

## 施設の区分及び管理運営を行う者

施 設 の 区 分	管理運営を行う者
1 学部、大学院等において教育研究にかかわる施設 (1) 人文棟高層棟、人文棟低層棟、自然棟、第2講義棟、実験棟、音楽棟、音楽個人練習棟、美術棟、美術実習棟、体育棟、スポーツ科学実験棟、小体育館、体育館、プール、運動場等運動施設、情報基盤センター、障害児教育実践センター	学長又は委託を受けた部局長
(2) 学校教育総合研究センター(敷地等を含む。)	
(3) 共用施設(施設の共用化による。)	
2 教育研究及び学生生活を支援するための施設並びに全学共通の施設 (1) 本部事務局、講義棟、各棟講義室、講堂、設備器械棟、大学会館、保健管理センター、課外活動共用施設、職員研修センター、赤倉野外活動施設、職員宿舎、敷地等他に属さないもの	学長又は委託を受けた部局長
(2) 附属図書館	
(3) 学生宿舎(敷地等を含む。)、国際学生宿舎(敷地等を含む。)	
3 共用施設(共用スペースによる。)	学長
4 附属学校の施設 附属小学校(敷地等を含む。)、附属中学校(敷地等を含む。)、附属幼稚園	学長又は委託を受けた部局長

上越教育大学 有線・無線LAN学内アクセスポイント一覧

No.	棟	部屋名	有線LAN		無線LAN		接続 端末数 <small>(注1)</small>
			教員用	学生用	無線規格 (802.11a)	無線規格 (802.11g)	
1	人文高層棟	人101	○	×	○	○	20
2	"	人104	○	×	○	○	20
3	"	人105	○	×	○	○	20
4	"	人106	○	×	○	○	20
5	"	人107	○	×	○	○	20
6	"	人201	○	×	○	○	20
7	"	人202	○	×	○	○	20
8	"	人203	○	×	○	○	20
9	"	人204	○	×	○	○	20
10	"	人205	○	×	○	○	20
11	"	人206	○	×	○	○	20
12	"	人207	○	×	○	○	20
13	"	人208	○	×	○	○	20
14	人文低層棟	人213	○	×	○	○	20
15	"	人214	○	×	○	○	20
16	"	人215	○	×	○	○	20
17	"	情報訓練室2	○	○	○	○	40
18	講義棟	談話コーナー	○	×	×	○	20
19	"	講201	○	×	×	○	20
20	"	講301 <small>(注2)</small>	○	○	×	○	20
21	"	講302	○	×	×	○	20
22	第2講義棟	講003	○	×	○	○	20
23	"	講104	○	○	○	○	40
24	"	講103	○	○	○	○	40
25	"	講202	○	×	○	○	40
26	図書館	閲覧室(1F)	×	×	○	○	20
27	"	閲覧室(3F) <small>(注3)</small>	×	×	○	○	20
28	大学会館	食堂	×	×	×	○	20
29	"	第1集会室	×	×	○	○	20

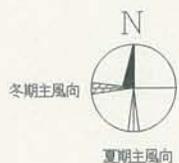
- (注1) 無線LANで同時に接続できる端末の最大数。  
(注2) 20人以上の講義の場合は、有線LANを使用すること。  
(注3) 南側の閲覧室のみ使用可能。

国立大学法人上越教育大学 施設 5 年整備計画

法人名 上越教育大学

法人名	番 号	事 業 号	5 か 年 号	5 か 年 号	事 項 号	団 地 名	団 地 等 名	事 業 名	整 備 理 由	既存建物の状況				対 象 面 積 (㎡)	組 織 等 年 次 積 算	整備計画			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備 考		
										建 築 年 次 積 算 (設置年)	改 修 年 次 積 算	耐 力 度 点 数	緊 急 度 ラ ン ク			新 築	改 修										
																		面 積 (㎡)								面 積 (㎡)	面 積 (㎡)
上越教育大学	1-1	8	改善-改修	修校舎	山屋敷	学校教育学部	校舎改修	改修	S 56	H 5	-	0.6	-	-	0	(1,870)			○							H12・13学部-大学院改修 H6 外壁改修(人文) H8 外壁-防水改修(音楽・美術・講義等) H12 内部改修(人文棟他250㎡)	
上越教育大学	2-1	8	改善-改修	修校舎	山屋敷	山屋敷	国際交流学生ハウス改修	改修	S 56	H 7	-	-	-	-	0	(1,130)			○								G200/C01階56R-50の改修 H17 防水・外壁改修
上越教育大学	3-1	11	改善-増築	共厚	山屋敷	図書	図書館	不足	-	-	-	-	1,449	-	1,450	(0)				○						電子図書館整備	
上越教育大学	4-1	8	改善-改修	修共厚	山屋敷	図書	図書館改修	改修	S 58	-	-	-	-	-	0	(3,120)					○					(150)階38 R-10の改修	
上越教育大学	4-2	11	改善-増築	共厚	山屋敷	学校教育学部	大学会館	不足	-	H 7	-	-	830	-	830	(0)						○				H17 防水・外壁改修 障壁者対策、受水槽、換気管、防虫設備、中央監視、変電設備等改修、道路、換気管(S56)等更新、H10 転倒機更新等、積算通信増設	
上越教育大学	5-1	2-2	改善-基礎	基礎整	山屋敷	山屋敷	基幹・環境整備	更新	S 56	-	-	-	-	-	-	-	○										
上越教育大学	6-1	9	改善-基礎	基礎整	山屋敷	山屋敷	基幹・環境整備	更新	S 56	-	-	-	-	-	-	-		○								校舎等外壁改修、外灯整備	
上越教育大学	6-2	9	改善-基礎	基礎整	山屋敷	山屋敷	基幹・環境整備	更新	S 56	-	-	-	-	-	-	-			○							空調設備、電気設備、道路等、体育館改修、学宿直流電源更新	
上越教育大学	6-3	9	改善-基礎	基礎整	山屋敷	山屋敷	基幹・環境整備	更新	S 56	-	-	-	-	-	-	-				○						屋外運動場、テニスコート改修、放熱器更新	
上越教育大学	6-4	9	改善-基礎	基礎整	山屋敷	山屋敷	基幹・環境整備	更新	S 56	-	-	-	-	-	-	-					○					蒸気ボイラ(S56)更新、(山屋敷)受水槽更新	
上越教育大学	6-5	9	改善-基礎	基礎整	山屋敷	山屋敷	基幹・環境整備	更新	S 56	-	-	-	-	-	-	-						○				蒸気ボイラ(S56)、変圧器(S60)更新、電話交換機(H7)更新	
上越教育大学	7-1	8	改善-改修	修校舎	山屋敷	学校教育学部	体育館改修	改修	S 57	-	-	0.14	1,619	-	-	-						○					
上越教育大学	8-1	2-1	改善-改修	修附属	西城	附小	体育館改修	改修	S 48	-	-	4,788	0.22	920	-	320	(600)	○									G320階48 S10の改修
								合 計						4,818	2,000	6,720											

# 5 年整備計画図



改善-改修  
(山屋敷) 体育館改修 S1~R2 2,619㎡

改善-改修  
(山屋敷) 校舎改修 SR8-R2 1,870㎡

改善-改修  
(山屋敷) 国際交流学生ハウス改修 R5 1,130㎡

[s]値表	
棟番号	[s]値
(010)	0.60 (2次)
(112)	0.14 (2次)

敷地面積	建築面積	延べ面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
956,132㎡	24,041㎡	64,966	6.8%	18.2%	1,348人	学校教育学部	001	山屋敷	上越市山屋敷町1番地	0452	上越教育大学	H16



平成17年度上越教育大学施設・設備維持管理計画表

区分	件名	実施時期及び回数
保全業務	構内電話交換機設備保全業務	年間
	防災設備保全業務	年間
	生活排水処理施設保全業務	年間
	昇降機設備保全業務	年間
	附属学校小荷物専用昇降機保全業務	年間
	高圧受変電設備保全業務	年間
	設備監視装置保全業務	年間
	デマンド管理空調制御装置メンテナンス	年間
	空調設備保全業務	5/13～11/30
	受水層・高置水槽設備保全業務	8/5～9/28
	ボイラー・圧力容器保全業務	8/3～9/20
	消雪設備保全業務	11/30～3/22
	PH処理設備保全業務	12/13～1/20
	暖房用ボイラー乾燥保管処理	年間8回
	実験廃液等処理処分費	1/10～3/28
	生活排水処理施設汚泥搬出処理	年間11回
	消火器更新	5月
点検	冷温水発生機点検	6/2～6/6, 11/2～11/11
	北城宿舎防排煙制御設備点検	9/16～9/28, 2/2～2/24
	プールろ過機保守点検(大学)	5月～10月
	ドラフトチャンバー分解整備	2/23～3/27
	暖房ボイラー運転業務	11/21～3/31
	暖房ボイラー事前事後整備	4月事後整備・11月事前整備
	講堂舞台装置点検	9月, 2月
	学生宿舎給湯ボイラー運転および冷温水発生機点検業務	年間
	人文・自然棟屋上防水点検・整備等	7/12～7/14
調査	変圧器PCB混入調査	調査(8～10月実施)
	赤水調査	12月アンケート調査・検査実施
	耐震診断	9/12～10/27講義棟 1/27～3/23講堂
	建物安全調査	2回
校地維持	構内緑地維持管理	芝管理・樹木維持・伐採・剪定
	害虫(蟻・スズメバチ等)駆除	3件
	雪囲い(山屋敷・西城・本城)	11/21～11/29
法定検査	構内総合排水水質分析	10/21～11/18
	簡易専用水道検査	10/5～10/24
	浄化槽法11条検査	2/8～2/24
	ばい煙濃度測定	8月, 1月
	建築基準法第12条検査	9/21, 1/24, 3/10

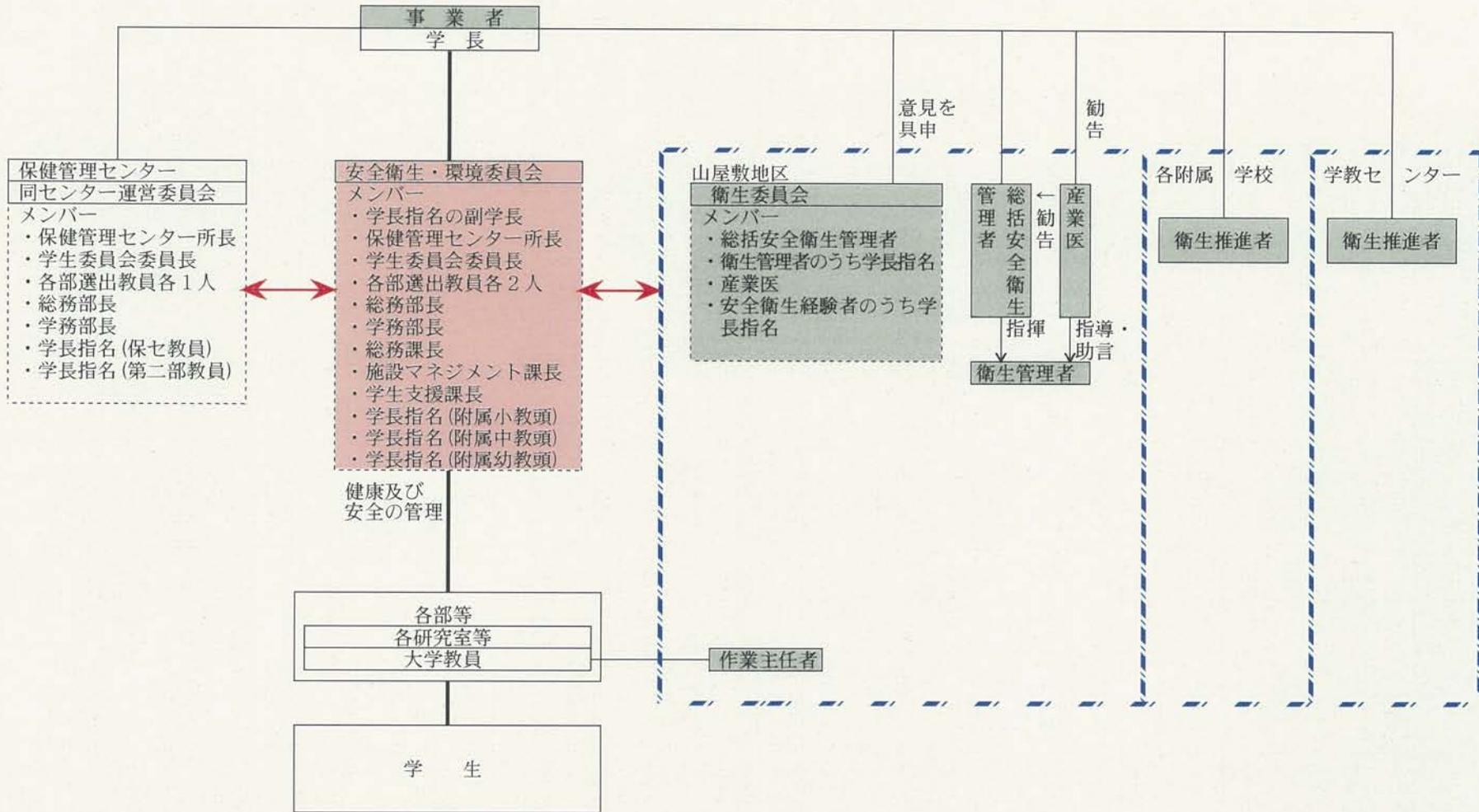
上越教育大学職員宿舎関係工事予定表

No	建物名称	建築年	構造	面積	改修年度	H18	H19	H20	H21	H22	予定理由	備考
—	西城宿舎1号棟	S55	R3	812	防水 H13 外壁 H17						改修完了	
1	西城宿舎2号棟	S55	R3	717	防水 H13 外壁	↔					結露対策	
2	北城宿舎	S56	R3	1,341	防水 H15 外壁				↔		結露対策	
3	山屋敷宿舎	S56	R5	1,814	防水 H18 外壁					↔	結露対策	
4	本城宿舎1号棟	S56	R3	1,171	防水 外壁 H15	↔					雨漏り対策	
5	本城宿舎2号棟	S57	R3	826	防水 外壁 H15			↔			雨漏り対策	
6	本城宿舎3号棟	S57	R3	969	防水 外壁 H15	↔					雨漏り対策	
7	本城宿舎4号棟	S57	R3	826	防水 外壁 H15	↔					雨漏り対策	
8	本城宿舎5号棟	S58	R3	969	防水 外壁 H15		↔				雨漏り対策	
9	本城宿舎6号棟	S57	R3	826	防水 外壁 H15			↔			雨漏り対策	

## 上越教育大学耐震診断業務予定表

No	建物名称	建築年	構造	面積	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	備	考
1	人文棟 (高層)	S56	R8	8,971	H12 実施								
2	体育館	S57	S1	1,404	H15 実施								
3	自然棟	S58	R8	6,244	H16 実施								
4	小体育館	S57	R2	1,215	H16 実施								
5	本部事務局	S58	R3	2,018	H16 実施								
6	講堂	S63	R1	1,079	H17 実施								
7	講義棟	S56	R3	2,172	H17 実施								
8	音楽棟	S56	R5	2,635		↔							
9	美術棟	S57	R4	3,659		↔							
10	体育棟	S57	R4	1,609			↔						
11	附属図書館	S58	R4-1	3,121			↔						
12	第2講義棟	H6	R3	1,117				↔					
13	附属中学校体育館	S63	R3	1,263				↔					
14	大学会館	S56	R2	2,093									
15	実験棟	S56	R2	1,148									
16	障害児教育実践センター	H3	R2	1,093									
17	スポーツ科学実験棟	H5	R2	830									
18	設備機械棟	S56	R2	688									
19	情報処理センター	H6	R2	484									
20	職員研修センター	S57	R1	403									
21	学生宿舎男子1棟	S56	R5	1,405					↔				
22	学生宿舎女子1棟	S56	R5	1,831					↔				
23	学生宿舎男子2棟	S56	R5	1,087						↔			
24	学生宿舎女子2棟	S56	R5	2,114						↔			
25	学生宿舎男子3棟	S57	R5	2,117							↔		
26	学生宿舎女子3棟	S57	R5	1,109							↔		
27	学生宿舎男子4棟	S59	R5	2,105									
28	学生宿舎女子4棟	S59	R5	1,070									
29	学生宿舎世帯A棟	S57	R5	1,627									
30	学生宿舎世帯B棟	S59	R5	1,856									
31	山屋敷宿舎	S56	R5	1,814									
32	国際学生宿舎	H7	R5	1,912									

国立大学法人上越教育大学 安全衛生管理体制図



-  事業場の範囲
-  連携
-  労働安全衛生法等に定められた組織等
-  法律・規程上の流れ

# ○国立大学法人上越教育大学安全衛生管理規程

(平成16年4月1日)  
規程第51号

## 国立大学法人上越教育大学安全衛生管理規程

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）又はその他関係法令に定めるもののほか、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）に勤務する職員の保健及び安全保持に関し必要な事項を定める。

(学長の責務)

**第2条** 学長は、法令及びこの規程に定める労働災害防止のための基準を守るとともに、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における役員及び職員（以下「役職員」という。）の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(役職員の責務)

**第3条** 役職員は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、学長その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力しなければならない。

### 第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

**第4条** 本法人に、安衛法第10条に定めるところにより、役職員の安全及び衛生に関する事項を統括管理するため、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、副学長をもって充てる。

(総括安全衛生管理者の職務)

**第5条** 総括安全衛生管理者は、衛生管理者及び安全衛生に従事する者を指揮するとともに、次の各号に掲げる事項を統括管理する。

- (1) 役職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 役職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、役職員の安全及び衛生に関すること。

(衛生管理者)

**第6条** 本法人に、安衛法第12条に定めるところにより、前条各号の業務に係る技術的事項を管理させるため、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、安衛法第10条に定める資格を有する役職員のうちから選任する。

(衛生管理者の定期巡視及び権限の付与)

**第7条** 総括安全衛生管理者の指揮の下、衛生管理者は、少なくとも毎週1回は職場を巡

視し、設備、職務の方法又は衛生状態に有害の恐れがあるときは、直ちに役職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 衛生管理者は、衛生に関する措置をなし得る権限を有する。

(衛生推進者)

**第8条** 本法人に、安衛法第12条の2の定めるところにより、衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、衛生に係る業務を担当するための必要な能力を有すると認められる職員のうちから選任する。

3 衛生推進者は、第5条各号の業務のうち衛生に係る業務を行う。

(産業医)

**第9条** 本法人に、役職員の健康管理等を行わせるため、安衛法第13条の定めるところにより、産業医を置く。

2 産業医は、法令に定める資格を有する医師である役職員から指名、又は医師である者に委嘱するものとする。

(産業医の職務)

**第10条** 産業医は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、役職員の健康管理に関すること
- (5) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、必要に応じ学長又は総括安全衛生管理者に対して勧告し、衛生管理者に対して指導助言することができる。

(作業主任者)

**第11条** 本法人に、安衛法第14条に定める作業主任者を置く。

2 作業主任者は、法令に定める免許を受けた者又は技能講習を修了した者から学長が選任する。ただし、当該業務を外部の者に委託して行うものについては、この限りでない。

3 作業主任者は、危険・有害な設備、作業について、危害防止のために当該作業の管理指揮を行う。

(衛生委員会)

**第12条** 本法人に役職員の危険防止に関する主要事項並びに健康の保持増進を図るための重要事項を審議するため、衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、役職員の衛生に関する次の各号に掲げる事項を総合的に調査審議し、学長に意見を具申する。

- (1) 役職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 役職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に関すること。
- (4) 安全衛生に関する規定の作成に関すること。

- (5) 安全衛生教育の実施計画の作成に関する事。
- (6) 職場環境の測定の結果及びその結果に対する対策の樹立に関する事。
- (7) 定期・臨時の健康診断、医師の診断・診察又は処置の結果及びその結果に対する対策の樹立に関する事。
- (8) 役職員の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に関する事。
- (9) 新規の機械等又は原材料に係る危険の防止及び健康障害の防止に関する事。
- (10) 厚生労働大臣等からの文書による命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、役職員の危険の防止及び健康障害の防止に関する事。
- (11) その他役職員の安全及び衛生の管理に関し、学長が必要と認めた事項  
(衛生委員会の構成)

**第13条** 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、学長が委嘱する。

- (1) 総括安全衛生管理者
  - (2) 衛生管理者のうちから学長が指名した者
  - (3) 産業医
  - (4) 安全衛生に関し経験を有する職員のうちから学長が指名した者
- 2 前項第2号及び第4号に規定する委員のうち半数については職員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦を受けた者とする。

(委員の任期)

**第14条** 前条第1項第1号以外の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が職員でなくなった場合は、委員の職を解任されたものとする。

(委員長等)

**第15条** 委員会に委員長を置き、第13条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会の運営)

**第16条** 委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

2 委員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

### 第3章 健康管理

(健康診断の種類)

**第17条** 総括安全衛生管理者は、職員の健康を確保するために次の各号に掲げる健康診断を行わなければならない。ただし、第1号の健康診断については、採用時に健康診断書を提出した者は省略することができる。

- (1) 採用時健康診断
  - (2) 一般定期健康診断
  - (3) 特別の健康診断
- 2 前項第1号の健康診断においては、職員として採用するときに実施するものとする。

3 第1項第2号の健康診断においては、1年以内ごとに1回、職員の全員を対象として次の項目について定期的に行うものとする。

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長・体重、視力及び聴力の検査
- (4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- (5) 血圧の測定
- (6) 貧血検査
- (7) 肝機能検査
- (8) 血中脂質検査
- (9) 血糖検査
- (10) 尿検査
- (11) 心電図検査

4 第1項第3号の健康診断は、職員が次の一に該当する場合において行う。

- (1) 衛生上有害な業務又はこれに準ずる業務に従事するとき。
- (2) 海外派遣研修等で、6月以上の海外生活を予定して出国するとき及び6月以上の海外生活を終えて帰国したとき。

5 第1項に掲げるもののほか、必要に応じて、職員の全員又は一部に対して健康診断を行うことがある。

(健康診断受診の義務)

**第18条** 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

2 やむを得ない理由で、健康診断を受けることができない場合は、他の医療機関で健康診断を受けなければならない。

3 職員は希望により、第1項に定める健康診断の代わりに、他の医療機関における健康診断を受診することができるものとする。

4 前2項における健康診断を受診した者は、その結果を証明する書面を速やかに提出しなければならない。

(総合的な健康診査)

**第19条** 学長は、職員が請求した場合には、本法人又は国家公務員共済組合が実施する総合的な健康診査を受けるため勤務をしないこと承認できる。

2 前項の規定により勤務をしないことを承認することができる時間は、1日の範囲内で学長が必要と認める時間とする。ただし、総合健診が2日にわたるものである場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、2日の範囲内で大学が必要と認める時間とする。

- (1) 当該総合健診が、正午以後に始まり、翌日の午前中に終了するものであるとき。
- (2) 当該総合健診が、請求した役職員の健康管理上産業医が特に必要と認める検査の項目を含むものであるとき。ただし、請求した職員が、当該検査項目を含む1日又は半日の総合健診を受けることができない場合に限り。
- (3) 本法人又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条の規定により設置された国家公務員共済組合と総合健診を実施する病院等との契約上、1日又は半日の総合健診のみでは希望する職員のすべてが総合健診を受けることができない状況に

あるため、請求した職員が2日にわたる総合健診を受けることがやむを得ないと認められるとき。

(健康管理指導区分の決定等)

**第20条** 健康診断の結果により、健康管理上、生活規正面及び医療面の指導を必要と認めた役職員については、産業医が、別表に定める区分に応じて指導区分の決定及び変更を行うものとする。

(事後措置)

**第21条** 学長は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた役職員については、その指導区分に応じ、別表の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置を講じなければならない。

(病者の就業禁止)

**第22条** 学長は、安衛法第68条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる者について、伝染予防の措置を施した場合は、この限りではない。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染病の疾病にかかった者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく憎悪するおそれのあるものにかかった者
- (3) その他産業医が就業不相当と認めた者

2 健康診断の結果等により、結核患者として療養の必要があると認められた者は、結核予防法（昭和26年法律第96号）第28条の規定に基づいて就業を禁止し、療養を命ずる。

(健康診断の結果の通知)

**第23条** 学長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康記録の管理)

**第24条** 学長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

#### 第4章 安全管理

(危険を防止するための措置)

**第25条** 学長は、次の各号に掲げる危険による職員の災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械、器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の者等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 掘削、採石等の業務における作業方法から生ずる危険
- (5) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等における危険

2 学長は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

**第26条** 学長は、職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険にかかる場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退避等の適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定するもののほか、職員の避難訓練その他緊急事態に対する措置は、学長が必要な都度定める。

(秘密の保持)

**第27条** 職員の安全及び衛生に関する事務に従事する職員及び従事したことのある職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### 第5章 雑則

(細則)

**第28条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が必要な都度定める。

#### 附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第20条，第21条関係）

## 指導区分及び事後処置の基準

指導区分		事後措置の基準
区分	内容	
生活規制の面	A	勤務を休む必要のあるもの 休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により，療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの 職務の変更，勤務場所の変更，休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し，かつ，深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。），時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で，深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの 深夜勤務，時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの 医療機関のあっせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの 経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療を必要としないもの

# ○国立大学法人上越教育大学毒物・劇物 取扱規程

(平成16年4月1日)  
規程第67号

## 国立大学法人上越教育大学毒物・劇物取扱規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物（以下「毒物等」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(学長の責務)

**第2条** 学長は、本法人における毒物等の管理について総括する。

(職員及び学生の義務)

**第3条** 本法人の役員、職員及び上越教育大学の学生は、この規程及び関係法令の定めるところにより、毒物等を取り扱わなければならない。

(毒物等管理責任者)

**第4条** 毒物等を適正に管理するため、本法人に毒物等管理責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2 毒物等管理責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 毒物等の盗難、紛失を防止するための必要な措置に関すること。
- (2) 毒物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合（以下「事故等」という。）において不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときの保健所、警察署又は消防署への届出及び保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置に関すること。
- (3) 毒物等が盗難又は紛失したときの警察署への届出に関すること。
- (4) その他毒物等の管理に関し必要と認められること。

(毒物等使用責任者)

**第5条** 毒物等を使用する研究室及び実験室等（以下「研究室等」という。）並びに施設・設備の維持管理のため毒物等を使用する者が所属する課及び室（以下「課等」という。）に毒物等使用責任者を置く。

2 毒物等使用責任者は、次の各号に掲げる者をもって充て、学長が指名する。

- (1) 毒物等を使用する研究室等にあつては、当該研究室等において毒物等を使用する教員
  - (2) 毒物等を使用する者が所属する課等にあつては、当該課等の長
- 3 毒物等使用責任者は、毒物等の保管のための専用保管庫（施錠可能な不燃性のもので、倒壊等防止のための措置を講じたものに限る。以下「保管庫」という。）を設置し、次の各号に掲げる処置を講じなければならない。

- (1) 毒物等は、保管庫に保管し、一般の薬品とは別に保管すること。

- (2) 保管庫には、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

- (3) 毒物等の容器及び被包には、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示すること。

4 毒物等使用責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 保管庫の施錠及び保管庫の鍵の管理に関すること。
- (2) 毒物等の使用状況を別記様式の毒物等使用簿（以下「使用簿」という。）において、常に把握すること。
- (3) 定期的に毒物等の残量を使用簿の残量と照合し、確認すること。
- (4) 毒物等を使用する者への指導助言及び監督に関すること。
- (5) 毒物等の盗難、紛失及び事故の発生等における毒物等管理責任者への報告に関すること。
- (6) その他毒物等の使用に関し必要と認められること。

(使用者の遵守事項)

**第6条** 毒物等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 毒物等を教育研究又は施設・設備の維持管理以外の用途に使用しないこと。
- (2) 毒物等を使用するときは、その取扱い等について万全の注意を払うこと。
- (3) 毒物等を使用するときは、使用簿に必要事項を記録すること。
- (4) 毒物等が盗難又は紛失したとき及び事故等のおそれがあるとき又は発生したときは、直ちに毒物等使用責任者に報告するとともに、その危害を防止するための必要な応急の処置を講ずること。

(毒物等の処分)

**第7条** 毒物等使用責任者は、使用する見込みのない毒物等、毒物等の容器及び被包等は、関係法令その他の定めにより、適正に廃棄処分等の手続を行わなければならない。

(事務の処理)

**第8条** 毒物等に関する事務は、総務部財務課において処理する。

(細則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。



## まえがき

# 安全の手引 (抜粋)

大学においては、様々な教育研究活動が行われており、それに携わる学生・教職員の安全確保及び実験・実習の安全管理について、最小限の知識を周知徹底しておくことは極めて重要です。教員養成系大学における実験・実習の重要性は言をまつまでもなく、本学においては、それらに関わる数多くの授業科目がカリキュラムの中に取り入れられています。しかしながら、一方で実験・実習中の安全を確保することも重要な課題です。

これまでも、本学においては事故や災害への対策が個々に講じられてきました。それらを取りまとめ、全学共通の理解を図るとともに、教育研究活動中の安全を確保し、万一の事故や災害が発生した場合には速やかに適切な対処ができることを目的に、この小冊子「安全の手引」を作成いたしました。

火災や傷病発生時の緊急連絡先、災害予防や防犯に関する一般的心得、実験・実習時の心得等についても新しい情報も含めて記載されています。

また、付録として、学生教育研究災害障害保険等についても触れています。

この「安全の手引」が本学学生や教職員によく理解され、各人の安全管理の意識が高まり、事故や災害が未然に防止できることを心より願っております。

平成17年3月

上越教育大学

平成18年3月

教務委員会委員長

## 目 次

まえがき

第1章 緊急連絡先	1
1 火災	1
2 傷病発生	1
3 その他の事故	1
第2章 災害予防に関する一般的心得	2
1 登校時に心がける事項	2
2 退校時に心がける事項	2
3 学生実験時に心がける事項	2
4 研究室, 共同実験室で実験・研究時に心がける事項	2
5 教職員が心がける事項	3
6 薬品使用場所で心がける事項	3
第3章 火災・地震災害等	4
1 火災	4
2 地震	6
第4章 防犯に関する一般的心得	7
1 ひったくり	7
2 乗り物盗<自動車>	7
3 ピッキング	8
4 インターネット詐欺	8
5 悪質商法	9
6 強盗・恐喝	10
7 ストーカー	11
第5章 応急処置	13
1 手当の方法	13
2 人工呼吸・心臓マッサージ	18
第6章 実験・実習時の心得	21
1 理科における実験・実習の心得	21
2 機械(器)の取扱い	22
3 被服学実験	26
4 食物学実験	29
5 調理実習	29
6 危険薬品一覧表	30
第7章 付録	32
● 学生教育研究災害障害保険	32
● 学研災付帯賠償責任保険	33

平成17年度安全衛生管理年間実施計画

上越教育大学(附属幼稚園を除く山屋敷地区)

活動内容	年間の実施事項	備考
①教職員の危険又は健康障害防止するための措置 ②教職員の安全又は衛生のための教育 ③健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置 ④労働災害の原因の調査及び再発防止対策 ⑤その他教職員の安全衛生に関すること	・衛生委員会の開催(月1回) ・定期的な学内巡視 ・安全衛生に関する研修 ・関係諸規程等の整備 ・人間ドック等の総合的検診への参加 ・喫煙対策 ・その他	・構内クリーンデー ・精神・身体両面の健康についての相談窓口開設

月	全国行事予定	各月の実施事項	備考
4	春の全国交通安全運動	職員健康診断(胸部間接撮影) 化学物質取り扱いに関する留意事項の作成・配付 設備届(クレーン、ボイラー、第一種圧力容器)・定期自主検査 化学物質の使用量実態調査	・健康状態自己診断カード(特別健康診断)
5	世界禁煙デー(WHO)禁煙週間	職員健康診断(胃検診) 職員健康診断(定期)	
6	男女雇用機会均等週間 全国安全週間準備週間 危険物安全管理週間 環境週間	職員健康診断(定期)	人間ドック(~11月)
7	全国安全週間	上越教育大学安全週間(1~7日) 職員健康診断(運転手業務検診、給食従事者検診)	・健康状態自己診断カード(特別健康診断) ・実験廃棄物等の処理
8	電気使用安全週間 食品衛生週間	喫煙対策…喫煙場所の再確認	
9	全国労働衛生週間準備週間 健康増進普及週間 秋の全国交通安全運動		・衛生推進者養成講習(学外) ・職員レクリエーション
10	全国労働衛生週間 体力づくり強調週間	上越教育大学労働衛生週間(1~7日) 職員定期健康診断(再検査、C型肝炎抗体検査)	・健康状態自己診断カード(特別健康診断) ・防災訓練(衛生管理者研修会(学外))
11	秋季全国火災予防運動	職員健康診断(VDT作業従事者検診)	・職員レクリエーション
12	年末年始無災害運動	整理・整頓・清掃・清潔(4S)の実施	
1	年末年始無災害運動	関東・甲信越地区国立大学等安全管理協議会(学外)	・健康状態自己診断カード(特別健康診断) (受動喫煙防止対策研修会(学外))
2	成人病予防週間 省エネルギー月間	職員健康診断(運転手業務検診)	
3	春季全国火災予防運動	作業環境測定 職員健康診断(給食従事者検診)	

# ○国立大学法人上越教育大学防災規則

(平成16年4月1日)  
規則第9号

改正 平成17年3月31日規則第5号

## 国立大学法人上越教育大学防災規則

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における防災対策の強化を図り、地震、風水害その他の自然災害並びに火災及び爆発等（以下「災害」という。）が発生した場合における被害を最小限にとどめ、幼児、児童、生徒、学生、役員及び職員（以下「職員等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育研究施設等を災害から保護するために必要な事項を定める。

(他の法令等との関係)

**第2条** 前条の目的を達成するため、防災対策について必要な事項は、他の法令等に別条の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(防災対策の総括等)

**第3条** 学長は、防災対策に関する組織を総括する。

2 事務局長は、学長を補佐し、防災対策に関する事務を整理する。

### 第2章 防災管理

(防火管理者)

**第4条** 本法人に、消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。）第8条第1項に規定する防火管理者を別表第1の防火管理区域欄に掲げる区域ごとに置き、同表の防火管理者欄に掲げる者をもって充てる。

2 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 防災計画及び消防計画の作成
- (2) 前号の計画に基づく防災訓練の実施及び火災通報要領の作成
- (3) 消防用施設等の点検及び整備
- (4) 火気の使用又は取扱に関する指導・監督
- (5) 避難又は防災対策上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理
- (6) その他防災対策に関して必要な業務

(火気取締責任者)

**第5条** 本法人に、防火管理上必要と認められる区域ごとに火気取締責任者を置き、国立大学法人上越教育大学固定資産等管理規程（平成16年規程第63号）第9条第2項に規定する固定資産監守者をもって充てる。

2 火気取締責任者は、防火管理者の監督のもとに、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 防火対策上の注意事項の職員等への周知徹底
- (2) 火気、電気、ガス等の点検

(3) 引火、発火等の危険のある設備、薬品等の点検

(4) 消防用設備の点検

(5) 消火器等の使用方法的職員等への周知徹底

(6) その他火気の管理に関して必要な業務

(防災隊)

**第6条** 本法人に、災害等の非常事態に対処するため、防災隊を置く。

2 防災隊の設置箇所及び編成責任者（隊長）は、次のとおりとする。

設置箇所	編成責任者（隊長）
山屋敷地区（附属幼稚園を除く。）	総務部長
学校教育総合研究センター	学校教育総合研究センター長
附属小学校	附属小学校副校長
附属中学校	附属中学校副校長
附属幼稚園	附属幼稚園副園長

3 防災隊の編成及び任務の基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

4 防災隊の編成責任者は、当該防災隊の編成及び任務を定めたときは、学長に報告しなければならない。

(防災訓練)

**第7条** 防火管理者は、防災隊と協力し、定期的に防災訓練を行わなければならない。

(消防用施設等の維持・管理)

**第8条** 防火管理者は、消防用施設等の適切な管理及び機能保全のため、定期的に点検し、その結果を記録しておかななければならない。

2 防火管理者は、前項の点検結果を学長に報告しなければならない。

(非常持出品の表示等)

**第9条** 火気取締責任者は、当該管理区域内に非常持出品があるときは、それを表示するとともに、当該非常持出品の搬出用具を常備しておかななければならない。

(危険物等の表示)

**第10条** 防火管理者は、危険物、準危険物及び特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所に標識等によりその種別、品名等の表示を行い、職員等に周知しなければならない。

(臨時の火気使用)

**第11条** 通常火気を使用しない場所において、臨時に火気を使用しようとする者は、防火管理者の許可を受けなければならない。

(火気使用の禁止等)

**第12条** 防火管理者は、消防法第22条の規定に基づく火災警報発令時、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条の規定に基づく警戒宣言発令時その他の異常気象時においては、火気の使用を制限し、又は禁止することができる。

### 第3章 災害発生時の措置

(緊急連絡)

**第13条** 災害の発生を認めた者（以下「発見者」という。）は、直ちにその状況を判断し、別表第3に掲げる緊急連絡網に基づき、確実に消防署等に連絡しなければならない。

2 前項の場合において、発見者は、災害が火災であるとき又は火災を伴っているときは、

連絡後消火器等を用いて初期消火に努めなければならない。

(防災隊の招集及び活動等)

**第14条** 防災隊の隊長は、災害が発生し、又はその危険が急迫したとき(以下「災害発生時」という。)は、直ちに防災隊を招集し、消防吏員等による消防隊が到着するまでの間、消火活動等に従事しなければならない。

2 防災隊は、消防吏員等による消防隊が到着した後は、その指示に従って消火活動等に協力しなければならない。

3 防災隊の構成員以外の職員等は、災害発生時において、防災隊の隊長の指示に従って消火活動等に協力しなければならない。

(災害対策本部)

**第15条** 学長は、災害発生時、災害復旧措置を講ずるときその他防災上特に必要と認めるときは、勤務時間の内外を問わず、災害対策の具体的方針を定めるとともに防災隊を統括し、災害に対処するため、災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(対策本部の組織等)

**第16条** 対策本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 総務部長
- (5) 学務部長
- (6) その他学長が指名した者

2 対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は学長をもって充て、副本部長は学長が指名した副学長とする。

(調査・報告)

**第17条** 防火管理者は、被災の事実があったときは、その原因及び損害等の状況を速やかに調査し、学長に報告しなければならない。

#### 第4章 雑則

(装備の管理)

**第18条** 防災隊の装備する物品の管理は、総務部財務課が行う。ただし、主として防災隊の各構成員が装備するものについては、当該構成員が管理する。

(事務の処理)

**第19条** 防災に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

**第20条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

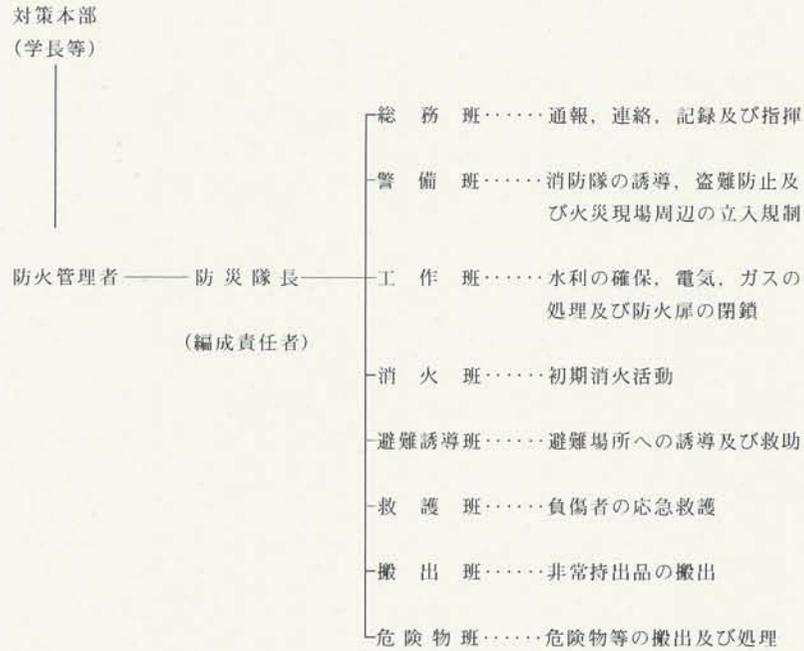
#### 附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

防火管理区域	防火管理者
山屋敷地区(附属幼稚園を除く。)、西城地区(学校教育総合研究センター及び附属小学校を除く。)、北城地区、本城地区(附属中学校を除く。)、及び赤倉地区	総務部施設マネジメント課長
山屋敷地区のうち、附属幼稚園	附属幼稚園副園長
西城地区のうち、学校教育総合研究センター	教授または、これに準ずる者
西城地区のうち、附属小学校	附属小学校副校長
本城地区のうち、附属中学校	附属中学校副校長

別表第2 (第6条関係)

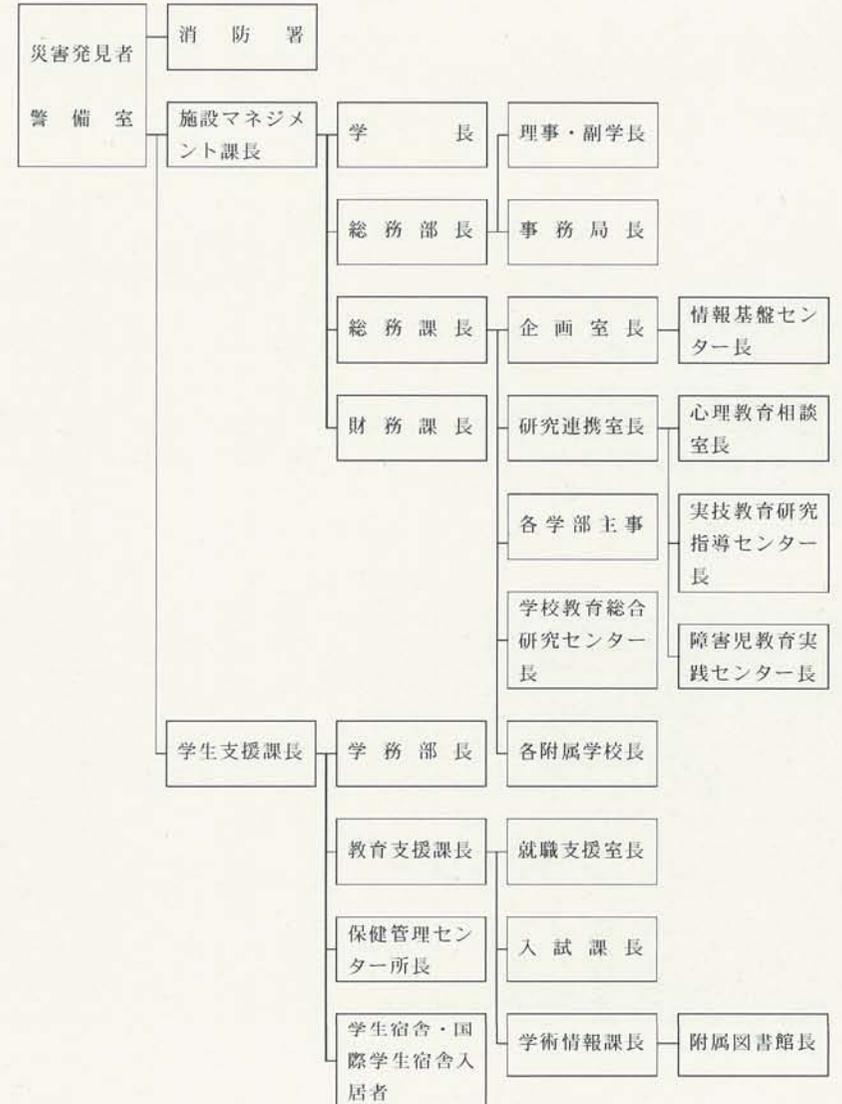


備考 職員の各班への編入は、毎年度当初に防火管理者の上申に基づき学長が指定するものとする。

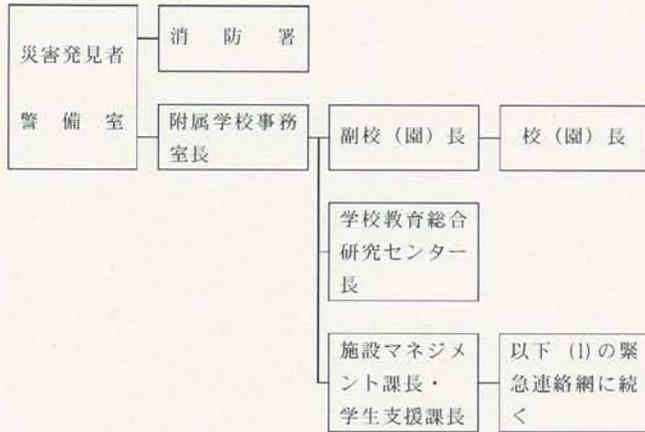
別表第3 (第13条関係)

緊急連絡網

(1) 山屋敷地区 (附属幼稚園及び職員宿舎を除く。) 用



(2) 学校教育総合研究センター及び各附属学校（園）用



(3) 職員宿舎及び赤倉野外活動施設用



## 危機管理マニュアルの作成及び防災訓練等の実施状況

### 1 危機管理マニュアルの作成状況

① 国立大学法人上越教育大学防災計画（平成17年度版）	上越教育大学災害対策本部
② 防災マニュアル	〃
③ 上越教育大学防災の心得	〃
③ 安全の手引（平成17年度版）	上越教育大学
④ 不審者への対応に関するマニュアル（平成17年度版）	上越教育大学附属小学校
⑤ 危機管理基本マニュアル（平成17年度版）	上越教育大学附属中学校
⑥ 不審者侵入等にかかわる危機管理職員対応マニュアル（平成17年度版）	上越教育大学附属幼稚園

### 2 防災訓練等の実施状況

① 防災訓練	
・ 山屋敷地区（大学校舎）	1回
・ 山屋敷地区（世帯用学生宿舎及び国際学生宿舎）	1回
・ 山屋敷地区（単身用学生宿舎）	1回
・ 山屋敷地区（附属幼稚園）	5回
・ 西城地区（学校教育総合研究センター）	2回
・ 西城地区（附属小学校）	1回
・ 本城地区（附属中学校）	1回
・ 赤倉地区（赤倉野外活動施設）	2回
② 防犯訓練（不審者対応）	
・ 山屋敷地区（附属幼稚園）	2回
・ 西城地区（附属小学校）	1回
・ 本城地区（附属中学校）	1回
・ 危機管理研修会（附属幼稚園・小学校）	1回
・ 不審者対応職員研修会（附属中学校）	1回
③ 救急救命講習会	
・ 救命講習、心肺蘇生講習、止血処置講習	1回
④ 自動体外式除細動器（AED）使用講習会	
・ 山屋敷地区	1回
・ 附属小学校	1回
・ 附属中学校	1回

## [大学の取組み]

# 防災体制・災害支援体制



### ● 本学の防災体制

本学では、国立大学法人上越教育大学防災規則に基づき、地震等の自然災害や火災などが発生した場合における被害を最小限にとどめ、学生、教職員等の生命、身体及び施設等を災害から守ることを目的とし、防災計画を策定しています。

- ▶ 国立大学法人上越教育大学防災規則
- ▶ 国立大学法人上越教育大学防災計画
- ▶ 防災マニュアル
- ▶ 上越教育大学防災の心得
- ▶ 安全カード

災害等発生時の連絡事項・連絡先等を記載したカードを本学学生、教職員等に配付しています。

◎ 不審者を発見したら…	近くの研究室、事務室などに避難し、警察に連絡(110番)後、事務局に連絡
◎ 犯罪、交通事故に遭遇したら…	警察に連絡(110番)後、教員や事務局に連絡
◎ 火災を発見したら…	消火活動を行い、消防署に連絡(119番)後、教員や事務局に連絡
◎ 大地震などの災害が起きたら…	身の安全を確保し、グラウンドや駐車上等の場所に避難
○ 事務局の連絡先 → 総務課総務チーム	内線: 3214, 3215 ダイヤルイン: 025-521-3214, 3215
→ 学生支援課学生支援チーム	内線: 3283 ダイヤルイン: 025-521-3283
○ 夜間の連絡先 → 警備室	025-521-3300
○ 災害発生時の安否確認の連絡先	上記電話番号か、以下のメールアドレスに連絡 → <a href="mailto:kinkyu@juen.ac.jp">kinkyu@juen.ac.jp</a>

### ▶ 防災訓練

国立大学法人上越教育大学防災計画に基づき、各地区毎に最低年1回は、大規模地震等を想定した防災訓練を実施することとしています。

平成18年度の防災訓練実施計画については、策定次第、お知らせします。

- ▶ 平成17年度防災訓練実施計画(山屋敷地区)
- ▶ 平成17年度防災訓練実施計画(赤倉地区)
- ▶ 防災に関する地域との連携

### ● 本学の災害支援体制

平成16年には、新潟県内において、台風による水害(7.13新潟豪雨水害)や地震(10.23新潟県中越地震)による大規模災害が相次ぎ多数の被害が出ましたが、本学では、被災地の小・中学校等からの要請を受け、復旧のための支援活動等を行いました。

この経験を踏まえて、今後の災害発生時における本学の災害活動指針を策定、本学が教員養成系大学であることから、小学校や中学校等への支援活動を中心に、大学としての支援活動を行うこととしています。

#### ○ 災害支援室について

県内外において、地震等による大規模災害が発生した場合には、本学に全学を構成員として組織する「災害支援室」を編成し、被災地等への支援活動を行うこととしています。

- ▶ 本学における支援活動指針

#### ○ 本学が行った災害復旧支援

平成16年に、新潟県内において発生した、7.13新潟豪雨水害や、10.23新潟県中越地震による大規模災害において、被災地の小・中学校等からの要請を受け、復旧のための支援活動等を行いました。

- ▶ 7.13新潟豪雨水害の被災学校への支援
- ▶ 10.23新潟県中越地震被災学校への支援

#### ○ 学生、教職員へのお知らせ

災害支援室より、学生・教職員にお知らせした事項の履歴です。

- ▶ 本学の支援活動指針に基づく支援活動についての修学上の特別措置等をお願い
- ▶ 本学における地震等による大規模災害等に伴う被災地等への支援活動指針について(お知らせ)【H16.11.10付 一学長から学生・教職員宛通知】
- ▶ 新潟県中越地震による被害及びボランティア活動等の報告(お願い)【H16.11.11付 一災害支援室長から学生・教職員宛通知】

## 上越教育大学

このページは総務部総務課総務チームが管理しています。

このページに関するご意見・お問合せは [somu@juen.ac.jp](mailto:somu@juen.ac.jp) までお願いします。

[作成: 2005.7.1][最終更新: 2006.5.25]

〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地

Copyright©2004-2006 Joetsu University of Education. All rights Reserved.